

# 越前市子ども・子育て支援計画（第2次）

令和元年度～令和6年度



絵 かこさとし『わっしょい わっしょい ぶんぶんぶん』（偕成社）より

## 越 前 市

令和元年10月策定



はじめに

少子・高齢化が加速する今日、越前市の出生数も減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

また、地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下が懸念される中、虐待やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く深刻な課題が全国的に顕在化しています。

本市においても、待機児童の解消、外国籍の子どもや医療的ケアを要する子どもへの対応、生活困窮家庭への支援など、子どもの育ちを支えるためのソフト・ハード両面の早急な対策が求められています。

働き方改革が叫ばれ、子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたため、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備することが重要となっています。

このような状況を踏まえ、「越前市子ども・子育て支援計画」と「越前市子ども・子育て支援事業計画」を一体化した上で、半年間前倒しして改定することとし、越前市子ども条例の趣旨に沿い、一人ひとりの子どもの成長と自立への支援を基本理念とした「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」をこのたび策定しました。

全ての子どもは、生まれてきた時から、それぞれ一人の人間としてかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちは、越前市にとって最大の資源である「人づくり」の基礎で、子どもの育ちと子育てを支援することが、未来への投資と考えます。

次の社会を担う子ども一人ひとりが人間性を育み、社会へ参加・参画する「主体」となるよう、子どもたちに関わる全ての関係者が一体となって、子どもの成長と自立を支援し、本計画を推進してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた越前市子ども・子育て会議の委員をはじめ、ご意見等をいただいた多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

令和元年10月

越前市長 奈良 俊 幸





「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」に寄せて

このたびの「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」は、遡れば、平成17年度の「越前市次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）」から始まっています。かつての少子化対策というストレートな施策から「次世代育成支援」へと名称を変えたのは、“これからは子どもを安心して産み育てられるまちづくり”という総合的な意味合いがあったと私は理解しています。それ以降の越前市の計画は、さらに名称は変わりましたが、少子化対策という含みを残しつつ、「子どもと子育て」に優しいまちづくりをするという基本的な考え方を変えることなく、15年の歳月を経た今回の計画にもそれは継承されています。



平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、新しい認定こども園制度が誕生しました。平成28年には児童福祉法が大きく改正され、児童の権利に関する条約の精神が条文に盛り込まれました。平成29年には保育所保育指針や幼稚園教育要領が改訂され、就学前の幼児教育の位置づけが明確になりました。越前市では、外国人市民が増えて、外国籍の子どもの転入だけでなく、新しい命も誕生しています。そして、この10月より幼児教育・保育の無償化が始まりました。このように、今回の第2次（令和元年度～6年度）の計画は、第1次の時期（平成27年度～31年度）と比べて、子どもや家庭のみならず保育全体を取り巻く状況が大きく変わりました。

第2次の計画では、第1次の基本理念である「一人ひとりの子どもの成長と自立への支援」を継承するとともに、時代の大きな変化を踏まえ、「子どもと子育て」のコンセプトのもとに66の施策と191の取組を体系づけました。

策定にあたっては、委員からの積極的な意見だけでなく、パブリックコメントでも多くの意見を寄せていただき、計画全体が市民による手作り感のあるものとなりました。だからこそ、市民一人一人が当事者となってこの計画の実施に関わることが大切になってきます。すなわち、家庭、学校、児童福祉施設、地域自治組織、市民活動組織、事業者、市民、行政が協働し、関係者が一体となって子どもの成長と自立を支援していくことが大切になってきます。

折しも今年は、「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択されて30年の節目にあたります。市民の皆様が「越前市子ども条例」の意義を改めて思い起こし、越前市が目指している「社会に参画できる主体」となる子ども、すなわち未来の大人の育成に力を発揮していただければうれしいです。すべての世代の人々が子どもに関心を持ち、すべての子どもが温かいまなざしを受けて健やかに育つ、まさに一人一人が「主人公」となってかがやき合う、そのような希望に満ちたまちづくりを心より願います。

令和元年10月

越前市子ども・子育て会議会長

仁愛大学 人間生活学部長 石川 昭 義

(仁愛大学人間生活学部子ども教育学科)



# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画策定に当たって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の背景と趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
4	関連計画との関係	
5	前計画の概要と評価	
<b>第 2 章</b>	<b>子育て世帯を取り巻く現状と課題</b>	<b>11</b>
1	現状	
2	課題	
<b>第 3 章</b>	<b>計画の基本理念と基本目標</b>	<b>23</b>
1	基本理念	
2	基本目標	
<b>第 4 章</b>	<b>施策の体系と展開</b>	<b>25</b>
1	施策の体系	
2	基本柱別施策の展開	
	基本柱Ⅰ 子どもの権利が守られる社会づくり	
	基本柱Ⅱ 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり	
	基本柱Ⅲ 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備	
	基本柱Ⅳ 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり	
	基本柱Ⅴ 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援 体制の推進	
	基本柱Ⅵ 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進	

- 3 施策一覧
- 4 実現に向けた分野別役割

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画（第2期）・・・・・・・・ 47

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育のための環境整備
- 3 計画期間の量の見込みと確保対策
  - (1) 教育・保育
  - (2) 地域子ども・子育て支援事業

## 第6章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

## 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

- 越前市子ども条例
- 計画策定の経過
- 越前市子ども・子育て会議委員名簿
- 越前市子ども・子育て支援計画庁内ワーキング員名簿
- 越前市子ども・子育て会議事務局
- 越前市子ども・子育て会議設置規則
- 用語の解説
- 「子育て支援に関するニーズ調査」結果

# 第 1 章

計画策定に当たって

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行を受けて、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」ことを目的とした次世代育成支援対策推進法が平成15年に成立し、次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の各市町村に義務付けられました。

越前市では、次世代育成支援対策推進行動計画の前期計画（平成17年度～平成21年度）及び後期計画（平成22年度～平成26年度）を策定し、子どもと子育てを支援する総合的な取組みを進めてきました。

取組みを継続する中で、平成24年3月に「越前市子ども条例」を制定しました。これは、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法の基本理念に合致したものであり、それを先取りする形で制定したものです。

平成25年3月には、市子ども条例の趣旨に沿い、後期計画を見直した新たな計画として、平成25年度を始期とした「～コウノトリが運ぶ～越前市子ども・子育て支援計画」を策定し、一人ひとりの子どもの成長と自立への支援を基本理念として基本目標や基本的施策を定め、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

また、平成26年4月に市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育てに関する課題を分析し、今後5年間の子ども・子育ての支援事業等の需要を見込むとともに、ニーズ調査結果などを反映した、平成27年度を始期とする「越前市子ども・子育て支援事業計画」（国は第1期事業計画という。）を策定し、子どもと子育てを支援する総合的な取組みを実施してきました。

このような中、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的とした子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より始まり、国の子育て支援のあり方が大きく変わってきています。

本市の出生数は長期的に減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。地域のつながりの希薄化、家庭や地域の力の低下が懸念されており、虐待やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く課題も多様化しています。さらに、外国籍の子どもや医療的ケアを要する子どもへの対応、生活困窮家庭への支援など、子どもの育ちを支えるためのソフトとハード両面の取組みが求められています。また、本市が平成30年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査の結果によると、保育ニーズの高まりによる保育の受け皿の確保など待機児童対策が求められています。

現在の市子ども・子育て支援計画及び市子ども子育て支援事業計画の期間は両計画とも平成31年度末までとなっていますが、前述の状況を踏まえ、国の「子育て安心プラン」

に沿って早急に待機児童解消などに取り組むため、策定期間を予定より半年間前倒しし、市子ども・子育て支援計画（第2次）及び市子ども・子育て支援事業計画（第2期）を一体的に策定することになりました。

親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」や、子どもが自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」は、子ども・子育てをめぐる政策動向等と一体となって取り組まなければ実効性のあるものにはなりません。社会全体で意識を共有し、子どもを安心して産み育てる環境づくりに取り組んでいきます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、市子ども条例の趣旨に沿い、子ども一人ひとりの成長と自立への支援を目的とし、本市が進める子ども・子育て関連施策の基本的方向や目標を示すものです。子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく、市町村行動計画に位置付けた計画とします。

## 3 計画の期間

子ども・子育て支援計画（第2次）及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）の計画期間は、令和元年度から令和6年度までとします。

## 4 関連計画との関係

本計画は、上位計画である市総合計画の基本構想に掲げたまちづくりの柱の1つである「元気な人づくり」の個別計画として位置付けます。

また、全ての福祉分野の計画の上位計画となる市地域福祉計画（平成31年3月策定）の基本理念「ともに生きる 福祉でまちづくり」の地域共生社会の実現をめざし、関連する各個別計画との整合性を図っています。

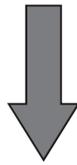
なお、本計画は、市幼保一体化推進計画、ひとり親家庭自立支援計画、市子どもの未来応援計画を含む計画であると同時に、市子ども・子育て支援事業計画（第2期）として位置付けた計画となっています。

越前市総合計画（計画体系 平成 30 年度～平成 33 年度）

越前市地域福祉計画（平成 31 年度～平成 35 年度）

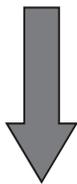


越前市次世代育成支援対策推進行動計画  
前期計画  
（平成 17 年度～平成 21 年度）  
後期計画  
（平成 22 年度～平成 26 年度）



子ども・子育て支援計画  
（平成 25 年度～平成 31 年度）

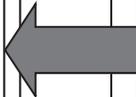
子ども・子育て支援事業計画  
（平成 27 年度～平成 31 年度）



子ども・子育て支援計画  
（第 2 次）  
子ども・子育て支援事業計画  
（第 2 期）  
（令和元年度～令和 6 年度）

主な関連計画

- 越前市人口ビジョン・総合戦略
- 越前市多文化共生推進プラン
- 越前市男女共同参画プラン
- 越前市健康 2 1 計画
- 越前市障がい者計画
- 越前市食と農の創造ビジョン  
コウノトリが舞う里づくり戦略
- 越前市教育振興ビジョン
- 越前市子ども読書活動推進計画
- 越前市スポーツ推進プラン
- 越前市公共施設等総合管理計画
- 越前市子どもの未来応援計画  
（平成 30 年度～平成 36 年度）
- 越前市ひとり親家庭自立支援計画  
（平成 26 年度～平成 32 年度）
- 越前市幼保一体化推進計画  
（平成 25 年度～平成 28 年度終了）



## 5 前計画の概要と評価

本市では、平成24年3月の市子ども条例の制定により、市次世代育成支援対策推進行動計画後期計画を見直した新たな計画として、平成25年3月に市子ども・子育て支援計画を策定しました。子どもの最善の利益のため、一人ひとりの子どもの成長と自立への支援を理念に6つの基本柱を定め、様々な事業に取り組んできました。

また、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、同法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされました。本市では平成27年3月に市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援事業に取り組んできました。なお、子育て支援事業の実施状況については、毎年度、市子ども・子育て会議の評価を経て市民に公表しています。

### (1) 前子ども・子育て支援計画

#### **基本柱Ⅰ 子どもの権利が守られる社会づくり**

市子ども条例、児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益のために地域や関係団体との連携などの取組み強化を図っています。

～主な取組み～

##### **【子ども条例の周知】**

子どもの権利の保障と自立を実現するため、イベントや地域の出前講座において、「越前市子ども条例」の普及啓発に努めました。

##### **【人権教育を推進し、全ての人々が権利を尊重する意識に努める】**

人権擁護委員との連携により学校・PTA・地域での人権に関する教育の推進や、幼児期からの男女共同参画の意識啓発に努めました。

#### **基本柱Ⅱ 子どもが社会に参加するための環境づくり**

特別な配慮を要する子どもを支える体制の推進と、子どもや子育て家庭が安心して利用できる「子ども・子育て総合相談室」の定着に努めました。

また、住み慣れた地域で子どもがのびのびと安心して過ごすことができる社会づくりに取り組みました。

～主な取組み～

##### **【障がいのある子どもとその家庭への総合的な支援体制を充実する】**

障がいのある子どもが、住み慣れた地域で一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、ケースの状況に応じ関係機関との連絡会や研修会を開催しました。

また、放課後の居場所の確保に努めました。

### 【相談窓口の一元化】

子どもや家庭に関するあらゆる相談ができる「子ども・子育て総合相談室」を設置し、相談窓口の一元化を図りました。また、市要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の連携を強化しました。

妊娠期から子育て期まで総合的に相談できる「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

### 【子どもの社会参加の促進を図る】

子どもたちが親元を離れ、地域の大人たちの指導のもと、日常生活力をつけるための合宿通学などを引き続き実施し、家庭の大切さを認識し、子ども同士、地域の大人たちとの交流を深めました。

## 基本柱Ⅲ 仕事と家庭の調和を実現する社会づくり

共働きで、その就業形態も様々な子育て家庭が、安心して子育てできる環境整備の推進と、多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上を目指しました。

～主な取り組み～

### 【事業所に対してワーク・ライフ・バランスを啓発する】

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに取り組む事業所に対する表彰制度の創設やその普及促進を実施しました。

### 【家庭の実情にあった子育て支援を充実する】

利用者のニーズに応じ、放課後児童クラブの対象年齢を小学6年生までに拡充しました。

また、子育て情報サイト「子育てどんとこい！越前市」「子育て情報アプリえつつぶ」を構築し、幅広い情報発信に努めました。

子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業については、広域（市外施設）での利用も可能とし、より利用しやすい支援を目指しました。

## 基本柱Ⅳ 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり

子どもの育ちに必要な就学前教育の充実と、学齢期の子どもの「生きる力」の育成のための義務教育の充実に努めました。

また、地域力を活用した子育て支援、保護者教育に努めるとともに、子どもを危険から守るための環境づくりを継続して実施しました。

～主な取り組み～

### 【幼児教育・保育環境を充実する】

家庭の状況に応じて選択できる認定こども園への移行の推進や、保育料の負担軽減に取り組みました。

認定こども園への移行については、平成24年度には保育所24園、幼稚園19園でしたが、市幼保一体化推進計画に基づき、認定こども園への移行に取り組んだ結果、令和元年度には認定こども園14園、保育所10園、幼稚園9園となりました。

また、子どもが現在を最も良く生き、生命（いのち）の尊さやつながりの大切さを学ぶ場として、関係機関が連携し、保育環境づくりと保育内容の充実に努めました。

#### **【子どもの「生きる力」を育成する】**

確かな学力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育成するために、多様な機関が連携し、夢や希望の実現に向けて努力していくことができる教育を、総合的に推進しました。

また、いのちの大切さを学び、いのちを守る意識の向上を図るため、市内全中学校において、赤ちゃん抱っこ体験を実施しました。

スポーツ活動や文化芸術活動など、多様な体験と活動の場の提供と、平成30年度の福井国体においては、部活動の創部、競技力向上にも取り組みました。

#### **【地域力を活用した子育て支援を推進する】**

地域の人材（ゲストティーチャー）を活用しながら、公民館や学校施設を拠点として、地域住民との交流の場づくりや、総合型地域スポーツクラブの推進、「家庭・地域・学校協議会」を活用し、学校と保護者や自治振興との連携などを図りました。

また、家庭学習支援を前提とした、子どもの居場所づくり事業を実施し、地域の中で子どもを見守り支援する体制を構築しました。

#### **【家庭教育力の向上を目指す】**

豊かなふれあい体験を通して家庭教育の向上を図るため、多様な文化とふれあう巡回型の演劇会、音楽会、小さな時から本に親しむ「お話し会」を実施しました。

また、5か月児セミナーでボランティアによる読み聞かせをするブックスタート事業を実施しました。絵本を1冊プレゼントし、絵本の楽しさを知るきっかけ作りと、未配布の家庭には個別訪問を実施しました。

#### **【子どもの安全を守る環境を整備する】**

地域や警察、消防と連携しながら、幼少期における防災教室や避難訓練の実施など安全教育に努めました。

また、通学路の安全確認や防犯灯、グリーンベルトの設置、日中及び登下校における見守り活動の実施など、安心して子育てができる環境づくりを実施しました。

武生中央公園をリニューアルし、だるまちゃん広場をオープンして、子どもが安心して遊べる場を整備しました。

## **基本柱Ⅴ 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制づくり**

児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携に加え、地域全体で見守りできる支援体制づくりに取り組みました。

また、ひとり親家庭の自立支援について、就労支援、子育て・生活支援、経済的支援等を着実に推進しました。

発達に支援の必要な子どもとその家庭に対して、関係機関の連携を図り、相談支援や発達支援を実施し、早期発見及び早期療育に取り組みました。

外国籍の子どもへの支援についても、地域で安心して生活ができるよう関係機関の連携を図りました。

～主な取り組み～

### **【要保護児童対策を強化する】**

市要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携し、総合相談窓口体制を強化、早期発見・早期対応に取り組みました。

また、地域、一般市民、民生児童委員、関係機関職員への出前講座を開催し、児童虐待防止の啓発を実施し、地域全体で見守りできる支援体制づくりに取り組みました。

### **【ひとり親家庭の自立支援を推進する】**

経済的支援では、ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業に基づき、病児・病後児保育利用料、放課後児童クラブ利用料、高校生の通学定期代の補助を実施しました。

また、学習習慣を身に付け、基礎的学力の向上を図ることを目的とした学習教室を開設し、家庭環境に左右されることなく、子どもとその家庭が安心して生活と子育てができる環境づくりを推進しました。

### **【発達に支援の必要な子どもとその家庭への支援を充実する】**

保育カウンセラー配置事業を市内公立保育園・認定こども園・幼稚園で実施する中で、地域支援を行う健康増進課、児童発達支援センターなないろ、南越特別支援学校教育相談部等が定期的に連絡会を開催し、情報共有に努めました。

また、乳幼児健診事後フォロー教室やこどもの相談会、児童発達支援センターなないろ発達健診等を開催し、早期発見及び早期療育に取り組みました。

### **【外国籍の子どもや家庭への総合的な支援体制を充実する】**

日本語によるコミュニケーションが困難な子どもや家庭に対し、日常生活や子育ての相談、市民行政サービス利用等の通訳、就学前教育・保育施設における外国籍児童対応職員の園巡回や、子ども福祉課への配置、学校においてはアクセスワーカー等の配置などを実施し、支援体制を充実しました。

また、家庭学習支援を対象とした夏休み宿題サポート事業、子どもの居場所づくり事業について、国際交流協会などの関係機関と連携して実施しました。

## **基本柱Ⅵ 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり**

妊娠中から、安心して出産、育児ができるよう、さらに愛着形成のためのふれあいができるよう、また全ての子どもが健やかに成長できるよう、保健、福祉、医療等の関係分野が連携して子育ての支援に取り組みました。

～主な取り組み～

### **【安心して妊娠・出産できる環境を充実します】**

特定不妊治療を受ける夫婦の経済負担軽減、妊産婦健診、両親学級、乳幼児健診事後指導など、妊娠期からきめ細やかな健康支援の充実に取り組みました。

### **【親と子の健康づくりを推進します】**

気がかりな子について、電話・訪問・事後教室などのフォロー及び健診未受診者に対する受診勧奨や訪問、新生児訪問指導など、疾病等の早期発見や発育・育児不安解消に対応するための支援に取り組みました。

### **【若い世代が自立し家庭を持つための支援を充実します】**

将来を豊かに生きるための能力を養うため、全中学校で職場体験を実施しました。

また、市民活動団体等と関係機関との連携により、出会いの場創出事業を実施し、自立して家庭をもつことができる取り組みを推進しました。

若い世代の定住化を推進するため、新婚夫婦への家賃補助事業を行いました。

## (2) 前子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第59条で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心とした次の事業について取り組みました。

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②妊婦健康診査
- ③乳児家庭全戸訪問事業
- ④養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑤子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ⑥一時預かり事業（幼稚園等、保育所、以外の事業所）
- ⑦延長保育事業（延長保育、休日保育）
- ⑧病児・病後児保育事業
- ⑨放課後児童クラブ

事業名		H27	H28	H29	H30
① 地域子育て支援拠点事業	利用者数(延)	50,361	51,108	50,718	47,400
	箇所数	4	4	4	4
② 妊婦健康診査	母子手帳交付者数	674	644	650	632
③ 乳児家庭全戸訪問事業	訪問率	96.8%	97.2%	98%	99%
④ 養育支援訪問事業	訪問指導件数(延)	240	200	220	221
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	新規相談件数	146	241	130	144
⑤ 子育て短期支援事業					
子どもショートステイ事業	利用者数(延)	43	49	13	41
子どもトワイライトステイ事業	利用者数(延)	9	24	0	5
⑥ 一時預かり事業					
幼稚園等1号認定児童預かり保育	利用者数(延)	200	3,541	5,813	7,483
保育を必要とする児童の保育所での一時預かり	利用者数(延)	2,571	1,908	2,200	1,780
上記以外での一時預かり事業	利用者数(延)	1,778	2,000	2,295	1,780
⑦ 延長保育	利用者数(実)	763	629	812	971
休日保育	利用者数(延)	90	58	4	12
⑧ 病児・病後児保育事業	利用者数(延)	517	587	679	754
⑨ 放課後児童クラブ	登録児童数(実)	701	723	811	878

# 第2章

## 子育て世帯を取り巻く 現状と課題

## 第2章 子育て世帯を取り巻く現状と課題

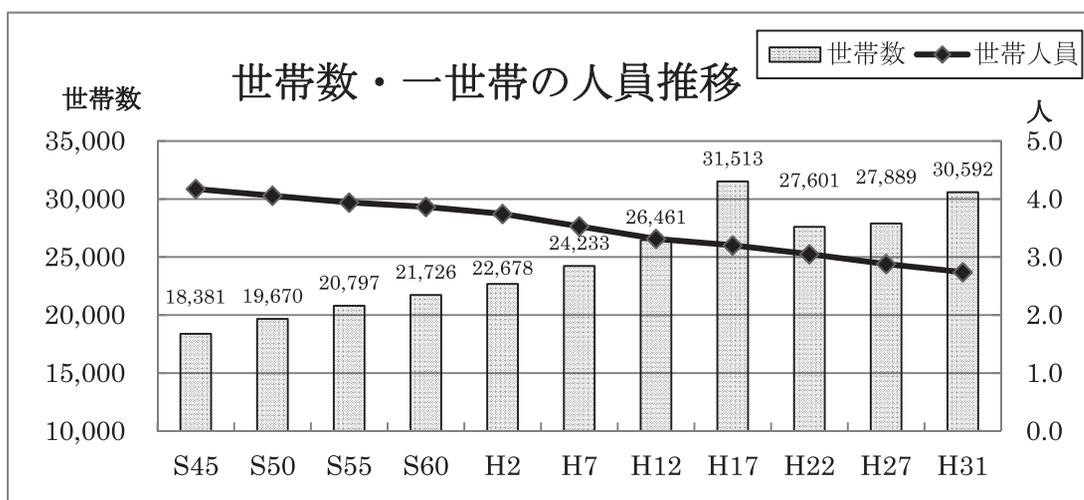
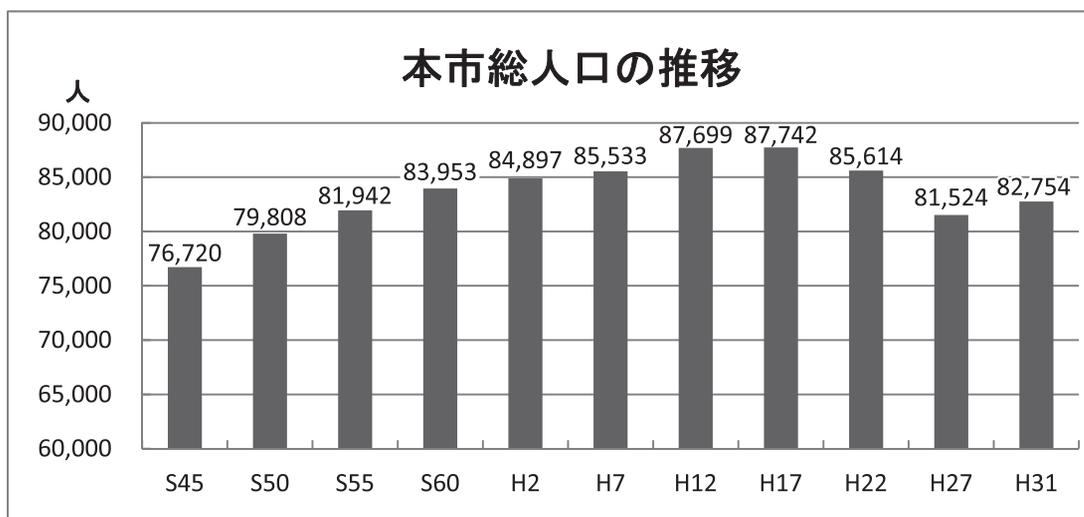
### 1 現状

#### (1) 人口等の状況

##### ①総人口と世帯の状況

本市の総人口の推移をみると、昭和45年に76,720人（武生市・今立町）だった総人口は増加を続け平成17年には87,742人となりましたが、以後は減少が続き平成27年には81,524人となりました。その後は増加し、平成31年には82,754人となっています。

世帯数も増加し平成31年に30,592世帯となっている一方で、一世帯当たりの人員は減少を続け平成31年に2.7人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

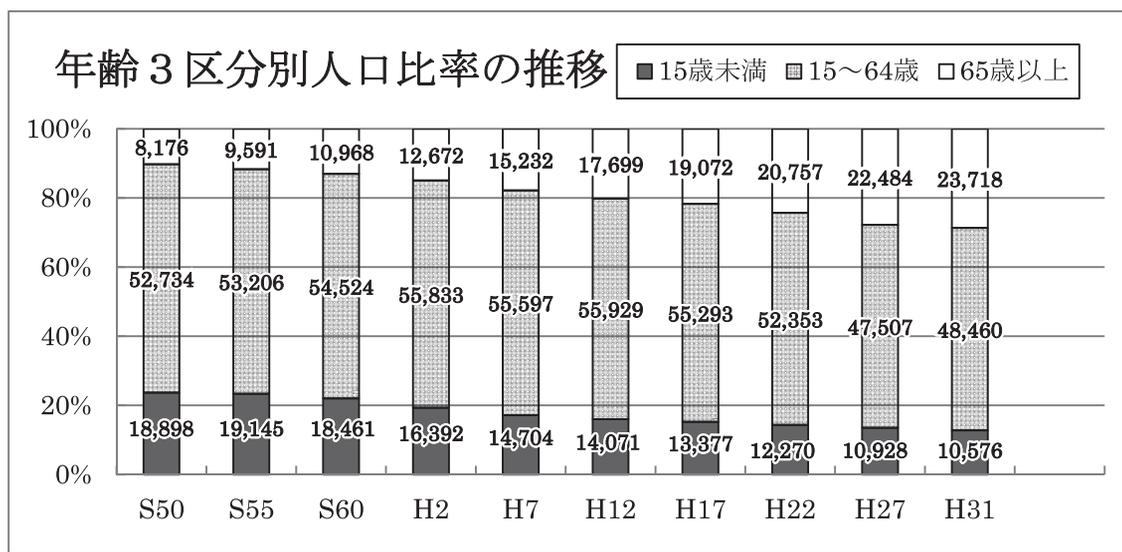


資料：S45～H27は国勢調査、H31は住民基本台帳（H31.4.1日現在）より  
注）平成24年8月より住民基本台帳の数値に外国籍も含む。

## ②年齢3区分人口の推移

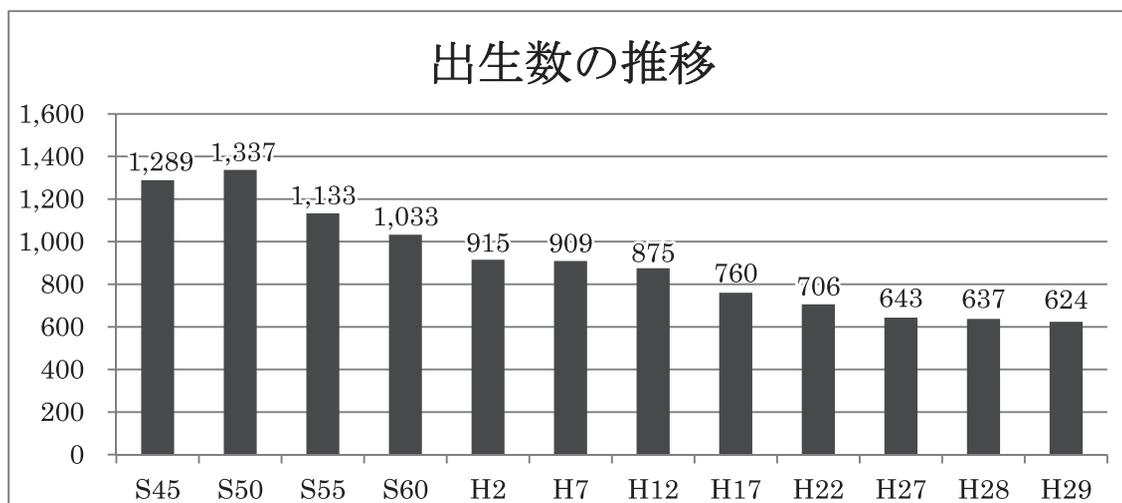
0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢3区分別人口の推移を見ると、昭和50年の15歳未満の人口は18,898人（23.7%）ですが、平成31年には10,576人（12.8%）と減少しています。

一方、65歳以上の人口は、昭和50年は8,176人（10.2%）でしたが、平成7年には15歳未満の人口比率と逆転し、平成31年には23,718人（28.7%）に増加しており、少子高齢化が進んでいます。



## ③出生の状況

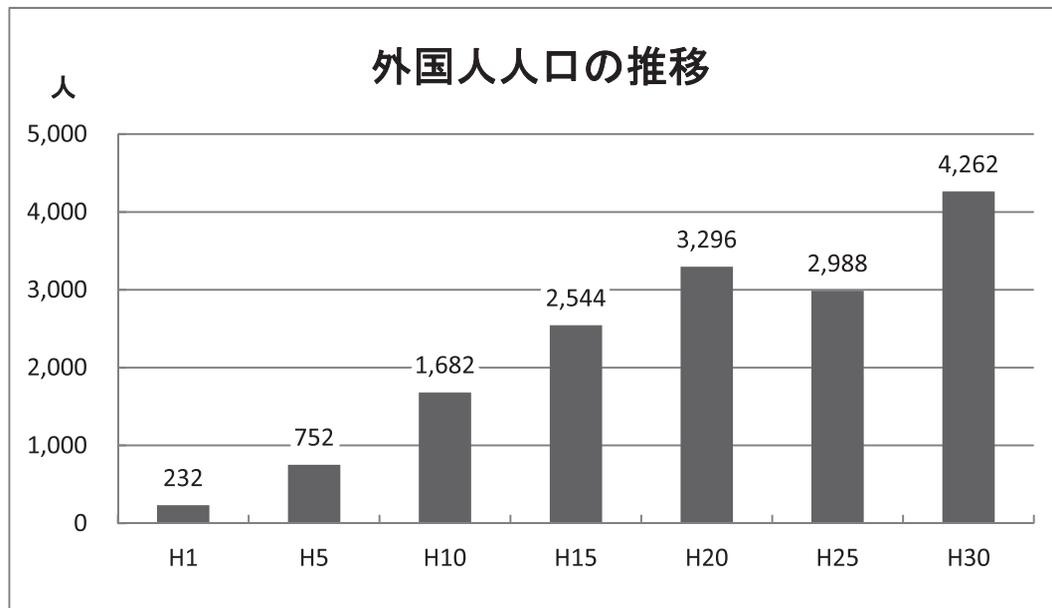
本市の出生数は、昭和50年に1,337人でしたが、以後は減少を続け、平成22年には約半数の706人、平成29年には624人となり、少子化が進んでいます。



資料：人口動態 ※外国籍は含まない

#### ④外国人人口の推移

外国人人口は、平成元年に232人でしたが、年々増加し、平成30年には4,262人と、本市人口の約5%を占めるようになりました。

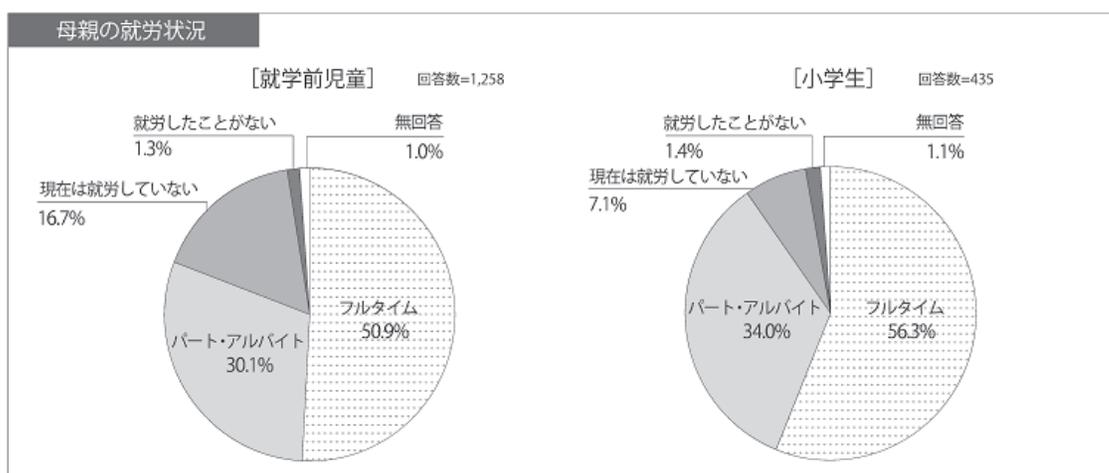


資料：H1～H20は外国人登録台帳、H25～H30は住民基本台帳

## (2) 子育て世帯の現状

### ①女性の就労状況

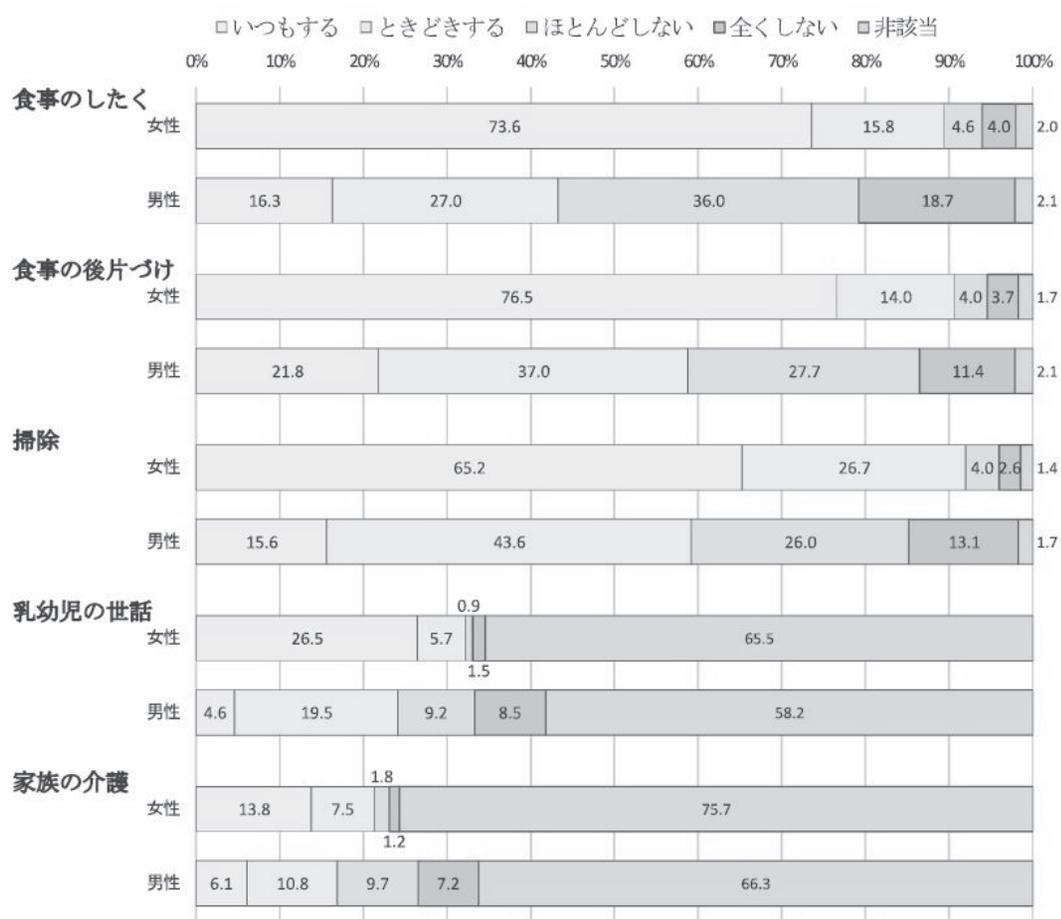
本市では、「フルタイム」「パート・アルバイト」で就労している母親は8割を超えています。特に小学生になると、母親の9割が就労しています。



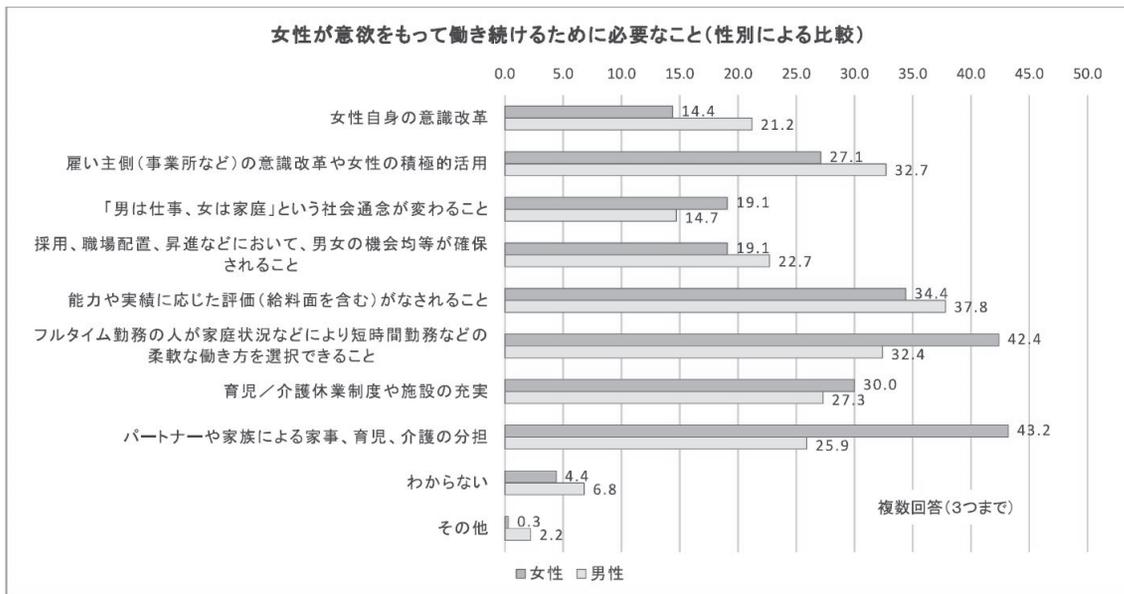
資料：子育て支援に関するニーズ調査 (H30)

市男女共同参画プランにおいて、性別による役割分業意識の見直しのための取り組みや、ライフステージにあわせた柔軟な働き方の実現や長時間労働の是正、仕事と育児・介護の両立支援の一層の充実など、ワーク・ライフ・バランスの確立が課題として挙げられています。女性の就労と家事等との両立という点では、就労する女性が両立の難しさを抱えていることが推測されます。

### 家事、育児、介護の実施頻度(性別での比較)



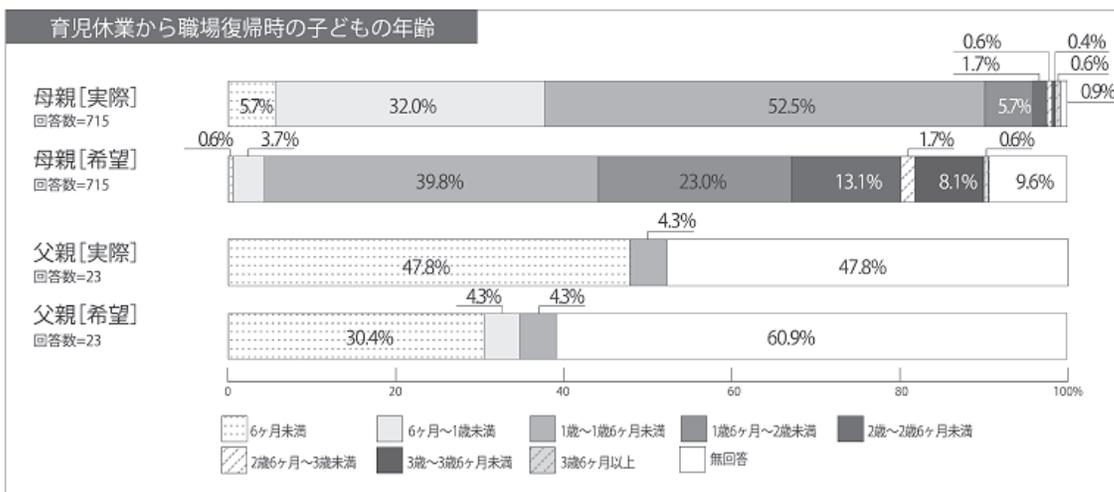
資料：市男女共同参画プラン意識調査（H28）



資料：市男女共同参画プラン意識調査 (H28)

就労している母親が育児休業から職場復帰する時の子どもの年齢は、90.2%が1歳半未満となっています。しかしながら、母親の「希望」は1歳半以上が全体の46.5%を占め、実際と希望する年齢との差が出ています。

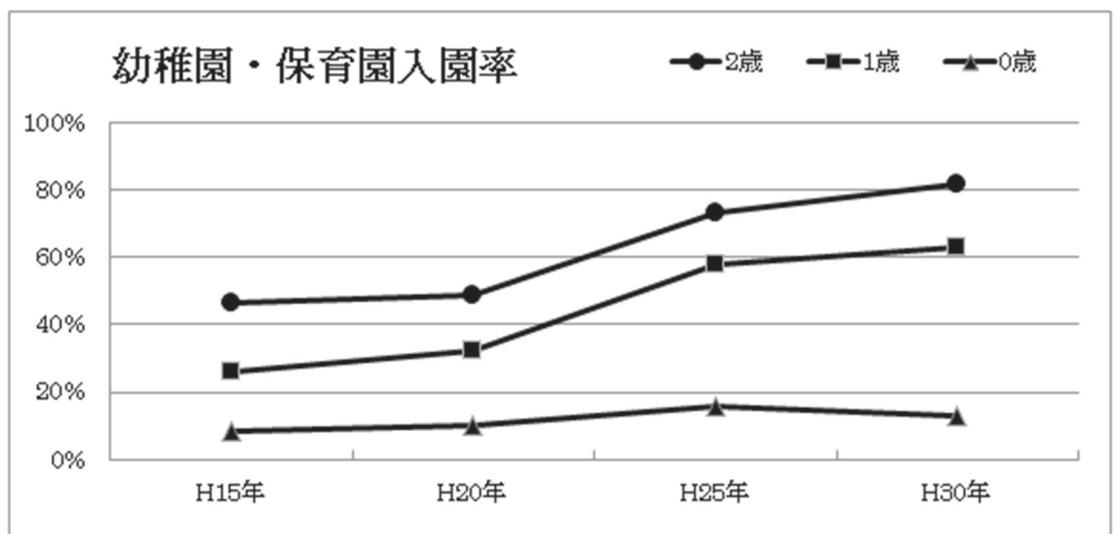
また、就労している父親が、育児休業をとることは非常に少ない状況です。



資料：子育て支援に関するニーズ調査 (H30)

## ②就学前教育・保育施設の入所状況

幼稚園と保育所の入園状況をみると、平成25年度は0歳児の16%、1歳児の58%、2歳児の73%が入園していましたが、平成30年度は0歳児13%、1歳児63%、2歳児83%が入園しており、年々入所率が高まり、保育ニーズの低年齢児化が進んでいます。



## 幼稚園・保育所入園児童数推移

	H15	H20	H25	H30
5歳児	898	803	747	678
4歳児	872	810	704	671
3歳児	798	757	671	687
2歳児	439	460	500	528
1歳児	288	358	386	407
0歳児	85	92	103	78
計	3,380	3,280	3,111	3,049

資料：子ども福祉課、教育振興課 各年度3月31日現在

### ③生活保護世帯の状況

生活保護の受給状況をみると、平成26年度以降、世帯数、人員数、保護率ともに減少傾向にあり、平成30年度185世帯210人となっています。

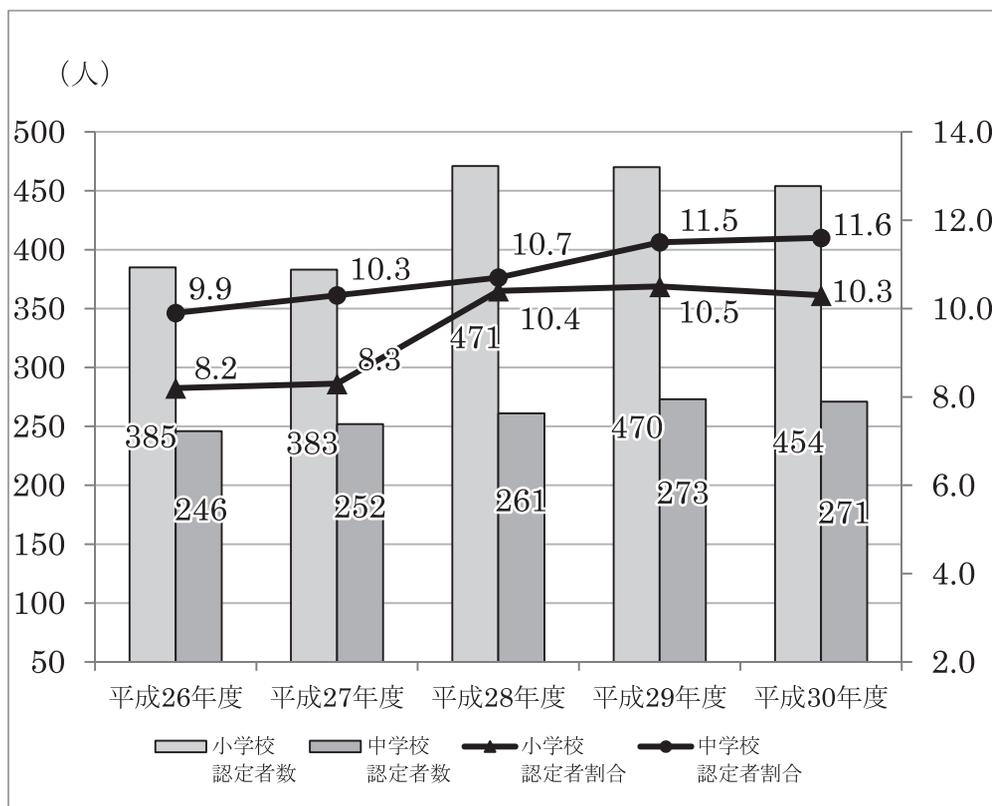
なお、生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、18歳未満の子どもを含む世帯は減少傾向にあり、平成30年度は1世帯と少ない状況です。

	世帯数 (世帯)	内18歳未満 の子どもが いる世帯 (世帯)	人員数 (人)	保護率 (%)		
				越前市	福井県	全国
平成26年度	206	14	263	3.14	5.19	16.91
平成27年度	206	11	251	3.00	5.27	17.10
平成28年度	197	9	230	2.77	5.34	16.90
平成29年度	193	5	225	2.70	5.36	16.70
平成30年度	185	1	210	2.53	5.32	

資料：社会福祉課 各年度月平均

### ④就学援助認定者数及び割合の推移

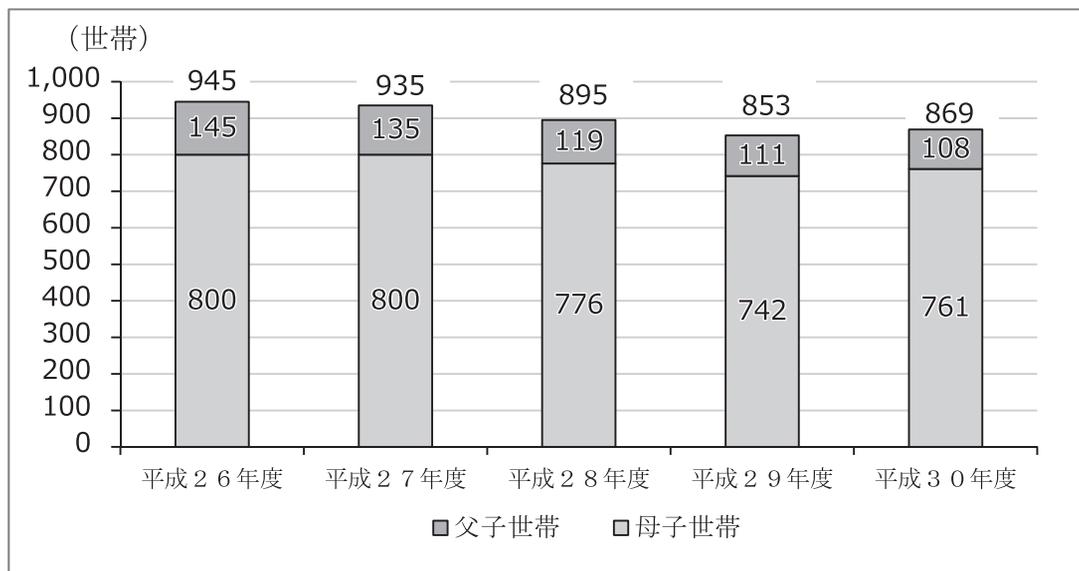
就学援助を受けている児童生徒の状況は、小・中学校ともに年々増加傾向となっています。



資料：教育振興課 各年度3月31日現在

### ⑤ひとり親世帯数と内訳

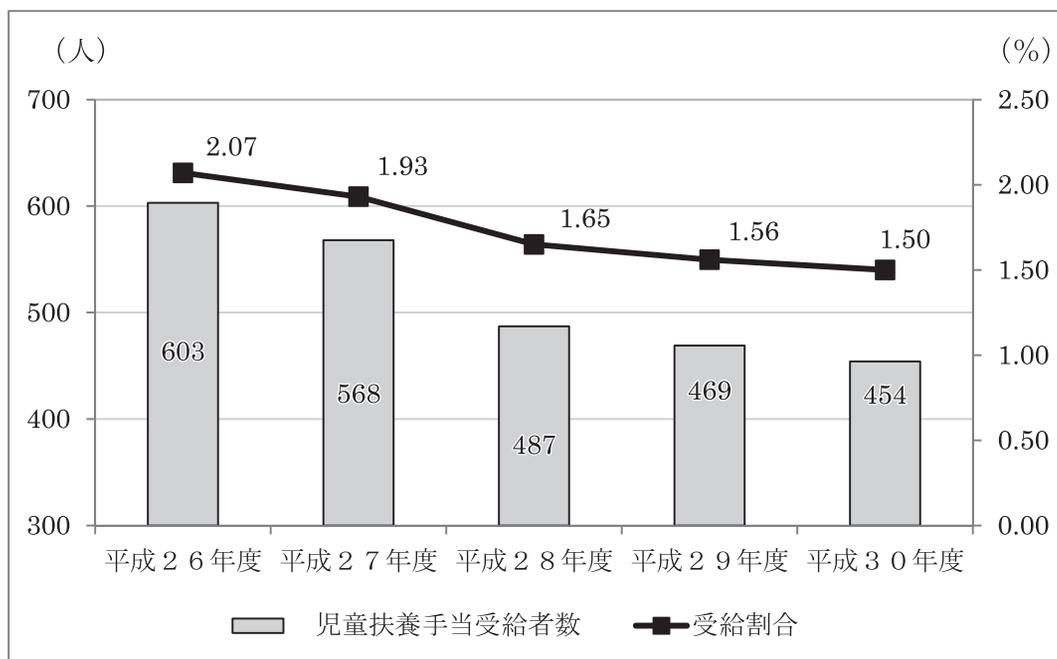
ひとり親家庭のうち、母子世帯は、平成25年度788世帯から平成29年度742世帯に、父子世帯は、平成25年度146世帯から平成29年度111世帯と、ともに減少傾向にあります。



資料：市ひとり親家庭調査

### ⑥児童扶養手当受給者数及び受給割合の推移

児童扶養手当受給の状況は、年々減少傾向にあります。平成30年度では454人となっており、ピーク時の平成26年度と比べ22%減少しています。



資料：子ども福祉課 各年度3月31日現在

⑦児童虐待に関する相談（種類別相談件数内訳）

子ども・子育て総合相談室が新規で受けた児童虐待に関する相談件数は、平成30年度は46件となっており、平成28年度の110件より減っていますが、平成29年度の31件より増加しています。

（単位：件）

年度	種 別									計
	養護相談 (虐待)	養護相談 (その他)	育児・ しつけ	発 達 障 害	学 校 生活等	ぐ 犯 行 為	保 健	心 身 障 害	その他	
H28	110	96	2	6	23	1	1	1	1	241
H29	31	67	3	4	23	0	2	0	0	130
H30	46	74	0	6	14	1	2	0	1	144

資料：子ども・子育て総合相談室

## 2 課題

本市の現状や国の政策動向、また平成30年度に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」結果などから、子どもや子育て世帯を取り巻く様々な課題が見えてきていますが、本計画において強化して取り組むべき大きな課題は次の3点と考えられます。

### (1) 待機児童解消に向けた対策

本市では、平成29年度以降、保育所・認定こども園の待機児童が発生しています。待機児童の内訳をみると、0～2歳児がそのほとんどを占めています。

本市の現状を見ると、少子化が進む一方で、世帯数の増加及び一世帯の人員数の減少により核家族化が顕著になっています。子育て世帯においても、就労する母親が非常に多く、低年齢児の入所率や職場復帰時の子どもの年齢の調査結果から、年々保育ニーズの低年齢化が進んでいることが明らかになっています。

さらに、令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児においても就学前教育・保育施設の利用が高まることが予想されます。

また、全国においても、女性就業率(25歳～44歳)は上昇し、保育の利用率も年々増加しています。これに伴い、待機児童数は2万人を超える水準で推移しています。国は、待機児童を解消するための「子育て安心プラン」を策定し、解消に必要な保育の受け皿約22万人分の予算を平成30年度から令和元年度の2年間で確保した上で、令和2年度末までに待機児童を解消するとともに、令和4年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

本市においても、この「子育て安心プラン」を踏まえ、少子化と保育ニーズのバランスをとりながら必要とされる量の見込みを見極め、各年度における教育・保育の確保の内容を定めていくことが重要と考えます。

企業主導型保育事業や、地域型保育事業を視野に入れ、市全体の就学前教育・保育施設の適正配置を推進し、保育の受け皿を整備します。

また、待機児童の発生要因の一つに、保育士等の不足が挙げられます。保育の受け皿を支える人材の確保は、緊急の課題として取り組む必要があります。

## (2) 外国籍児童の教育・保育環境の整備

本市では、外国人の占める割合が約5%と、県内でも突出した割合となっています。外国人市民の増加に伴い、外国籍の子どもの数も増加傾向にあることから、保育環境、教育環境において早急な対策が必要となっています。

また、これらの外国人世帯の多くが夫婦共働きであり、その就労内容は不規則な交代勤務が多く、保育所や放課後児童クラブの利用が増加してきています。

平成30年度に策定した「市多文化共生推進プラン」において、重点施策に「子育て教育環境の充実」を掲げていることから、本計画においてもその内容について取り組む必要があります。

外国籍の子どもが日本人の子どもと同様に、明るい夢を持ち、目標に向かって進んでいけるよう、また、末永く本市で生活を送ることができるよう、子育てのための環境を充実する必要があります。

## (3) 子どもの貧困や虐待への対策

厚生労働省の国民生活基礎調査で計測した子どもの貧困率は、おおむね上昇傾向にあり、過去最悪であった平成24年に比べると低下したものの、平成27年時点で13.9%という調査結果になっています。

家庭の経済状況が子どもの学力や進学、成人後の就労等にも影響することから、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが社会的に大きな問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

こうしたことから、国では平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及びその改善に向けた重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

本市においても、子どもの貧困の実態があることから、子どもに影響を及ぼすと認識し、市子ども条例の趣旨に則り、本市の実態に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため平成31年3月に「市子どもの未来応援計画」を策定したところです。

また、全国的に児童虐待による痛ましい事件が後を絶たず、大きな社会問題となっていることから、子どもが身体的・精神的に安心して日々を送ることができる家庭生活の安定を図ることが求められています。

本計画においても、これらの内容について盛り込み、支援を必要としている家庭に対して、相談から支援へ速やかにつなげていくための体制をさらに充実させ、様々な人や組織が一体となって取り組む必要があります。

# 第3章

## 計画の基本理念と基本目標

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念 「一人ひとりの子どもの成長と自立への支援」

次の社会を担う子ども一人ひとりが、その生涯を通じて人として人間性を育み、社会へ参加、参画できる「主体」となるよう、家庭、学校、児童福祉施設、地域自治組織及び市民活動組織、事業者、市民並びに行政等に携わる関係者が一体となって、子どもの成長と自立を支援します。

### 2 基本目標

平成28年度に児童福祉法が改正され、この第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と、福祉が子どもの権利として位置付けられました。

加えて、子どもの権利条約では、「子どもの意見の尊重」が子どもの権利の一つとして認められ、子どもの対応については「子どもの最善の利益」が第一に考慮されることが規定されています。

これらの理念や、市子ども条例を踏まえた本計画の基本理念「一人ひとりの子どもの成長と自立への支援」に則って、本計画の基本目標を次の3つとします。

#### 基本目標 1

子どもが健やかに育つよう、全ての家庭における子どもの養育を社会全体で支援します

#### 基本目標 2

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て環境を整備します

#### 基本目標 3

次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことができるよう、子どもの成長を社会全体で支援します

前計画と同様に、これらの3つを目標としながら、施策に取り組んでいきます。

# 第4章

## 施策の体系と展開

## 第4章 施策の体系と展開

### 1 施策の体系

〔 基本理念 〕

「 一人ひとりの子どもの成長と自立への支援 」

基本目標 1

子どもが健やかに育つよう、全ての家庭における子どもの養育を社会全体で支援します

基本目標 2

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て環境を整備します

基本目標 3

次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことができるよう、社会全体で支援します

基本柱 I 子どもの権利が守られる社会づくり

基本施策1 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取組み

- ①人権に関する教育の推進
- ②ジェンダー平等の意識の啓発

基本施策2 子どもや子育て世帯の社会参加の促進

- ①子育て世帯の意見が反映できる仕組みづくり

基本柱 II 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり

基本施策1 仕事と子育てが両立できる職場環境の充実

- ①事業所と行政が連携した子育てしやすい職場づくり
- ②復職、再就職のための訓練や子育て支援のための情報提供の充実

基本施策2 家庭の実情にあった子育て支援の充実

- ①多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上
- ②就労を支援する多様な保育サービスの推進
- ③放課後の児童健全育成
- ④外国人の子育て環境の充実

## 基本柱 III 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備

### 基本施策1 教育・保育のための施設整備

- ①就学前教育・保育施設の整備
- ②学校施設の整備
- ③放課後児童施設の整備

### 基本施策2 子どもの安全を守る環境の整備

- ①防犯対策の強化
- ②交通安全の促進
- ③施設の安全の確保
- ④子どもが安心して遊べる場の提供

### 基本施策3 子育てに適した生活空間の整備

- ①良好な居住環境づくり
- ②子育て家庭が外出しやすい環境づくり

### 基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ①子育てのための経済的な支援の充実

## 基本柱 IV 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり

### 基本施策1 就学前教育・保育内容の充実

- ①豊かなふれあい体験を通じた教育・保育
- ②就学前教育・保育の質の向上

### 基本施策2 義務教育内容の充実

- ①「生きる力」の育成のための学力向上に資する教育活動と学習支援の推進
- ②「生きる力」の育成のための心の教育の推進
- ③「生きる力」の育成のための健康教育、安全教育の推進
- ④子ども読書の推進
- ⑤夢を育む教育の推進
- ⑥特別支援教育の推進

- ⑦地域や関係機関と連携した教育の推進

#### 基本施策3 地域力を活用した子育て支援

- ①教育・保育施設と地域との交流の推進
- ②地域で子どもの成長を見守る活動の支援
- ③地域力を生かした親育て

#### 基本施策4 家庭教育力の向上

- ①豊かなふれあい体験を通じた家庭教育力の向上
- ②家庭教育力の向上のための体制づくり

#### 基本施策5 青少年の健全育成

- ①健やかな成長を育む学びの実施
- ②有害環境の浄化活動の促進

### **基本柱 V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進**

#### 基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化

- ①児童虐待防止啓発事業の充実
- ②妊娠期からの切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実
- ③専門機関の連携強化
- ④虐待を受けた児童や虐待した親の自立支援

#### 基本施策2 ひとり親家庭の自立支援

- ①子どもの育ちへの支援
- ②子育てをしている親への就業・生活支援
- ③経済的支援の推進
- ④情報提供、相談体制の推進

#### 基本施策3 生活困窮家庭への総合的な支援

- ①子どもの育ちへの支援
- ②子育てをしている親への就業・生活支援
- ③経済的支援の推進
- ④情報提供、相談体制の推進

基本施策 4 発達に支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制の充実

- ①「気づき」の段階からの支援の充実
- ②情報提供、相談体制の推進

基本施策 5 障がいのある子どもや家庭への支援体制の充実

- ①子どもや家庭への支援
- ②放課後や長期休暇等の居場所確保
- ③特別支援教育の推進
- ④学校卒業後の進路に対する支援
- ⑤地域生活や余暇を楽しむ支援・援助
- ⑥地域で支え合う体制づくりの推進

基本施策 6 外国籍の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実

- ①外国籍の子どもの育ちへの支援
- ②多文化理解の啓発
- ③相談支援体制の強化

**基本柱 VI 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進**

基本施策 1 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実

- ①家庭や地域での男女共同参画意識の形成
- ②出会いの場創出
- ③若い世代の定住化の推進
- ④支援を必要とする若者への家庭支援

基本施策 2 安心して妊娠・出産できる環境づくり

- ①妊娠期からの切れ目ない支援体制の推進

基本施策 3 子どもと親の健康を守る取組み

- ①親子の健康づくりの推進
- ②健康な生活習慣づくりの推進
- ③親子の愛着形成の推進

## 2 基本柱別施策の展開

### **基本柱 I 子どもの権利が守られる社会づくり**

#### 基本施策1 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取組み

市子ども条例では、全ての子どもの自立を実現するために、協働により子どもの自立につながる取組みを推進し、子どもの最善の利益の実現のために子どもの育ちを支援していくことを明らかにしています。

この子ども条例を実効性のあるものにするため、普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人が子どもの人格と権利を尊重する意識の啓発に努め、子どもの主体的な取組みを支援します。

また、性別や性的指向、性自認にかかわらず、全ての子どもにとって、一人ひとりの権利が尊重されるよう、学校、家庭、地域でのジェンダー平等の意識の啓発に努めます。

#### 基本施策2 子どもや子育て世帯の社会参加の促進

身近な地域で様々な子育てに関する相談ができる場所を設け、切れ目ない子育て支援を強化するとともに、子どもや子育て世帯が意見や提案ができる場や自ら参画できる機会を設け、地域に開かれた子育て支援の機能の充実を図ります。

### **基本柱 II 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり**

#### 基本施策1 仕事と子育てが両立できる職場環境の充実

本市では、男女共に、子育てをしながら仕事をしている家庭が多く、その就業形態も様々であることから、仕事と家庭の両立支援と働き方に優しい環境づくりが求められています。

仕事をしながら子どもと向き合う時間を確保するためには、事業所の主体的な取組みや職場の人々の協力が必要となります。これらをサポートするため、市と事業所が連携し子育てしやすい職場づくりを目指します。

#### 基本施策2 家庭の実情にあった子育て支援の充実

就労形態や就労時間が多様化している現在、子育てをしながら安心して働き続けるためには、その家庭の状況に合わせた保育が必要とされています。延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育や放課後児童クラブの実施など、多様な保育サービスの確保に向けた取組みを推進します。

また、家庭で保育を行っている場合も、子育ての支援を必要としています。それぞれ

の家庭の実情にあった、様々な取組みを推進します。

### **基本柱 Ⅲ 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備**

#### **基本施策1 教育・保育のための施設整備**

人間形成の基礎を培う乳幼児期・学童期は、子どもの成長に大きな影響を及ぼすことから、教育・保育環境を整備することが重要です。

また、今後さらに高まりが予測される教育・保育ニーズへの対応、近年増加している外国籍の子どもへの対応、待機児童の解消などのために幅広い受け皿が求められています。

就学前教育・保育施設、学校施設、放課後児童施設などの施設の整備について、中長期的な計画を定め、全ての子どもが健全に育つことができるよう教育・保育のための環境づくりに取り組みます。

#### **基本施策2 子どもの安全を守る環境の整備**

近年、子どもを対象とした犯罪や事故が大きく報道されており、子どもの安全に対する不安が大きくなっています。また、豊かな自然環境の減少など、環境の変化により、子どもの遊び場が減少しています。

のびのびと楽しく遊ぶことは、子どもの精神的・身体的な成長にとって必要不可欠であるため、地域防犯や交通安全の促進及び子どもの遊び場の確保が望まれています。

こうしたことから、地域や警察などの関係機関と連携しながら、犯罪を防止するための活動や環境整備、犯罪を誘発する機会を減少させる取組みや犯罪被害に遭わないための安全教育などを実施します。

また、交通安全についても、登下校時の見守り活動や、通学路等の整備などを実施します。

さらに、子どもの遊び場となる施設の安全確保や、自然とふれあえる場としての環境整備など、子どもの遊び場・ふれあいの場を確保し、子どもがのびのびと育つことができる安全な環境づくりを推進します。

#### **基本施策3 子育てに適した生活空間の整備**

子育て家庭が安心して生活できる空間として、良好な居住環境、妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出できる環境が求められています。

子育て家庭が安心して生活できるように、住宅の耐震診断や市営住宅の空き情報の提供を実施していきます。

また、歩道の段差の改善や公共施設のバリアフリー化、公園施設や雨天時に過ごせる

施設の整備など、子どもと子育て家庭に配慮した生活空間の整備を推進します。

#### 基本施策 4 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育てのための経済的な支援として、児童手当の支給、子どもの医療費の助成、保育料の軽減・無償化など、様々な支援制度が設けられています。経済的な理由により子育てが困難な状況にならないよう、これらの制度を継続していきます。

また、第3子以降の子どもがいる家庭の経済的負担の軽減制度を継続し、多子世帯を応援していきます。

### **基本柱 IV 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり**

#### 基本施策 1 就学前教育・保育内容の充実

近年、本市では待機児童が発生しており、その解消又は発生抑制のために保育人材の確保が重要な課題となっています。

また、少子化が進む中、子どもたちの育ちに必要な集団活動の場が強く求められており、就学前児童への教育・保育内容の充実が求められています。

こうしたことから、子どもが充実した教育・保育を受けるために、継続的な保育人材の確保に努め、人材育成や職場環境・処遇の改善を推進していきます。

また、関係機関が連携して、子どもに最もふさわしい生活の場としての教育・保育環境づくりと充実に努めます。

#### 基本施策 2 義務教育内容の充実

次世代の担い手である子どもが、確かな学力や豊かな心、健やかな体などバランスのとれた「生きる力」を身につけ、夢や希望の実現に向けて努力していくことができる教育を総合的に推進し、子どもの状況に応じたきめ細かな教育の充実に努めます。

近年、不登校やいじめなど子どもを取り巻く社会環境は複雑化しており、子どもの家庭環境の問題も大きく関係しています。その解決のために、多様な機関の有機的な連携によるケアを推進します。

#### 基本施策 3 地域力を活用した子育て支援

核家族化が進み、周囲とのつながりが希薄化している中、身近に話し相手がない、相談する人がいない、安全な遊び場がないなど、孤立している家庭や子育てに不安や負担を感じている家庭は少なくありません。気軽に交流しながら情報交換や相談ができる場は、子育ての不安や負担を軽減させるために非常に重要です。

こうしたことから、地域ぐるみで親の自主的な子育てを支え、親子のふれあいを確保

するため、保育所・認定こども園・幼稚園・学校・児童館・公民館などと連携して地域の身近な子育て支援拠点の場を提供していきます。

また、子育て家庭が社会とのつながりを持ち、地域で子どもの成長を見守ることができるよう、町内、自治振興会、市民活動団体などと連携して、地域での子育て支援活動に努めていきます。

平成30年度から実施している子どもの居場所づくりについても、引き続き小学校区単位での居場所づくりを目指し、子どもの自立する力を育むとともに、地域の中で子どもを見守り、支援する意識の醸成を図っていきます。

#### 基本施策4 家庭教育力の向上

幼少期は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、現在と未来をつなげる橋渡しの時期です。こうしたことから、多様な人と触れ合うこと、自然と親しむことなどの体験が減少している現在においては、教育・保育施設はもちろん地域社会が子育て家庭に対して積極的にこれらの活動を行うことが求められています。

一方、子育て家庭で、親子が、子どもの自立に向けて意欲の基盤をしっかりと築くため、親子で向き合う時間を大切にし、親が子育てを前向きに実践できるような環境を整えることが必要です。

家庭の中で食育や環境学習などの自然と親しむ体験ができる場の提供、ブックスタート事業や子育て支援センターなどを活用した親子のふれあい体験の場の提供、また、子育てに関する相談が気軽にできる場の提供など、家庭の教育力を高めるための取組みを推進します。

#### 基本施策5 青少年の健全育成

インターネットや携帯電話等のSNSの発達により、情報化社会が急速に進展する中で、子どもを取り巻く環境が健全育成に悪影響を与えることのないように、学校では、従来以上に道徳教育において、モラルについて学習しています。

さらに、子どもが安心して地域で暮らすことができるためには、定期的な巡回活動と関係機関の情報の共有化により、有害情報を子どもに触れさせないための活動が必要です。

これまでの保護者の日頃からの見守りと併せ、有害情報を子どもに触れさせないために、事業所も含め地域が一体となって子どもたちを見守るための各種啓発活動に努めます。

## **基本柱 V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進**

### **基本施策 1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化**

近年、児童虐待は、子どもの尊い生命が奪われるなど、深刻な社会問題となっています。

また、身体的虐待だけでなく養育放棄や心理的虐待も多く、対応が複雑かつ困難になっています。

児童虐待の背景として、相談する相手が少ないため孤立感を抱えたり、子どもとの接し方がわからない親の増加、家庭の子育て力の低下、生活困窮や家庭内の不和等を原因として子育てをうまく行えない家庭が増えたことも一因と考えられます。

こうしたことから、虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実や関係機関の連携強化等、児童相談体制の充実に努めます。また、児童養護施設や里親等の社会的養護体制の充実に努めます。

### **基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援**

ひとり親家庭は、本市においては横ばい状態にあるものの、保護者が子育てと生活の担い手という役割を一人で担っていることから、子どもの養育や収入など様々な面において困難をかかえやすい状況にあります。

本市では、平成20年に「越前市ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を目的とした取組みを進めてきましたが、子ども・子育て支援計画に統合します。

経済的支援、学習支援等、引き続き、子どもが家庭環境に左右されることなく、安心して生活と子育てができる環境づくりが推進されるよう、施策の充実に努めます。

### **基本施策 3 生活困窮家庭への総合的な支援**

子どもによっては、家庭の経済的な理由から、将来展望を描きにくく、自己肯定感や学習意欲に影響を及ぼしている場合があります、希望する進学や就職の道がせばめられるなどが懸念されます。

また、保護者が仕事と家事に追われ、精神的に余裕がないため、子どもと保護者のコミュニケーションを図る時間が不足することもうかがわれます。

次世代を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来の夢に向かって、自立していけるよう、子どもへの直接的な支援や家庭生活の基盤となる保護者への支援に努めます。

#### 基本施策4 発達に支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制の充実

発達障がい等に関しては、早期発見及び早期の適切な療育が求められています。保育現場や教育現場において、発達が気になりで集団活動に課題がある子どもが多く報告される中、障がいと診断される前段階における支援に取り組んでいます。

今後も、親のニーズや子どもの状況を考慮し、医療・保健・教育の関係機関とより一層の連携を図り、切れ目ない支援を行うことで、社会生活に必要な生活習慣などが確立できるよう努めます。

#### 基本施策5 障がいのある子どもや家庭への支援体制の充実

近年、障がい等のある子どもに関する認識が高まり、「障がいのある子ども」の概念が多様化する中で、早期発見・早期の適切な療育に対するニーズが高まってきています。

本市では、母子保健事業や保育所・認定こども園・幼稚園においても、障がいのある子どもの受入と、早期療育、さらには、放課後児童クラブなどの福祉サービスにおいても障がいのある子どもの受入を行っています。

今後とも、関係機関と連携し、就労支援も含むきめ細かな相談体制等の充実を図り、障がいのある子どもとその家庭の日常生活の支援に努めるとともに、地域の支援者を支える体制づくりに取り組みます。

#### 基本施策6 外国籍の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実

近年、親の両方又はいずれか片方が外国出身者である子どもを含む家庭の増加と、定住、長期滞在化に伴い、教育・福祉・医療・防災など、様々な分野で課題が増加しています。

生活習慣や養育観の違い、言葉の壁などの様々な問題が子どもを取り巻いていることから、日常生活や子育ての相談、行政サービス利用等の際の通訳、子どもへの日本語教育や日本語指導、宿題サポートなどの学習支援を充実し、外国人も暮らしやすく、社会参画しやすい、多文化共生のまちづくりの取組みに努めます。

### **基本柱 VI 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進**

#### 基本施策1 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実

今の子どもや若者は、命や性の軽視、こころの問題や虐待などさまざまな問題を抱えるようになってきていると言われています。そこで、人との関わりや共感を高め次世代の親を育成するために、将来を豊かに生きるための能力を養う活動を実施します。

また、学校や家庭、地域、関係機関などの連携による相談体制の充実を図り、越前市の豊かな歴史や匠の文化にふれることにより、子どもたちが「越前市が好き」「越

前市に将来も住みつづけたい」と思うような、郷土愛の育成に努めます。

### 基本施策2 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊娠・出産は、妊産婦やパートナー、家族にとっても大きな出来事です。妊娠期は、身体をいたわり、おなかの赤ちゃんに配慮しながら充実した毎日をすごせるようにするほか、赤ちゃんが誕生した後は、育っていく子どもに寄り添い、笑ったり成長に驚いたりしながら子育ての喜びを感じられるよう、赤ちゃんとその家族の健康保持を支援します。

また、妊娠、出産、子どもの成長と子育てに希望が持てる社会を基本に地域や関係機関と連携し、継続的・包括的に切れ目のない支援に努めます。

### 基本施策3 子どもと親の健康を守る取組み

赤ちゃんが生まれると、今までの日常の流れや家族の役割など、生活が大きく変わります。そのため、子育て中は、心身の調子がすぐれなくなることもあります。

また、子どもの成長に伴って、発育や発達に関する悩みや心配も出てきます。

産後うつ等の心身の不良や育児不安解消の取組みにおいては、新生児・乳児・幼児と子育て期を通じ、訪問や教室・健診など様々な機会で行い、健やかに育つための相談体制や関係機関との連携を図り支援を充実します。また、学童期以降も学校保健や思春期保健等との連携も含め健康づくりを推進します。

### 3 施策一覧

市子ども・子育て支援計画（第2次）の具体的な取組み内容一覧

※区分	
●	新たに組み入れた既存事業
◎	新規
○	拡充
空白	継続事業

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分	
Ⅰ 子どもの権利が守られる社会づくり	1 人権教育の気持ちを育む取組み	①人権に関する教育の推進	子ども条例の普及啓発	子ども福祉課 教育振興課		
			就学前教育・保育施設における思いやりの教育の実施	子ども福祉課 教育振興課		
			小中学校における人権教育の実施	教育振興課		
			人権啓発活動の推進	市民協働課 (男女共同参画センター) (人権擁護委員) (小中学校)		
		②ジェンダー平等の意識の啓発	男女の固定的役割分担意識を解消するための研修・講座	市民協働課 (男女共同参画センター) (人権擁護委員) (小中学校)		
		性別や性的指向・性自認の多様性の理解の啓発	市民協働課 教育振興課			
	2 社会参加の促進	①子育て世帯の意見が反映できる仕組みづくり	子どもや子育て世帯が、意見や提案のできる場づくり	子ども福祉課	◎	
Ⅱ 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり	1 両立できる職場の実環境が	①事業所と行政が連携した子育てしやすい職場づくり	事業所へ子育て支援制度充実の協力要請	子ども福祉課 産業政策課		
			男女平等オンブッドの事業所訪問	市民協働課		
			越前市輝く女性応援団行動宣言への賛同企業の取組み事例紹介と企業の募集	市民協働課	◎	
		②復職、再就職のための訓練や子育て支援のための情報提供の充実	福井労働局との雇用対策協定に基づく事業の実施	産業政策課		
	2 家庭の実情にあった子育て支援の	①多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の継続	子ども福祉課		
			一時預かり事業、すみずみ子育てサポート事業の継続	子ども福祉課		
			地域子育て支援センターや認定こども園などの子育て支援拠点の充実	子ども福祉課		
			子育て情報発信の充実	子ども福祉課 健康増進課 情報統計課		
			②就労を支援する多様な保育サービスの推進	延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の継続	子ども福祉課	
			障がい児、医療的ケア児等への保育の実施	子ども福祉課		
保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かりや預かり保育の実施			教育振興課 子ども福祉課			
保育サービスに関する情報の定期的な提供	子ども福祉課 教育振興課					

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
Ⅱ 多様化する 社会づくり や家庭	2 子育て支援の充実 家庭の実情にあつた	③放課後の児童健全育成	放課後児童健全育成事業の充実	子ども福祉課	
			放課後子ども教室の推進	生涯学習課	
			児童館・児童センター機能の充実	子ども福祉課	
		④外国人の子育て環境の充実	外国籍の子どもへの生活支援充実	市民課 子ども福祉課 健康増進課 市民協働課 (国際交流協会)	
外国人の子育て支援ができる人材の育成	子ども福祉課 教育振興課 行政管理課		◎		
Ⅲ 子どもの健やかな成長を 育む教育・生活環境の整備	1 教育・保育のための 施設整備	①就学前教育・保育施設の整備	幼保一体化による施設整備	子ども福祉課 教育振興課	
			個別施設計画の作成	子ども福祉課 教育振興課	◎
			教育・保育のための施設整備	子ども福祉課 教育振興課	
			企業主導型保育事業や地域型保育事業の推進	子ども福祉課 産業政策課	◎
	②学校施設の整備	小中学校の老朽化対策やバリアフリー化等の推進	教育振興課		
		良好な学習環境の整備・充実	教育振興課		
	③放課後児童施設の整備	放課後児童クラブの施設整備・充実	子ども福祉課 教育振興課		
		児童館・児童センター個別施設計画の作成	子ども福祉課	◎	
	2 子どもの安全を守る環境の整備	①防犯対策の強化	地域防犯パトロールの実施	防災安全課 生涯学習課 (自治振興会) (越前警察署)	
			防犯灯の整備	防災安全課 (自治振興会)	
			不審者出沒・緊急時等における情報発信	子ども福祉課 教育振興課 (越前警察署)	
		②交通安全の促進	交通安全教室などの啓発活動	防災安全課 (自治振興会) (越前警察署)	
			通学路等の整備	都市整備課 教育振興課 防災安全課 (丹南土木事務所)	○
			歩道の整備、改良、バリアフリー化促進	都市整備課 (丹南土木事務所)	
③施設の安全の確保		幼少期における防災教室の推進、避難訓練の実施	南越消防組合		
		消防用設備等及び危険物施設等の安全確保	南越消防組合		
		家庭内への防火器具設置の啓発	南越消防組合		
④子どもが安心して遊べる場の提供		公園施設の安全管理	都市計画課 子ども福祉課		

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
Ⅲ 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備	3 子育てに適した生活空間の整備	① 良好な居住環境づくり	住宅の耐震診断及び改修の促進	建築住宅課	
			市営住宅や空き家の空き情報提供	建築住宅課	○
		② 子育て家庭が外出しやすい環境づくり	公共施設等のバリアフリー整備促進	教育振興課 子ども福祉課	
			歩道の整備、改良、バリアフリー化促進【再掲】	都市整備課 (丹南土木事務所)	
			都市公園施設の改修	都市計画課	◎
			雨天時に過ごせる施設の確保と充実	子ども福祉課	◎
	4 経済的子育て負担の軽減	① 子育てのための経済的な支援の充実	児童手当の支給	子ども福祉課	
			子どもの医療費の助成	子ども福祉課	○
			幼児教育・保育の無償化	子ども福祉課	◎
			保育料の軽減	子ども福祉課	
			県の3人っ子応援プロジェクト等による経済的支援	子ども福祉課	
Ⅳ 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり	1 就学前教育・保育内容の充実	① 豊かなふれあい体験を通じた教育・保育	生命（いのち）の尊さやつながりの大切さを学ぶ場づくり	子ども福祉課 教育振興課	
			食に関する意識を高める食育の推進	子ども福祉課 農政課 教育振興課 健康増進課	
			多文化理解のための行事開催	子ども福祉課 教育振興課	◎
		② 就学前教育・保育の質の向上	質を高めるための研修の実施や幼児教育アドバイザーの配置	子ども福祉課 教育振興課	●
			教育・保育職を目指す人材の育成	子ども福祉課 教育振興課	
			子育て支援員など、保育を支える人を支える人材の育成	子ども福祉課	
			処遇改善や職場環境改善の推進	子ども福祉課 教育振興課 行政管理課	
			教育・保育施設及び子育て関係機関の連携	子ども福祉課 教育振興課	
	2 義務教育内容の充実	① 「生きる力」の育成のための学力向上に資する教育活動と学習支援の推進	教員の資質・能力の向上のための研修や支援等の推進	教育振興課	
			教職員の働き方改革の推進	教育振興課	
			スクールプランの作成（学力調査等の分析による実態や課題の把握）	教育振興課	
			児童生徒一人ひとりに応じた指導	教育振興課	
			外国籍の子どもの教育環境の充実	教育振興課	○

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
IV 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり	2 義務教育内容の充実	②「生きる力」の育成のための心の教育の推進	いのちの教育の推進、思春期保健事業の実施	教育振興課 生涯学習課 子ども福祉課 健康増進課 市民協働課 (男女共同参画センター)	
			子育てや青少年健全育成、人権などに関する講座の開催	生涯学習課	
			豊かな体験活動の充実	教育振興課	
			文化芸術にふれる機会の提供	文化課	
			郷土の自然と歴史を尊重する心の育成	文化課 農政課	
			多様な文化、価値観などを尊重しあう資質の育成	教育振興課	○
			③「生きる力」の育成のための健康教育、安全教育の推進	食に関する意識を高める食育の推進【再掲】	子ども福祉課 農政課 教育振興課 健康増進課
		防災や交通安全等に対する安全教育の推進		教育振興課	
		子どものスポーツに接する機会の充実		スポーツ課 教育振興課	
		情報端末等との上手な付き合い方の指導		教育振興課 生涯学習課 (愛護センター)	
		④子ども読書の推進	各小中学校図書館蔵書の増冊	教育振興課	
			子どもが読書に興味をもてる機会の提供	教育振興課 図書館	
		⑤夢を育む教育の推進	夢ある子どもの育成（「夢の教室」や中学生対象の「ロボットコンテスト」及び小中学生の文化・体育の強化支援の「夢レバエルアップチャレンジ」の開催）	教育振興課 スポーツ課	
			職場体験の実施	教育振興課	
	⑥特別支援教育の推進	校内委員会を核としてケース会議等を開催し、職員の間で共通理解を深め、全校的な支援体制を構築	子ども福祉課 教育振興課		
		教育・保育施設、小学校・中学校及び県・市等の関連機関との連携のもと、支援計画の作成	教育振興課 子ども福祉課 社会福祉課		
		障がいに応じた適切な教育環境の整備（校内支援体制構築、個別の教育支援計画の作成）	教育振興課		
	⑦地域や関係機関と連携した教育の推進	学校や家庭・地域・関係機関との連携体制の強化	教育振興課 子ども福祉課		
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のパートナーの活用	教育振興課 子ども福祉課		
		福祉と教育の連携強化	社会福祉課 教育振興課 子ども福祉課		
		全市的な生徒指導体制の確立	教育振興課 生涯学習課 (愛護センター)		
		不登校児童生徒の学校復帰支援	教育振興課		
	3 地域力を活用した子育て支援	①教育・保育施設と地域との交流の推進	開かれた学校づくりのための地域との連携	教育振興課 (自治振興会)	
			地域の人材を活用した教育活動の推進	教育振興課	
			地域住民が参加する機会の設定	子ども福祉課	
			バス・電車乗車体験	まちづくり・総合交通課	
②地域で子どもの成長を見守る活動の支援		市内の子ども同士の交流会や共同体験の実施	教育振興課 生涯学習課		
		総合型スポーツクラブの普及促進	スポーツ課		
		全地区公民館で子ども関連事業の実施	生涯学習課		

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
IV 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり	3 地域力を活用した子育て支援	②地域で子どもの成長を見守る活動の支援	日中及び登下校時における児童の安全確保（登下校時における交差点での交通指導員の配置・地域防犯パトロール・児童の登下校時の見守り活動）	防災安全課 生涯学習課 （自治振興会）	
			児童福祉週間の実施	越前市 教育委員会 （社会福祉協議会） （NPO団体） （その他各種団体）	
			合宿通学の実施	生涯学習課 （各小学校） （自治振興会）	
			仁愛大学と連携した活動の推進	子ども福祉課	
		③地域力を生かした親育て	子育てサロン・サークル、地域活動組織、ボランティア活動の推進	生涯学習課 子ども福祉課 自治振興会 （社会福祉協議会）	
			子育てに関する相談や学習会・研修会等の充実	子ども福祉課 生涯学習課	
			地域の先輩ババママを中心とする家庭教育支援チーム活動を市内各地区に周知し、ネットワークを構築	子ども福祉課 生涯学習課	
	4 家庭教育力の向上	①豊かなふれあい体験を通じた家庭教育力の向上	小さな時から本に親しむきっかけづくり	子ども福祉課 健康増進課 図書館	
			地域子育て支援センター等における親子交流の場づくり	子ども福祉課	
			食に関する意識を高める食育の推進【再掲】	子ども福祉課 農政課 教育振興課	
			環境学習の支援及び実施	環境政策課 農政課	
		②家庭教育力の向上のための体制づくり	子育て相談窓口の充実	子ども福祉課	○
			研修会・勉強会への講師派遣制度の充実	生涯学習課	
	5 青少年の健全育成	①健やかな成長を育む学びの実施	消費者教育の推進	教育振興課 （消費者センター）	
			スポーツ少年団の育成及び活動の活性化を推進	スポーツ課	
			有害情報に対する教育の充実	教育振興課 生涯学習課 （愛護センター）	
			有害情報に関する保護者等への啓発活動	子ども福祉課 教育振興課	
			児童館・児童センター機能の充実【再掲】	子ども福祉課	
②有害環境の浄化活動の促進		有害環境排除のための調査活動の実施（現地調査）	生涯学習課 （愛護センター）		
		有害環境の規制に係る条例に基づき、越前市違反広告物監視員による浄化活動	生涯学習課 （愛護センター）		
		コンビニエンスストアやカラオケ店等に対する協力要請	生涯学習課 （愛護センター）		
		定期的な巡回補導の実施	生涯学習課 （愛護センター）		
		愛護センターの活動、市民会議における啓発などを実施	生涯学習課 （愛護センター）		
V 要や1策 養の護育 強児放童 化童棄虐 対等待	①児童虐待防止啓発事業の充実	地域、一般市民を対象とした出前講座の開催	子ども福祉課		
		要保護児童対策地域協議会構成団体等を対象とした研修会の開催	子ども福祉課		
		ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布、イベント時の展示等による啓発・広報	子ども福祉課	●	

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進	1 児童虐待や養育放棄等要保護児童 対策の強化	②妊娠期からの切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実	関係機関と連携し、24時間相談体制を実施。フリーダイヤル、メールなどさまざまな相談対応体制を実施	子ども福祉課	
			養育支援が必要な家庭への家庭訪問等子育て世代包括支援センター機能の充実	健康増進課 子ども福祉課	
			虐待通告による早期発見・対応等子ども家庭総合支援拠点機能の充実	子ども福祉課	
			乳幼児健診や予防接種の未受診児の状況把握	健康増進課	
		③専門機関の連携強化	要保護児童対策地域協議会の充実	子ども福祉課 (福井県総合福祉相談所) (協議会構成団体)	
			児童養護施設や里親等の機能(民間活力)を活用した協働事業の実施	子ども福祉課	
		④虐待を受けた児童や虐待した親の自立支援	児童相談所や児童家庭支援センター等と連携した心理専門職による心理判定やカウンセリングの実施	子ども福祉課	
			個別ケースに対応した支援の充実	子ども福祉課	
	2 ひとり親家庭の自立支援	①子どもの育ちへの支援	子どもの学力・生活向上を目指す居場所づくりや個々のケースに寄り添った家庭学習支援等の推進	子ども福祉課	●
			就学、進学のための就学支援金の支給や就学援助、貸付型の奨学金等の実施	子ども福祉課 教育振興課	
			希望する就学先への通学を支援するための通学定期代の助成	子ども福祉課	●
			養育費確保及び面会交流に関する相談支援と関係機関との連携強化	子ども福祉課	
		②子育てをしている親への就業・生活支援	就業相談支援の充実(ハローワークとの連携強化)、同行支援の実施	子ども福祉課	
			就業に向けた能力開発の推進	子ども福祉課	
			就業機会の創出(セミナー等の情報提供の充実、在宅就業の紹介、助成金制度の周知)	子ども福祉課	
			家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	子ども福祉課	
			ひとり親家庭の交流を図る取組みの実施	子ども福祉課	
		③経済的支援の推進	児童扶養手当や医療費助成等生活安定のための経済的支援	子ども福祉課	
			子育てと仕事の両立を支援する子育てサービス利用料の助成	子ども福祉課	●
			修学資金や住宅資金等の県や社協が行う貸付制度の情報提供や市福祉推進資金貸付の実施	子ども福祉課	
	④情報提供、相談体制の推進	ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布、イベント時の展示等による啓発・広報【再掲】	子ども福祉課		
専門相談員による相談の実施		子ども福祉課			
3 生活困窮家庭への総合的な支援	①子どもの育ちへの支援	子どもの学力・生活向上を目指す居場所づくりや個々のケースに寄り添った家庭学習支援等の推進【再掲】	子ども福祉課	●	
		社会経験や交流体験ができる環境整備(新・放課後子ども総合プランの推進)	生涯学習課	●	
		子どもが抱える問題への早期対応を図るためのスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用【再掲】	教育振興課	●	
	②子育てをしている親への就業・生活支援	家計相談や就労支援等の実施	社会福祉課 (社会福祉協議会)	●	
	③経済的支援の推進	子ども医療費の窓口無償化や保育料の軽減や無償化の実施	子ども福祉課	●	
		子育てと仕事の両立を支援する子育てサービス利用料の助成【再掲】	子ども福祉課	●	
		希望する就学先への通学を支援するための通学定期代の助成【再掲】	子ども福祉課	●	
		教育費の負担軽減のための就学援助や貸付型の奨学金等の実施	教育振興課	●	

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進	3 生活困窮家庭への総合的な支援	④情報提供、相談体制の推進	子ども・子育て総合相談窓口を設置し、必要な機関との連携やつなぎを実施	子ども福祉課 健康増進課	●
			養育支援が必要な家庭への家庭訪問等子育て世代包括支援センター機能の充実【再掲】	健康増進課 子ども福祉課	●
			地域の見守り活動や課題解決に向けた地域住民による地域力の強化	市社会福祉協議会 社会福祉課 長寿福祉課 子ども福祉課	●
			公共料金等にかかわる関係機関の連携強化	社会福祉課 (社会福祉協議会) 長寿福祉課 子ども福祉課 保険年金課 収納課 水道課 建築住宅課	●
	4 発達に支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制の充実	①「気づき」の段階からの支援の充実	教育・保育施設との連携した相談支援の実施	子ども福祉課 教育振興課 健康増進課	
			子育て力の向上、不安や問題解決のための保護者への支援の充実	健康増進課	
			療育等の支援につながる相談体制の充実	子ども福祉課 健康増進課	
		②情報提供、相談体制の推進	児童発達支援センターを中核にした早期発達支援の充実	子ども福祉課	
			ホームページや広報紙等による情報発信やリーフレットの配布、イベント時の展示による啓発・広報【再掲】	子ども福祉課 健康増進課	
			切れ目のない支援体制づくり（情報の一元化）	健康増進課 子ども福祉課 社会福祉課	
	他機関連携（保健、医療、福祉、教育機関等）による地域の支援体制づくり	健康増進課 社会福祉課 子ども福祉課 教育振興課	○		
	5 障がいのある子どもや家庭への支援体制の充実	①子どもや家庭への支援	療育を目的とした福祉サービス事業所の数と質の充実	社会福祉課 子ども福祉課	
			障がいのある子どもや家庭に対する経済支援の実施	社会福祉課	
			保育所・認定こども園・幼稚園における受入体制の充実	子ども福祉課 教育振興課	
		②放課後や長期休暇等の居場所確保	放課後児童対策の推進	子ども福祉課 社会福祉課	
			福祉サービス事業所での受入体制づくり	社会福祉課	
		③特別支援教育の推進	校内委員会を核としてケース会議等を開催し、職員の間での共通理解を深め、全校的な支援体制を構築【再掲】	教育振興課 子ども福祉課	
			教育・保育施設、小学校・中学校及び県・市等の関連機関との連携のもと、支援計画の作成【再掲】	教育振興課 子ども福祉課 社会福祉課	
			障がいに応じた適切な教育環境の整備【再掲】	教育振興課	
		④学校卒業後の進路に対する支援	雇用機会の拡大と就労定着に向けた取組みの促進	社会福祉課	
			福祉サービス事業所の受入体制の充実	社会福祉課	
学校や関係機関との連携による就労支援の実施			社会福祉課 教育振興課		
⑤地域生活や余暇を楽しむ支援・援助		福祉サービスや地域生活支援事業の利用推進	社会福祉課		
		スポーツやレクリエーションへの参加促進	社会福祉課		
⑥地域で支え合う体制づくりの推進		地域ボランティアの育成や団体支援の促進	社会福祉課 (社会福祉協議会)		
	差別的取扱いの禁止や合理的配慮の推進	社会福祉課			
	保健、医療、障がい福祉、保育、教育機関等の連携強化	社会福祉課 健康増進課 子ども福祉課 教育振興課			

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分				
V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進	6 外国籍の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実	①外国籍の子どもの育ちへの支援	外国籍の子どもへの生活支援充実【再掲】	市民課 子ども福祉課 健康増進課 市民協働課 (国際交流協会)					
			アクセスワーカーなど対応職員の配置	教育振興課					
			外国語による絵本の読み聞かせや朗読会などを企画・開催	図書館					
			身近な地域での子どもの居場所づくり(日本語の習得支援や家庭学習支援の実施)	子ども福祉課 教育振興課 市民協働課 (市民団体)	●				
			外国人の子育て支援ができる人材の育成【再掲】	子ども福祉課 教育振興課 行政管理課	●				
			外国籍の子どもの保育環境の充実【再掲】	子ども福祉課	○				
			外国籍の子どもの教育環境の充実【再掲】	教育振興課	○				
		②多文化理解の啓発	就学前教育・保育施設での多文化理解のための行事開催【再掲】	子ども福祉課 教育振興課	◎				
			多様な文化、価値観などを尊重しあう資質の育成【再掲】	教育振興課	○				
			③相談支援体制の強化	外国人市民相談員配置	市民課	○			
VI 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進	1 家庭を若い世代が社会的に自立し、	①家庭や地域での男女共同参画意識の形成	固定的役割分担意識を解消するための研修・講座【再掲】	市民協働課 (男女共同参画センター) (人権擁護委員) (小中学校)					
			②出会いの場創出	市民団体等と関係機関との連携	子ども福祉課				
			③若い世代の定住化の推進	新婚世代への支援(新婚夫婦への家賃補助事業)	建築住宅課				
				住宅取得への支援	建築住宅課				
			④支援を必要とする若者への家庭支援	相談体制の充実	教育振興課 社会福祉課 産業政策課 健康増進課				
					学校や家庭・地域・関係機関との連携体制の強化【再掲】	教育振興課 社会福祉課			
					2 安心して妊娠・出産 できる環境づくり	①妊娠期からの切れ目ない支援体制の推進	不妊に悩む家庭への情報提供、相談支援	健康増進課 市民課	
							特定不妊治療費助成等による経済的支援の充実	健康増進課	
	子育て世代包括支援センターの機能の充実	健康増進課 子ども福祉課							
	個々の家庭に応じた情報提供	健康増進課 子ども福祉課							
	妊婦健康診査の積極的な受診勧奨と事後指導の充実	健康増進課							
	母子健康手帳発行時の面接相談体制の継続	健康増進課							
	特定妊婦・ハイリスク妊婦に対する医療機関等の連携強化	健康増進課							
	産前・産後サポート体制の充実	健康増進課							
	3 健康を守るもとの親子の健康づくりの推進	①親子の健康づくりの推進	乳幼児健康診査の実施と疾病の早期発見・療育等への相談支援	健康増進課 子ども福祉課					
			新生児訪問指導等全ての乳児への訪問活動を通じた、育児不安の解消	健康増進課					
			乳児の健康相談や地域における赤ちゃん教室での育児への支援と親同士の交流を通じた親子のふれあいの充実	健康増進課					
			疾患をかかえる子どもに関する医療機関の連携と相談体制の充実	健康増進課					

基本柱	基本施策	施策	取り組み内容	担当課	区分
VI 親子の心と体の健康を支援する体制の健全な推進	3 子どもと親の健康を守る取り組み	②健康な生活習慣づくりの推進	食生活、薬物、飲酒、喫煙防止教育の充実	教育振興課 健康増進課	
			家庭や学校、教育、保育施設等における健康な生活習慣（食事や運動等）の正しい知識の普及	教育振興課 健康増進課 子ども福祉課	
			情報端末等との上手な付き合い方の指導【再掲】	子ども福祉課 教育振興課 生涯学習課	
		③親子の愛着形成の推進	乳児の健康相談や地域における赤ちゃん教室での育児への支援と親同士の交流を通じた親子のふれあいの充実【再掲】	健康増進課	
			園や地域での親子のふれあい活動の実施	教育振興課 子ども福祉課	
			絵本等を通じた親子のふれあいの推進（ブックスタート）	子ども福祉課 健康増進課 図書館	



## 4 実現に向けた分野別役割

基本柱に分け様々な取組みを行っていく上で、これらを実現するためには、関係者が課題を共有し、子どもの立場に立ち、それぞれの役割を果たしながら、協働して実施する必要があります。

### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であると共に、親は次代を担う子どもを育てていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、子どもの健やかな成長を見守っていきます。

### (2) 学校及び児童福祉施設等の役割

保育所、認定こども園、幼稚園、学校、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開していきます。

### (3) 事業所の役割

少子化が進む中、働く人が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を活かすことができるようワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

### (4) 市民及び地域自治組織等の役割

市民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを相互に共有し、個人やそれぞれの団体が持つ特性、専門的機能や技術を發揮して市民の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

### (5) 市の役割

国、県との緊密な連携のもとに、全ての子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備と子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図るとともに、家庭、学校、保育所、認定こども園、幼稚園、地域自治組織や市民活動組織、事業所、市民等のコーディネーターとして、各施策を総合的・計画的に展開していきます。

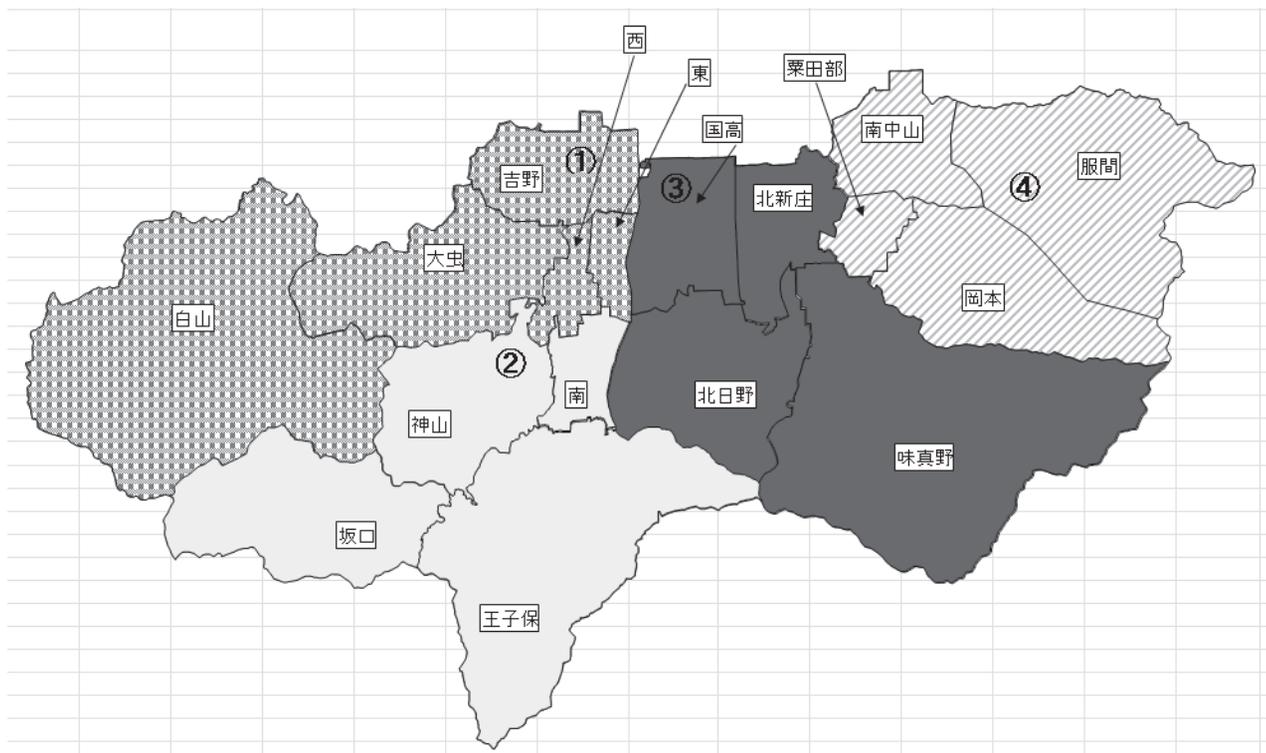
# 第5章

## 子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

# 1 教育・保育の提供区域の設定

越前市では、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育保育の利用状況、教育・保育及び子育て支援を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、地域社会の重要な構成単位となる中学校区を基礎としつつ地域子育て支援拠点事業を考慮した4つの区域を設定しています。

なお、区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業において、独自の区域設定が必要なものについては、その事業ごとに設定します。



	地区名					教育・保育施設数				人口（単位：人）	
						保育所	幼稚園	認定こども園	放課後児童クラブ	0～5歳	6～11歳
エリア1	東	西	吉野	大虫	白山	4	5	5	9	1,427	1,398
エリア2	南	神山	坂口	王子保		4	3	1	6	870	1,056
エリア3	国高	北日野	味真野	北新庄		2	1	4	8	1,172	1,327
エリア4	粟田部	岡本	南中山	服間		0	0	4	4	434	546
	計					10	9	14	27	3,903	4,327

H31.4.1現在

## 2 教育・保育のための環境整備

人間形成の基礎を培う乳幼児期・学童期は、子どもの成長に大きな影響を及ぼす大切な時期であることから、教育・保育環境を整備することが重要です。

今後さらに高まりが予測される教育・保育ニーズへの対応、近年増加している外国籍児童への対応、医療的ケアを要する子ども、障がいのある子ども、発達気になる子どもへの対応、また待機児童の解消への対応など幅広い受け皿が求められています。

就学前教育・保育施設、学校施設、放課後児童クラブなどの施設の整備については、市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、3つの基本方針を定め、教育・保育のための環境づくりに取り組みます。

### **基本方針1 一貫性のある教育・保育や個別支援の充実**

一人ひとりの子どもが、その子に応じた教育・保育や支援を受けられるよう、全ての地区で、小学校と就学前教育・保育との連携を深めます。

#### **【取り組み内容】**

- 教育・保育の質の向上を図るため、県幼児教育支援センターや地元大学等との連携を深めていきます。
- 福井県の幼児教育から小学校教育への接続カリキュラムに基づき、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校が、公私校種の枠を越え、子どもの育ちの連続性を大切に考え、滑らかにつながる取り組みを行っていきます。
- 障がいがある子どもや発達に気付きさがある子どもについては、市（児童発達支援センター、地区担当保健師等）や県の関係機関等と協力しながら、保育士等の専門性の向上を図り、その子どもに応じた支援に取り組んでいくとともに、幼児期から学童期へ切れ目のない支援を推進していきます。
- 増加傾向にある外国籍の子どもに対応するため、外国籍児童対応スタッフを集約配置し、更に質の高い保育を目指すとともに、外国人家庭への支援に取り組みます。

## **基本方針 2 就学前教育・保育施設の適正配置**

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに成長するため、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

令和元年度の状況をみると、公立の保育所及び認定こども園では、定員に対し、年間充足率が79.5%と受入余地はあるものの、保育士の不足により受入れができない状況にあるため、保育士の新規採用によって充足率の改善を図り、待機児童の解消又は発生抑制につなげる必要があります。

一方、私立の保育所及び認定こども園では、年間充足率106.6%と定員を超えており、新たな保育需要への対応と待機児童の解消又は発生抑制のためには、新改築による定員増が求められています。

このようなことから、中長期的に需要量の見通しをたて、公私立園の均衡に配慮し計画的な整備を行うことが必要です。子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上にむけた支援をするため、就学前教育・保育施設の適正な配置及び運営の推進を図ります。

確保の内容を基準とし、地域にある現在の保育所、認定こども園、幼稚園の今後の教育・保育の需要を見込み、引き続き、一定集団を確保した施設の見直しを行います。

### **【取組み内容】**

- 公立の保育所及び認定こども園について、適正な保育士数を確保し、待機児童の解消に取り組みます。
  - 市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、市全体の就学前教育・保育施設の適正配置を検討していきます。
- また、適正配置の検討に当たっては、地域の実情を踏まえ、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園の整備を図り、幼保一体化を推進します。

### **基本方針3 親や地域子育て力の向上**

保護者や地域での子育て力が高まるよう、身近な地域で様々な子育てに関する相談ができる場所を設けるなど、切れ目のない子育て支援を強化し、地域に開かれた子育て支援の機能の充実を図ります。

#### **【取組み内容】**

- 地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園の普及を図り、身近な場所での子育て支援に取り組みます。
- 地域子育て支援拠点事業と一体化して、利用者支援事業を開設し、子育て家庭支援の機能強化を推進していきます。
- 市児童発達支援センターは、障がい児支援に関する専門的知識や経験に基づいて、一般的な子育て支援をバックアップする機関として、地域支援体制づくりに取り組みます。



絵 かこさとし「からすのパンやさん」（偕成社）より

### 3 計画期間の量の見込みと確保対策

#### (1) 教育・保育

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前子ども数の推移、地域の実情を考慮し、下記の認定区分ごとに必要利用量を見込みます。

##### ■3つの認定区分

**【1号認定】教育標準時間認定** 利用できる施設：幼稚園・認定こども園

子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合

**【2号認定】満3歳以上・保育認定** 利用できる施設：保育所・認定こども園

子どもが満3歳以上で、『保育の必要な事由』に該当し、保育所等で保育を希望する場合

**【3号認定】満3歳未満・保育認定** 利用できる施設：保育所・認定こども園

子どもが満3歳未満で、『保育の必要な事由』に該当し、保育所等で保育を希望する場合

##### 【量の見込みの考え方】

3～5歳の子どもについては、教育・保育の現状の実施率は、ほぼ100%であることから、全ての子どもを量の見込みの対象者として考えます。また、現状とニーズ調査の乖離はほとんどないものと考え、1号認定を20%、2号認定を80%とします。

また、3歳未満の子どもについては、ニーズ調査と現状の乖離(かいり)等を考慮し、保育利用率を以下のように考えます。

	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
年 齢	0歳	1・2歳										
保 育 利用率	53.0%	78.0%	53.0%	78.0%	53.0%	78.0%	53.0%	78.0%	53.0%	78.0%	53.0%	78.0%

## ○教育・保育の量の見込み

量の見込みの考え方に基づいた、令和1年度から令和6年度までの区域ごとの量の見込みを、以下のとおりとします。

単位:人

量の見込み	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度								
	1号 認定 3～5歳	3号認定		1号 認定 3～5歳	2号認定 3～5歳																			
		0歳	1. 2歳																					
利用施設	幼稚園 認定こども 園(幼稚園)	保育所 認定こども園(保育部)																						
エリア1 東・西・吉野・ 大虫・白山	135	550	135	410	135	540	130	410	130	525	130	405	130	520	130	395	125	510	130	395	125	510	130	390
エリア2 南・神山・坂口・ 王子保	90	370	65	195	90	365	60	195	85	355	60	190	85	350	60	190	85	345	60	185	85	345	60	185
エリア3 国高・北日野・ 味真野・北新庄	125	515	90	290	125	510	90	290	120	490	90	280	120	490	90	280	120	480	90	280	120	480	90	280
エリア4 粟田部・岡本・ 南中山・服間	45	175	30	75	40	175	25	75	40	170	25	75	40	165	25	75	40	165	25	75	40	165	25	75
全域	395	1,610	320	970	390	1,590	305	970	375	1,540	305	960	375	1,525	305	940	370	1,500	305	935	370	1,500	305	930

### ○教育・保育の提供体制

保護者の選択に基づき、多様な施設から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、教育・保育の提供体制を区域ごとに定めます。

確保の内容については、エリア1、エリア3について、現在の確保内容では人口推移を鑑みても不足するため、今後、市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、中長期的な対策が必要になります。

<p>1号認定：利用施設⇒認定こども園、幼稚園</p> <p>2号認定：利用施設⇒認定こども園、保育所</p> <p>3号認定：利用施設⇒認定こども園、保育所</p> <p>確保の内容：平成31年4月1日時点で確定している定員</p>
---

### エリア1：東・西・吉野・大虫・白山

量の見込み	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度			単位：人		
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			0歳	1.2歳				0歳	1.2歳												
①量の見込み	135	550	135	410	135	540	130	410	130	525	130	405	130	510	130	395	125	510	130	390	
②確保の内容	414	600	87	334	429	615	87	334	429	615	87	334	429	615	87	334	429	615	87	334	
②-①	279	50	△48	△76	294	615	△43	△76	299	90	△43	△71	299	105	△43	△61	304	105	△43	△56	

エリア2 :南・神山・坂口・王子保

単位:人

量の見込み	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度					
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1.2歳																	
①量の見込み	90	370	65	195	90	365	60	195	85	355	60	190	85	345	60	185	85	345	60	185	
②確保の内容	225	347	76	207	225	347	76	207	225	347	76	207	225	347	76	207	225	347	76	207	
②-①	135	△ 23	11	12	135	△ 18	16	12	140	△ 8	16	17	140	△ 3	16	17	140	△ 85	2	16	22

エリア3 :国高・北日野・北新庄・味真野

単位:人

量の見込み	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1.2歳																
①量の見込み	125	515	90	290	125	510	90	290	120	490	90	280	120	480	90	280	120	480	90	280
②確保の内容	245	395	90	247	245	395	90	247	245	395	90	247	245	395	90	247	245	395	90	247
②-①	120	△ 120	0	△ 43	120	△ 115	0	△ 43	125	△ 95	0	△ 33	125	△ 85	0	△ 33	125	△ 85	0	△ 33

エリア4 : 栗田部・岡本・南中山・服間

単位:人

量の見込み	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1.2歳																
①量の見込み	45	175	30	75	40	175	25	75	40	170	25	75	40	165	25	75	40	165	25	75
②確保の内容	65	220	45	135	65	220	45	135	65	220	45	135	65	220	45	135	65	220	45	135
②-①	20	45	15	60	25	45	20	60	25	50	20	60	25	55	20	60	25	55	20	60

全域 : エリア1・エリア2・エリア3・エリア4

単位:人

量の見込み	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1.2歳																
①量の見込み	395	1,610	320	970	390	1,590	305	970	375	1,540	305	960	370	1,500	305	935	370	1,500	305	930
②確保の内容	949	1,562	298	923	964	1,577	298	923	964	1,577	298	923	964	1,577	298	923	964	1,577	298	923
②-①	554	△ 48	△ 22	△ 47	574	△ 13	△ 7	△ 47	589	37	△ 7	△ 37	589	77	△ 7	△ 12	594	77	△ 7	△ 7

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心とした次の事業について、今後の利用の量の見込みを行い、事業に取り組みます。

なお、①利用者支援事業（基本型、母子保健型）は、平成27年度より母子保健型のみ実施していました。今回、新たに基本型を実施するにあたり、対象事業に追加しました。

また、⑫放課後子ども教室については、平成28年度より前計画に追加された事業です。

- ①利用者支援事業（基本型、母子保健型）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
- ⑦一時預かり事業（幼稚園・こども園・保育所、すみずみ子育てサポート事業）
- ⑧延長保育事業
- ⑨休日保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫放課後子ども教室

## ①利用者支援事業（区域：全域）

### ■ 事業内容

子育て中の家庭の身近な場所において、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

平成27年度より、母子保健型について実施しています。子ども・子育て総合相談窓口において保健師等を配置し、相談体制の充実を図っています。近年、若年妊娠をはじめとする気がかりな特定妊婦の増加に伴い、包括的な支援を行うことができるよう、医療機関や母子保健、子育て支援を行う関係機関とのネットワークの整備が重要となっています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

令和元年度のでんぐちゃん広場の開設に合わせ、同施設の子育て支援拠点において、基本型の実施を新たに予定しています。利用者支援専門員を中心に情報集約を行いながら、各種子育て支援サービス機関と連携し、家庭の希望や状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談対応の充実を図ります。

また、母子保健型については、増加する特定妊婦が安心安全に出産育児を行えるよう、医療機関や母子保健、子育て支援を行う関係機関とのネットワークの整備を進めます。

### ○目標事業量

（基本型） 利用者支援事業	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1 箇所					
確保の内容	1 箇所					

※基本型は、子どもとその保護者等が教育保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業。

(母子保健型) 利用者支援事業	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1 箇所					
確保の内容	1 箇所					

※母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健センター等において、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業。

## ②地域子育て支援拠点事業(区域：4地区)

### ■ 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

子どもセンター「ピノキオ」、地域子育て支援センター「フォルマシオン」・「いまだて」「一陽」の4か所において、子育て広場、交流活動、子育て相談、子育て講座、ボランティア育成支援などを行っています。「ピノキオ」は、土・日・祝日も開設しており、多くの方が家族ぐるみで利用しています。

一方、支援センターに来られない人や初めて利用する人への対応が課題となっています。支援センターについての情報発信や利用につながるような工夫、職員の質の向上等が求められていると考えられます。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

現在市内4か所で実施していますが、各支援センターでの利用状況にバラつきがあります。支援センターは、親子で過ごせる身近な居場所であり、子育て相談等を気軽にできる場所としての役割も期待されます。

だるまちゃん広場やてんぐちゃん広場の整備により、親子で出かけられる場所が増え、今まで以上に利用する場所を選択することができるようになります。今後、各支援センターの特性を磨き、気軽に利用してもらえる工夫等が求められます。

### ○目標事業量

単位：延人数

エリア1	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	22,000	23,000	24,000	24,000	24,000	24,000
確保の内容 (実施箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

単位：延人数

エリア 2	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
確保の内容 (実施箇所)	1 箇所					

単位：延人数

エリア 3	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保の内容 (実施箇所)	1 箇所					

単位：延人数

エリア 4	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保の内容 (実施箇所)	1 箇所					

### ③妊婦健康診査（区域：全域）

#### ■ 事業内容

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、母児の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### ■ 現在の実施状況・課題

妊婦の健康や胎児の成長を確認するために、定期的に健康診査を受けるよう推進しています。

標準的な14回の妊婦健康診査及び妊娠初期血液検査や子宮頸がん検診、性器クラミジア検査なども公費助成を行っています。

#### ■ 今後の方向性・目標事業量

妊娠届出を早期に行うよう促し、妊娠週数に応じた受診の勧奨を行うとともに、妊婦への早産予防等の保健指導や啓発を行っていきます。

受診回数の実績は、概ね11回台で推移するものと思われます。

○目標事業量 ( )は一人当たりの医療機関受診回数

単位：人

母子手帳 交付者数	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	620 (11.6回)	610 (11.7回)	600 (11.7回)	590 (11.8回)	580 (11.8回)	580 (11.8回)
確保の内容	620 (14回)	610 (14回)	600 (14回)	590 (14回)	580 (14回)	580 (14回)

## ④乳児家庭全戸訪問事業（区域：全域）

### ■ 事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境との把握を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

乳児のいる家庭を保健師や助産師等が訪問し、保健指導や相談を中心に、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等も行っています。

なお、入院中や連絡がとれず訪問できなかった家庭は、5か月児セミナーや乳児健診等において健康状況を把握しています。

また、養育支援の必要な家庭については、妊娠届時の面接により早期発見し、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

乳児家庭への訪問率は、毎年全数把握に近づけるよう努めます。

訪問できなかった家庭については、セミナー・育児相談会及び電話等で保護者との面接に努めます。また、1か月・4か月健診結果等で全員の健康状態の把握を行います。

さらに、要保護児童対策として、支援の必要な家庭の早期発見・早期支援を関係機関とこれまで以上に連携し推進していきます。

○目標事業量 訪問実施件数／乳児の数（訪問率）

単位：実人数

訪問実施件数	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	621／640 (97%)	614／630 (97.5%)	608／620 (98%)	601／610 (98.5%)	594／600 (99%)	594／600 (99%)

## ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業[その他要保護児童等の支援に資する事業]（区域：全域）

### ■ 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内の相談機関としては、日常的、継続的に利用できる保育所・認定こども園・幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等があります。地域で解決可能なケースについては地域で対応し、それらの機関だけでは解決できないような課題がある場合には、子ども・子育て総合相談室が調整機関として、関係機関と連携し、早急な支援、対応を行っています。

また、養育支援が必要なケースについては家庭訪問し、指導・助言を実施しています。さらに、必要に応じて関係機関との個別ケース会議の開催や児童相談アドバイザーから助言、指導を受け、支援方法を検討しています。

なお、要保護、要支援児童の早期発見、早期対応及びその家庭への支援等については要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携強化や個別ケース会議にて情報共有、援助方針等を検討し、支援を行っています。

現在、相談件数の増加やケースの多様化・重篤化により、妊娠期からの切れ目ない支援体制の更なる強化と充実が求められています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

今後も、子どもや家庭への適切な支援が行われるよう、子ども・子育て総合相談室が調整機関となり、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図りながら対応していきます。

また、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等の機能の充実を図っていきます。

○目標事業量

単位：件

養育支援の必要な 家庭への訪問指導 件数（延件数）	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	220	220	240	240	240	240
確保の内容	220	220	240	240	240	240

○目標事業量

単位：件

要保護児童対策地 域協議会における 新規相談件数 （実件数）	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	140	150	160	160	160	160
確保の内容	140	150	160	160	160	160

## ⑥子育て短期支援事業（区域：全域）

### ■ 事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等で預かり、一時的に養育する事業です。

### ■ 現在の実施状況・課題

ショートステイ事業は原則7日間以内（宿泊可）、トワイライトステイ事業は午後5時から9時ごろまで、原則として2歳以上の児童は、児童養護施設一陽、3歳未満の児童は福井県済生会乳児院に委託し実施しています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

他のサービスとの調整を図り、相談に応じた中で、家族間の調整しながら対応していきます。実施事業所については、事業を実施している事業所が特定されるため、現状の2ヶ所での実施を確保することとします。

#### ○目標事業量

単位：延人数

ショートステイ事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	50	50	50	50	50	50
確保の内容	50	50	50	50	50	50

#### ○目標事業量

単位：延人数

トワイライトステイ事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	5	5	5	5	5	5
確保の内容	10	10	10	10	10	10

## ⑦－１ 一時預かり事業（区域：全域）

### ■ 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所・認定こども園・幼稚園において、その開所時間中に一時的に子どもを預かります。

また、幼稚園等では、1号認定の子どもについて、教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

私立幼稚園や市内全ての保育所・認定こども園で実施しています。しかし、保育士等の確保が難しく、受け入れができない場合があります。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定児童の私立幼稚園・認定こども園における預かり保育については、今後さらに受け入れ体制を整える必要があります。

また、安心して家庭で保育ができるように、保育所・認定こども園での一時預かりについては、適正な利用を促すとともに、受入体制を確保していきます。

### ○目標事業量

単位：延人数

幼稚園・認定こども園 幼稚園の預かり保育	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	500	500	500	500	500	500
確保の内容	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100

### ○目標事業量

単位：延人数

認定こども園・保育所 での一時預かり（1号 預かり保育を除く）	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

## ⑦ー２ 一時預かり事業[すみずみ子育てサポート事業] (区域：全域)

### ■ 事業内容

就職活動や疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難な時に、子育て家庭と妊婦家庭（初産）に対し、一時預かりや保育所・認定こども園・幼稚園等への送迎、家事援助のサービスを提供します。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内の3事業所で一時預かりを実施しています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

家庭で保育を行う中で支援を必要とした場合に加え、近年の待機児童の発生に伴う入所が困難な子どもの受け皿にもなっていることから、今後も継続してサービスを提供していきます。

### ○目標事業量

単位：延人数

すみずみ一時預かり利用者 (送迎・家事援助含む)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

## ⑧ 延長保育事業（区域：4エリア）

### ■ 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保育所・認定こども園で、通常の利用時間を超えた時間に保育を実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内全ての保育所・認定こども園で延長保育を実施しています。今後も、保護者の就労形態に沿うように、全ての園で継続して実施していきます。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

保護者の就労形態が多様化する中、市内の全園で継続してサービスの提供に努めます。

### ○目標事業量

単位：延人数

エリア1	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保の内容	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

単位：延人数

エリア2	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保の内容	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

単位：延人数

エリア3	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
確保の内容	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250

単位：延人数

エリア 4	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	500	500	500	500	500	500
確保の内容	500	500	500	500	500	500

## ⑨ 休日保育事業（区域：全域）

### ■ 事業内容

保育認定を受けた子どもで、日曜・祝日に保護者が常態的に就労している子どもについて、日曜・祝日に保育を実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

越前市内の1施設で実施しています。実施施設が今立地区にあり、住所や通勤経路から利用しにくい場合があります。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

多様化する保護者の就労形態に対応するため、市内での休日保育の実施を確保していきます。

### ○目標事業量

単位：延人数

休日保育事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	40	40	40	40	40	40
確保の内容	72	72	72	72	72	72

## ⑩ 病児・病後児保育事業（区域：全域）

### ■ 事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内では、病児・病後児保育施設「ままのて」にて、また、鯖江市、福井市、敦賀市、越前町等の市外の施設において実施しています。子どもが病気又は病気回復期に保護者が仕事などの理由で看護できない時、概ね生後2か月から小学6年生以下の児童を預かっています。

感染症が流行する時期においては、特に二次感染のおそれがあるため、受入体制についての課題があります。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

それぞれの家庭の状況に応じて、利用しやすい施設でサービスを受けられるよう、市内施設及び他市町と連携しながら受入体制を調整していきます。

また、子どもに視点をおいた保育サービスに取り組みます。

### ○目標事業量

単位：延人数

病児・病後児 保育事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	760	760	770	770	770	770
確保の内容	760	760	770	770	770	770

## ⑪ 放課後児童クラブ（区域：17地区）

### ■ 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や休業日に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで、児童の健全育成を図ります。

### ■ 現在の実施状況・課題

保育所、認定こども園、児童館など市内27箇所で児童クラブを開設し、低学年の児童を中心に預かっています。

近年の女性就業率の増加、共働き家庭及び核家族化により、利用児童の増加が見込まれています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室等とも連携し、適正なサービスの提供に努めます。今後の計画の中で確保量を超える見込みがあり定員枠の不足が予想される地区については、児童クラブの増設等により定員枠を確保します。

○目標事業量 ※①の（）：高学年の内数

※②の確保量：平成31年4月1日時点で確定している定員

単位：実人数

市全域	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	830 (70)	967 (64)	1,063 (65)	1,093 (64)	1,081 (87)	1,072 (92)
②確保の内容	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067
過不足数②－①	237	100	4	△26	△14	△5

東	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	38 (3)	43 (4)	58 (4)	60 (3)	61 (4)	67 (6)
②確保の内容	45	45	45	45	45	45
過不足数②-①	7	2	△13	△15	△16	△22

西	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	45 (7)	71 (5)	94 (4)	107 (3)	111 (8)	114 (9)
②確保の内容	86	86	86	86	86	86
過不足数②-①	41	15	△8	△21	△25	△28

南	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	108 (3)	134 (6)	140 (8)	139 (10)	130 (12)	130 (11)
②確保の内容	125	125	125	125	125	125
過不足数②-①	17	△9	△15	△14	△5	△5

神山	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	43 (6)	40 (2)	41 (3)	41 (4)	38 (3)	36 (4)
②確保の内容	45	45	45	45	45	45
過不足数②-①	2	5	4	4	7	9

吉野	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	75 (1)	105 (6)	133 (6)	141 (6)	144 (11)	138 (13)
②確保の内容	85	85	85	85	85	85
過不足数②-①	10	△20	△48	△56	△59	△53

国高	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	124 (5)	154 (8)	166 (9)	179 (11)	181 (15)	184 (13)
②確保の内容	130	130	130	130	130	130
過不足数②-①	6	△24	△36	△49	△51	△54

大虫	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	75 (3)	81 (6)	80 (7)	74 (6)	75 (6)	68 (7)
②確保の内容	100	100	100	100	100	100
過不足数②-①	25	19	20	26	25	32

坂口	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	14 (5)	10 (1)	8 (1)	6 (0)	6 (1)	7 (0)
②確保の内容	12	12	12	12	12	12
過不足数②-①	△2	2	4	6	6	5

王子保	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	67 (9)	71 (5)	71 (4)	70 (6)	63 (7)	58 (5)
②確保の内容	73	73	73	73	73	73
過不足数②-①	6	2	2	3	10	15

北新庄	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	30 (1)	38 (2)	41 (3)	36 (2)	34 (3)	28 (4)
②確保の内容	45	45	45	45	45	45
過不足数②-①	15	7	4	9	11	17

北日野	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	29 (3)	33 (3)	40 (3)	50 (2)	53 (3)	52 (4)
②確保の内容	45	45	45	45	45	45
過不足数②-①	16	12	5	△5	△8	△7

味真野	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	69 (6)	65 (6)	65 (4)	56 (6)	55 (5)	58 (5)
②確保の内容	107	107	107	107	107	107
過不足数②-①	38	42	42	51	52	49

白山	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	19 (4)	16 (3)	13 (1)	14 (0)	14 (1)	16 (1)
②確保の内容	31	31	31	31	31	31
過不足数②-①	12	15	18	17	17	15

花筐	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	29 (1)	37 (1)	43 (3)	45 (2)	43 (3)	46 (4)
②確保の内容	35	35	35	35	35	35
過不足数②-①	6	△2	△8	△10	△8	△11

岡本	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	14 (2)	22 (1)	27 (1)	30 (1)	28 (2)	26 (3)
②確保の内容	45	45	45	45	45	45
過不足数②-①	31	23	18	15	17	19

南中山	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	27 (7)	27 (3)	25 (2)	29 (1)	29 (2)	28 (2)
②確保の内容	34	34	34	34	34	34
過不足数②－①	7	7	9	5	5	6

服間	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	24 (4)	20 (2)	18 (2)	16 (1)	16 (1)	16 (1)
②確保の内容	24	24	24	24	24	24
過不足数②－①	0	4	6	8	8	8

## ⑫ 放課後子ども教室（区域：17地区）

### ■ 事業内容

放課後の子どもの安全・安心な活動拠点場所（居場所）を設け、地域住民の参画により、勉強、スポーツ、文化活動及び地域住民との交流活動を支援します。

### ■ 現在の実施状況・課題

放課後子ども教室は、市内17地区で行われています。地区により様々な学習・体験内容が盛り込まれており、主に公民館等で実施しています。

スポーツ少年団や習いごとに参加する子どもが多く、放課後子ども教室の参加者が少ないこと、子ども教室の指導ボランティアが確保しにくいことが課題となっています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

全ての子どもが安全に放課後の時間を過ごせる場所として、放課後子ども教室を継続していきます。また、放課後児童クラブとの連携・一体型事業の支援を充実させます。

○目標事業量 ※1回当たりの参加人数

単位：実人数

東	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	10	10	10	10	9	9

西	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	13	13	13	12	12	12

南	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	17	17	16	16	16	16

神山	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	10	10	10	10	9	9

吉野	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	11	11	11	10	10	10

国高	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	12	12	12	11	11	11

大虫	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	10	10	10	10	9	9

坂口	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	14	14	14	13	13	13

王子保	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	17	17	16	16	16	16

北日野	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	8	10	10	10	9	9

北新庄	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	18	18	17	17	17	17

味真野	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	18	18	17	17	17	17

白山	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	21	21	20	20	20	19

花筐	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	10	10	10	10	9	9

岡本	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	17	17	16	16	16	16

南中山	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	13	13	13	12	12	12

服間	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	10	10	10	10	9	9

# 第 6 章

## 計画の推進

## 第6章 計画の推進

次の項目を基本に、市民が参画できる体制により、本計画を推進していきます。

- (1) 本計画は、国や県、近隣市町との連携はもちろん、各関係機関及び市民の参画を図り、行政の持つ様々なノウハウを市民団体等と共有し、協働による総合的な施策の実現を推進していきます。
- (2) 本計画の実現に向けて、子ども、家庭の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。

このため、事業が効果的に実施されるよう、子ども・子育て会議において、年度ごとに計画の実施状況を点検し、評価します。

また、評価に伴い、施策の充実や見直しを行い、関係課と連携して事業が効果的に実施されるよう配慮します。
- (3) 本計画は、市民をはじめ地域や関係団体など社会全体が連携して、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、支援をしていこうとするものです。

このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。



# 資料

# 越前市子ども条例

平成24年3月23日

条例第8号

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念(第3条)

第3章 協働及び役割(第4条—第11条)

第4章 私たちの取組(第12条—第19条)

第5章 条例の周知及び計画の策定等(第20条・第21条)

### 附則

全ての子どもは、生まれた時から、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在です。

子どもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、やがて社会の一員であることを自覚していくことで自立します。自立は、全ての子どもがその発達段階に応じてそれぞれに達成できるものです。

子どもは、自立していく中で、個性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、子どもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、子どもの健やかな成長が妨げられたり、子どもの自立への道が閉ざされたりすることがあってはならないことを確信し、子どもの自立に向けた支援に取り組みます。

子どもは、支援してくれる人たちに感謝し、将来の夢に向かって、一歩ずつ確実に前に進んでいきます。

私たちは、越前市のまちづくりの基本理念である協働により子どもの自立につながる取組を推進し、全ての子どもの自立を実現するために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が協働し、一体となって、私たちの取組を実行し、その結果、将来にわたり全ての子どもの自立を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をするおおよそ18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「自立」とは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、社会の一員であることを自覚していくことをいいます。

3 この条例において「家庭」とは、家族形態に関係なく子どもが生まれ育つ所をいいます。

4 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関及び保育所をいいます。

5 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

6 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

7 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、児童養護施設、障がい児施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

8 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。

9 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいいます。ただし、子どもを除きます。

10 この条例において「私たちの取組」とは、子どもの自立を実現するため家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がその課題を共有して子どもの立場に立ち実施すべき主な取組をいいます。

## 第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 子どもは、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章の理念の下、生まれた時から持っている人間らしく生きる権利を守られます。

## 第3章 協働及び役割

(協働)

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、将来にわたりこの条例の目的を共有し、私たちの取組を推進します。

(家庭の役割)

第5条 家庭は、子どもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を担います。

2 家庭は、子どもを育てる最も大切な責任を負います。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、集団生活を通して確かな学力、豊かな心並びに健康及び体力を基礎とする生きる力を育て、また、一人ひとりの子どもが将来の夢を持ち生き生きと活動する場としての機能を担うよう努めます。

2 学校等は、一人ひとりの個性を尊重し、その子の状況に応じ、心身ともにたくましく生きる子どもを育てるよう努めます。

3 学校等は、子どもの地域の一員としての意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

(地域自治組織及び市民活動組織の役割)

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、子どもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代間交流等を図りながら子どもを育てる活動を展開するよう努めます。

3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことにより子どもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

(児童福祉施設の役割)

第8条 児童福祉施設は、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

2 児童福祉施設は、子どもの立場を大切にした多様な福祉サービスを総合的に提供するよう努めます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者が子どもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

(市民の役割)

第10条 市民は、日常の触れ合いを通じて、子どもが、豊かな人間関係を身に付け、社会の一員として自覚できるよう努めます。

2 市民は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、子どもから信頼されるよう努めます。

(市の役割)

第11条 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に推進します。

#### 第4章 私たちの取組

(家庭への支援)

第12条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 個々の家庭の実情に応じた支援を充実します。
- (2) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援は、子どもの立場に立って充実します。

(親と子どもの健康増進のための支援)

第13条 親と子どもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 妊産婦及び乳幼児の健康診査体制を充実します。
- (2) 親と子どもの心と身体健康づくりに関する取組を充実します。

(援助を必要とする子どもへの支援)

第14条 援助を必要とする子どもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもへの支援を充実します。
- (2) 障がいのある子どもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関することを継続的かつ総合的に支援します。
- (3) ひとり親家庭の生活の安定に関することを継続的かつ総合的に支援します。
- (4) 外国籍の子ども等が充実した学校等での生活を送れるよう継続的かつ総合的に支援します。
- (5) 不登校又は引きこもりの状態にある子ども及びいじめを受けている子どもについて継続的かつ総合的に支援します。

(子どもに関する相談体制の充実)

第15条 子どもに関する相談体制の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 教育及び福祉保健に関する分野相互の連携強化に取り組みます。
- (2) 子どもに関する相談窓口の一元化に取り組みます。

(子どもの社会参加の促進)

第16条 子どもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 子どもの心を豊かにする社会的活動を支援します。

(2) 私たちの取組を推進するときは、子どもの意見が反映されるよう努めます。

(教育の充実)

第17条 教育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 子どもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育を充実します。

(2) 子どもに対し、将来、心豊かな家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育に取り組みます。

(3) 子ども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育を推進します。

(安全で安心な環境づくり)

第18条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

(2) 子どもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化に努めます。

(地域における支援)

第19条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 地域の人材を生かした子どもの社会性を育てる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 地域の特性に応じた安全で安心な環境づくりを推進します。

#### 第5章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組が一層推進されるための活動を行います。

(子どもに関する計画の策定等)

第21条 市は、子どもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

2 市は、子どもに関する計画を効果的に推進するため、必要に応じてその計画を見直します。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

## 計画策定の経過

日 程	行 事 等	内 容
平成 30 年 6 月 27 日	子ども・子育て会議	委嘱状交付 計画策定の趣旨、概要説明
9 月 12 日	庁内ワーキング会議	計画策定の趣旨、概要説明 改定スケジュールについて ニーズ調査（アンケート）（案）項目協議
9 月 25 日	庁内ワーキング会議	ニーズ調査（アンケート）（案）の内容検討
9 月 28 日	子ども・子育て会議	市長諮問 ニーズ調査（アンケート）（案）協議
平成 31 年 1 月 15 日	庁内ワーキング会議	基本柱、基本施策検討 基本施策別事業検討
3 月 13 日	子ども・子育て会議	ニーズ調査（アンケート）結果報告 基本柱、基本施策検討 基本施策別事業検討
3 月 22 日	庁内ワーキング会議	ニーズ調査（アンケート）結果報告 基本柱、基本施策検討 基本施策別事業検討
3 月 23 日～		基本柱別作業
4 月 25 日	子ども・子育て会議	事業計画における「教育・保育」量の見込みについて 計画（素案）の検討
令和元年 5 月 13 日	子ども・子育て会議	計画（素案）の提示
6 月 15 日～7 月 15 日	パブリック・コメントによる意見募集（意見： 24 人 50 件）	
7 月 25 日	庁内ワーキング会議	パブリック・コメントの結果について 計画（案）について
7 月 30 日	子ども・子育て会議	パブリック・コメントの結果について 計画（案）の提示
8 月 1 日	計画(案)を市長に答申	

## 越前市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体	役職等	
1	石川 昭義	仁愛大学	教授	◎
2	浅井 純一	越前市社会福祉協議会	常務理事	○
3	明石 秀美	(社福)越前自立支援協会	児童家庭支援センター 副センター長	
4	石山 勇夫	越前市自治連合会	代表幹事	H30年度
5	杉原 良直	越前市自治連合会	代表幹事	R 1年度
6	大谷 恵一	越前市国際交流協会	運営委員長	
7	加藤 智子	こじかの会	保護者代表	
8	加藤 和歌子	南越特別支援学校PTA	副会長	
9	坂 多佳子	越前市PTA連合会	副会長	
10	鈴木 香純	丈生幼稚園保護者会	会長	
11	田中 三紀子	エンジェルキッズ	理事長	
12	玉川 忠春	連合福井丹南地域協議会	事務局長	
13	玉木 茂明	越前市小中学校校長会	代表	H30年度
14	棟田 新吾	越前市小中学校校長会	代表	R 1年度
15	玉村 千壽子	子どもセンターピノキオ	事務局長	
16	寺井 文代	越前市私立幼稚園協議会	丈生幼稚園教諭	
17	富永 良史	越前市民生委員児童委員協議会連合会	主任児童委員	
18	中野 嘉昭	武生商工会議所青年部	専務理事	
19	松本 照美	市民公募		
20	村中 史枝	越前市母子寡婦福祉連合会	母子部長	
21	山口 創	越前市民間保育園保護者連合会	会長	
22	山本 聖三	越前市保育研究会	会長	
23	西野 吉幸	越前市教育委員会	事務局長	

◎会長      ○職務代理者

越前市子ども・子育て支援計画庁内ワーキング員名簿

	氏 名	所 属	役 職 等	
1	田 中 加奈子	教育振興課	主 幹	
2	平 井 美希子	生涯学習課	主 幹	H30年度
3	川 上 京 子	生涯学習課	主 幹	R 1年度
4	八 田 丈 嗣	市民自治推進課	主 査	H30年度
5	間 所 祐 丞	市民協働課	主 査	R 1年度
6	芦 原 みどり	社会福祉課	主 幹	H30年度
7	長谷川 昌 美	社会福祉課	主 幹	R 1年度
8	北 畑 恵 理	健康増進課	主 査	
9	橋 屋 和 成	産業政策課	主 幹	
10	土 井 朋 美	農政課	主 幹	H30年度
11	服 部 佐和子	農政課	主 査	R 1年度
12	渡 辺 廣 樹	建築住宅課（市住担当）	主 幹	H30年度
13	五十嵐 祥	建築住宅課（市住担当）	主 査	R 1年度
14	近 藤 航	防災安全課	主 事	H30年度
15	大 林 來 輝	防災安全課	主 事	R 1年度
16	岸 加奈恵	図書館	主 査	

越前市子ども・子育て会議事務局

越前市市民福祉部長	小森 誠司	H30年度
	川崎 規生	R 1年度
越前市市民福祉部政策幹	川邊 俊博	H30年度
	出口 美香代	R 1年度
越前市子ども福祉課長	渡辺 亜由美	H30年度
	出口 茂美	R 1年度
越前市健康増進課長	小嶋 雅則	
越前市子ども福祉課子ども・子育て総合相談室長	笹田 和子	H30年度
	須本 祥子	R 1年度
越前市子ども福祉課子ども・子育て総合相談室副課長	倉橋 美保	
越前市子ども福祉課副課長	渋谷 絹代	
越前市子ども福祉課主幹	牧野 雅世	
	磯川 ゆか	
越前市子ども福祉課子ども・子育て総合相談室主幹	岩佐 奈智	
越前市子ども福祉課主幹	明城 加代子	H30年度

## 越前市子ども・子育て会議設置規則

平成26年3月27日

規則第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員、越前市子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援施策に関する調査審議並びに次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく市町村行動計画の実施状況に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき、越前市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の

決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(越前市次世代育成推進協議会設置規則の廃止)

3 越前市次世代育成推進協議会設置規則(平成24年越前市規則第30号)は、廃止する。

## 用語の解説

### あ行

**赤ちゃんの駅**・・・誰でも自由におむつ替えや授乳等ができる場所

**アクセスワーカー**・・・外国籍児童生徒在籍校に配置し、翻訳や通訳、教育相談やティームティーチングによる学習支援を行い、教育相談体制、学習支援体制の充実を図る。また、保護者の悩みや相談に対応し、学校と外国人家庭との連携役を担う。

**医療的ケア児**・・・日常的に人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子ども

### か行

**企業主導型保育事業**・・・平成28年度に内閣府が開始した、企業が従業員のために設置する保育施設や地域の企業が共同で設置・利用する保育施設の整備費や運営費についての企業向けの助成制度

**教育・保育施設**・・・保育所・認定こども園・幼稚園の3施設に小・中学校を含めた施設のこと。

**ぐ犯行為**・・・虚言癖、家出、乱暴、性的逸脱等、将来、罪を犯すおそれがある問題行動

**校内委員会**・・・特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体でより適切な指導・支援をするための組織

**心のパートナー**・・・心理学関連領域を学び、幼児・児童の発達に興味を持ち、適応指導教育や学校へ出かけ、話し相手や遊び相手になることで支援を行う

**子育てサークル**・・・地区の公民館などで、主に未就園児の親子活動を行っているサークル

**子育て支援員**・・・国で定めた研修を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上での必要な知識や技術等を習得したと認められる人

**子育て世代包括支援センター**・・・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する拠点

**子ども家庭総合支援拠点**・・・全ての子ども、子育て世帯と妊婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点

**子ども・子育て関連3法**・・・「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

**子どもの権利条約**・・・平成元年の国連総会で採択された。世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるように世界の国々が決めた条約。日本は平成6年に批准している

## さ行

**就学前教育・保育施設**・・・保育所・認定こども園・幼稚園の3施設のこと

**ショートステイ事業**・・・児童の保護者が疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等により養育が一時的に困難となった家庭の子どもを児童養護施設及び乳児院で、一時的に養育又は保護する事業

**ジェンダー**・・・社会的・文化的に形成された性別

**自治振興会**・・・福祉、環境、安全、防災、文化、スポーツ活動など日常生活に関連した身近な課題について、自ら考え、自らが解決していくための組織。地区内の意見や課題を幅広く収集し、事業の検討や地域自治振興（まちづくり）計画の策定を行い、事業を実施する主体的な役割を担っている組織

**児童家庭支援センター**・・・子どもや家庭、地域住民、里親などからの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設。児童相談所、児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行う

**児童発達支援センター**・・・児童福祉法に基づく児童福祉施設で、通所利用の子どもやその家族への発達支援を行い、施設の有する専門機能を活かし、地域の子どもへの発達に関する相談を合わせて行うなど地域の中核的な療育支援施設

**スクールソーシャルワーカー**・・・子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけて、家庭・学校・地域の橋渡しなどにより、悩みや問題解決に向け支援する

**すみずみ子育てサポート事業**・・・就職活動、疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難なときに一時的に子どもを預かる事業

**総合型地域スポーツクラブ**・・・人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される

## た行

**地域型保育事業**・・・市町村による認可事業。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育

**地域子育て支援センター（＝地域子育て支援拠点事業）**・・・地域において子育て親子の交流の促進や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う子育て支援の拠点

**地域生活支援事業**・・・ 障害者総合支援法に定義づけられた市町村及び都道府県が行う事業。法律上実施しなければならない事業のほか、市町村や都道府県の判断により、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活の営むために必要な事業を実施できる。具体的には相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などがある

**特定妊婦**・・・ 収入が不安定、精神疾患がある、望まない妊娠をした場合など、出産後の子どもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

**トワイライトステイ事業**・・・ 保護者の仕事が夜間に及び、養育が困難となっている家庭の子どもを児童養護施設及び乳児院で、一時的に養育する事業

## な行

**認定こども園**・・・ 保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設

**妊婦健康診査**・・・ 胎児の成長や母体の健康をチェックする診査

## は行

**病児・病後児保育**・・・ 子どもが病気又は病気回復期に保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で看護できない場合、一時的に子どもを預かる事業

**福祉推進資金**・・・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための貸付制度  
修学資金や就職支度資金などがある

**福祉サービス事業所**・・・ 福祉関係のサービスを提供する事業所

**新・放課後子ども総合プラン**・・・ 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体的または連携して実施する事業

## ま行

**民生委員・児童委員**・・・ 昭和23年に制定された民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で福祉に関する相談・支援の活動をしているボランティア。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている

## や行

**要保護児童対策地域協議会**・・・ 虐待を受けた子どもをはじめ、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るための必要な情報の共有を行うと共に、支援の内容に関する協議を行う協議会

**養育費** . . . 子どもの生活を守り育てるために必要な日々の費用。子どもが自立するまで親が負担するものであり、離婚しても負担義務は変わらない。

**幼児教育アドバイザー** . . . 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、地域の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う

# 「子育て支援に関するニーズ調査」結果

## ■ 子育て支援に関するニーズ調査の概要

### 1 調査方法と調査期間

- ・ 郵送による配布・回収
- ・ 11月16日発送～12月28日

### 2 対象者

平成30年10月1日現在、越前市に住民登録のある児童の保護者

対象	日本国籍	外国籍	合計
就学前児童（0歳～5歳）	1,770人	80人	1,850人
就学児童（小学1年～4年生）	620人	30人	650人

《参考》 ※前回調査状況（外国籍なし）

- ・ 調査期間 平成25年12月18日～12月27日

対象	
就学前児童（0歳～5歳）	1,500人
就学児童（小学1年～4年生）	465人

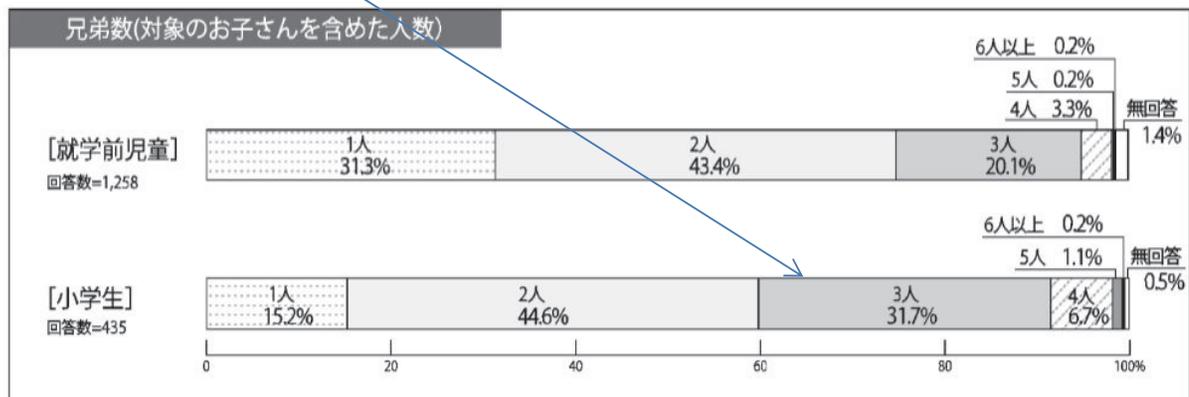
### 3 調査の回収状況

対象	有効回答数（うち外国籍）	回収率	回収率（外国籍）	H25回収率
就学前児童	1,258人（39人）	68.0%	48.7%	44.7%（670人）
就学児童	435人（16人）	66.9%	53.7%	43.7%（203人）
合計	1,693人（55人）	67.7%	50.0%	44.4%（873人）

## ■ 越前市の子どもや家庭の現状と潜在ニーズ（子育て支援に関するニーズ調査より抜粋）

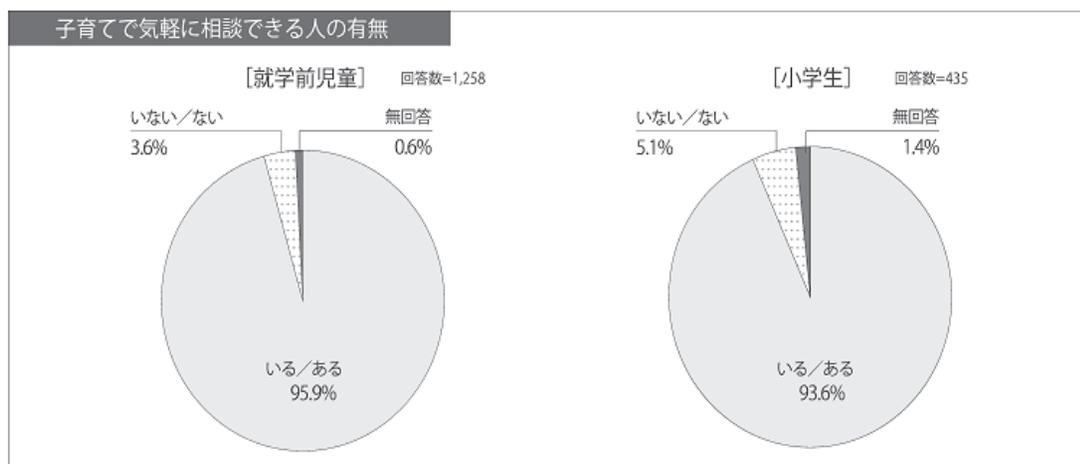
### （1）対象児童を含めた兄弟数

小学生について、兄弟数が「3人」と回答した割合が、前回は4.1ポイント上回っている。



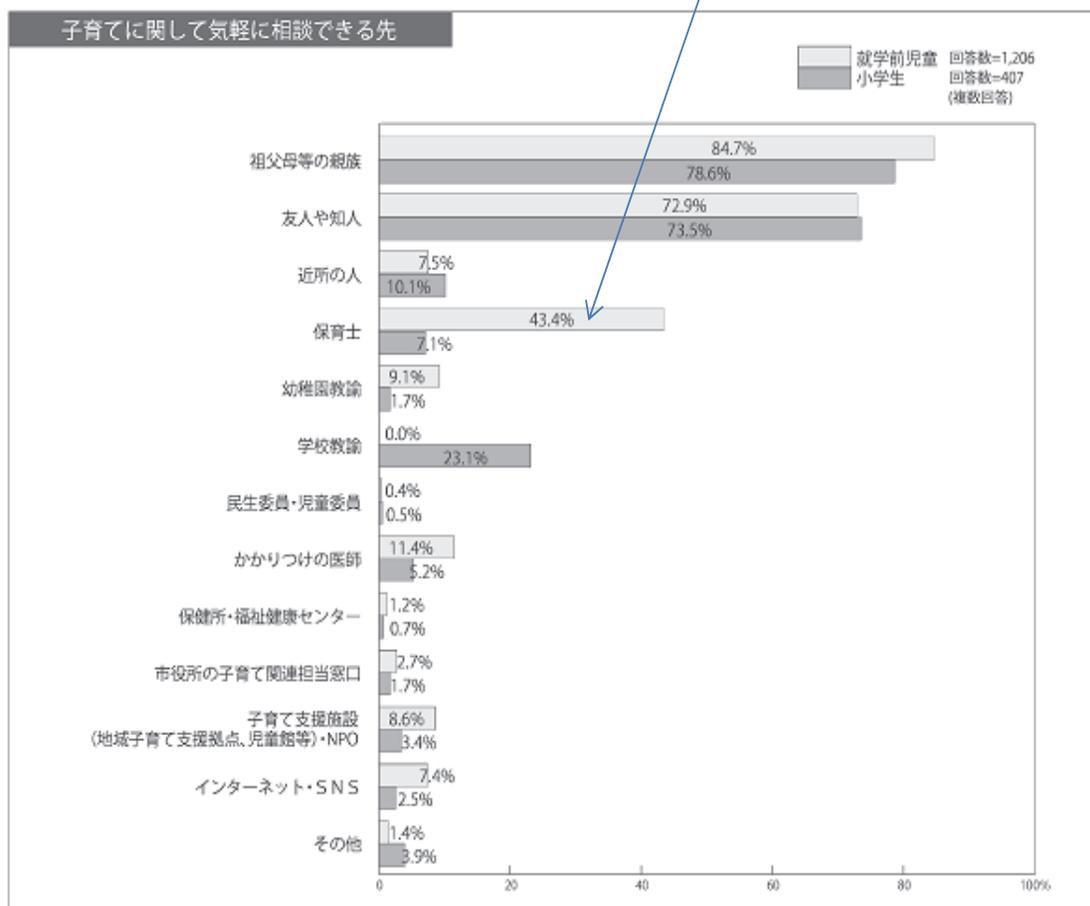
## (2) 子育てで気軽に相談できる相手

子育てをする上で、気軽に相談できる人が、「いる/ある」と回答している割合は、それぞれ前回は5.3ポイント、3ポイント上回っている。



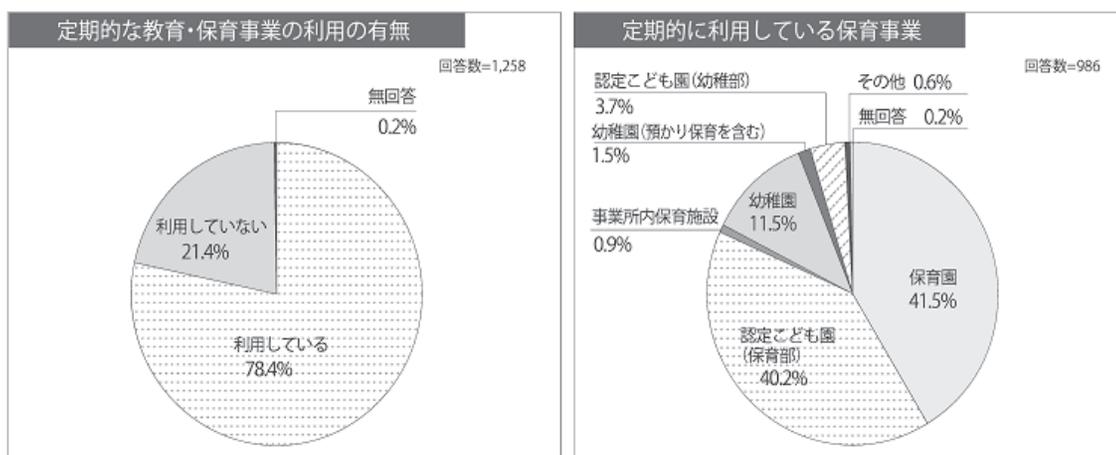
## (3) 子育てに関して気軽に相談できる先

就学前児童、小学生ともに、「祖父母等の親族」と回答した割合がそれぞれ84.7%、78.6%と最も高く、次いで「友人や知人」がそれぞれ、72.9%、73.5%となっている。また、就学前児童については、「保育士」が前回は8.6ポイント上回っている。このことから、保護者と保育所、認定こども園（保育部）が関わりが大きいことがわかる。



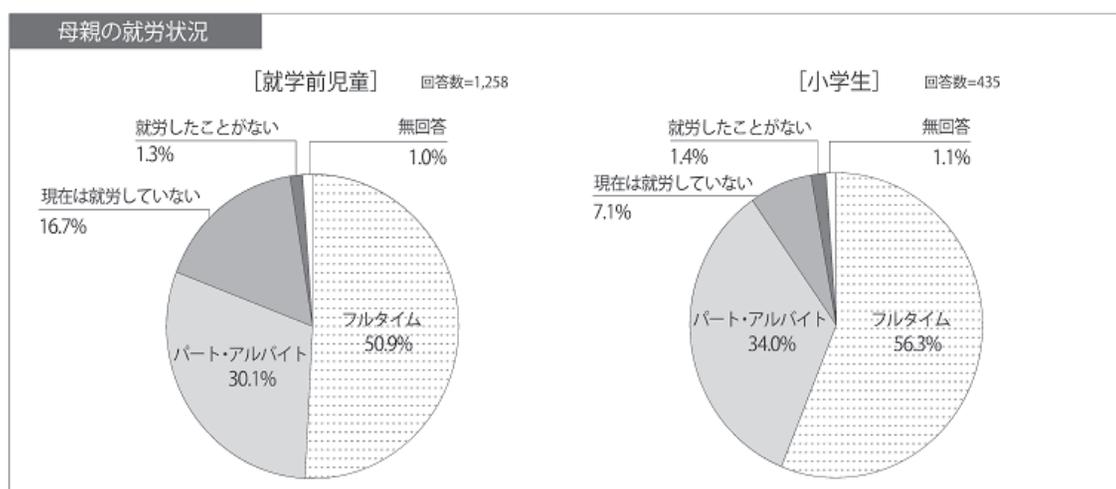
#### (4) 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した割合は78.4%と最も高く、「保育園」、「認定こども園（保育部）」、「事業所内保育」を合わせると、前回は10.9ポイント上回っているため、保育ニーズが高まっていることがわかる。



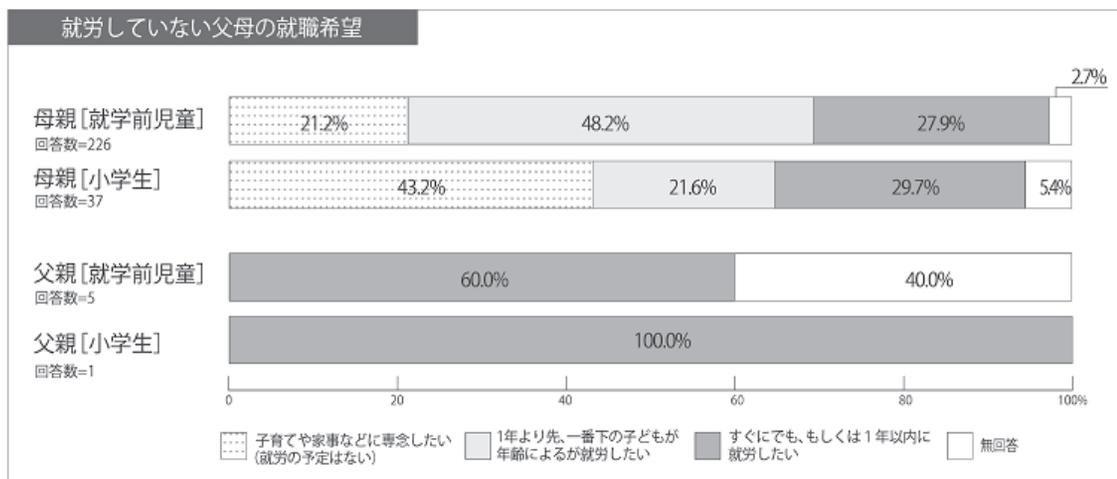
#### (5) 母の就労状況

就学前児童、小学生ともに、「フルタイム」「パート・アルバイト」と就労している母親は8割を超えており、「フルタイム」については、それぞれ前回は4.6ポイント、13.9ポイント上回っている。



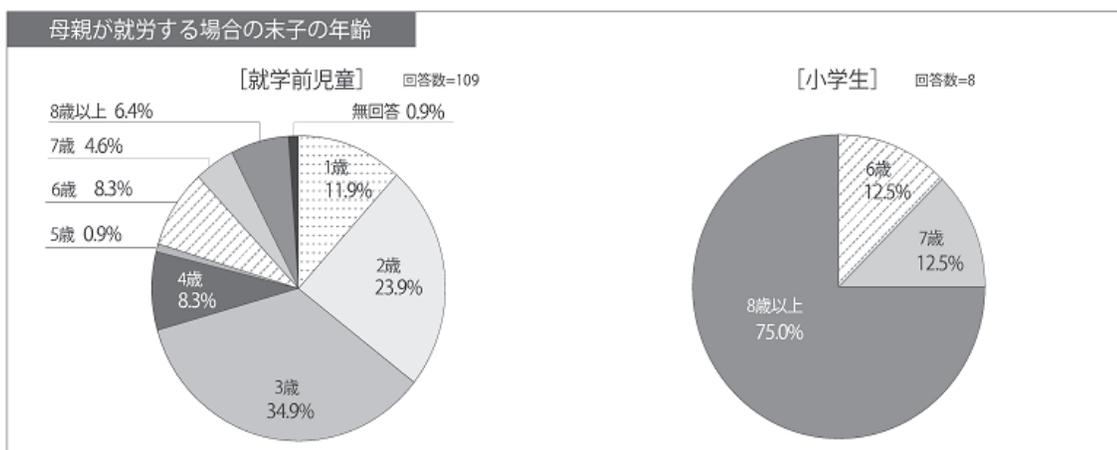
## (6) 就労していない父母の就労希望

就学前児童の母親は、「1年より先、一番下の子どもの年齢によるが就労したい」と回答した割合が48.2%と最も高く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、前回は5.3ポイント上回っている。これにより、母親の社会参画の意識が高まってきていることがわかる。



## (7) 母親が就労する場合の末子の年齢

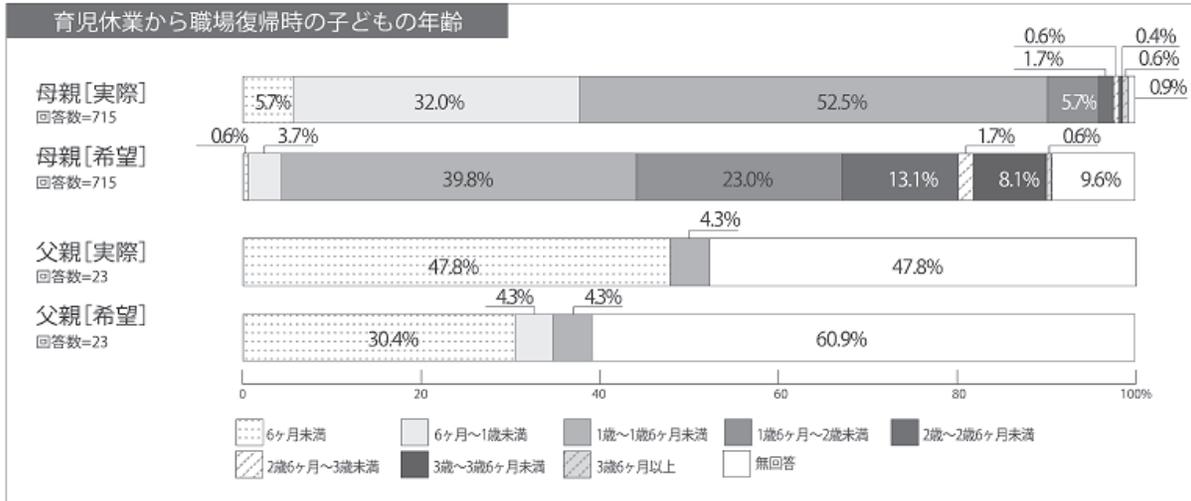
就学前児童の母親が、「1歳」、「2歳」と回答した割合は、前回は9.5ポイント上回っている。



(8) 育児休業から職場復帰時の子どもの年齢

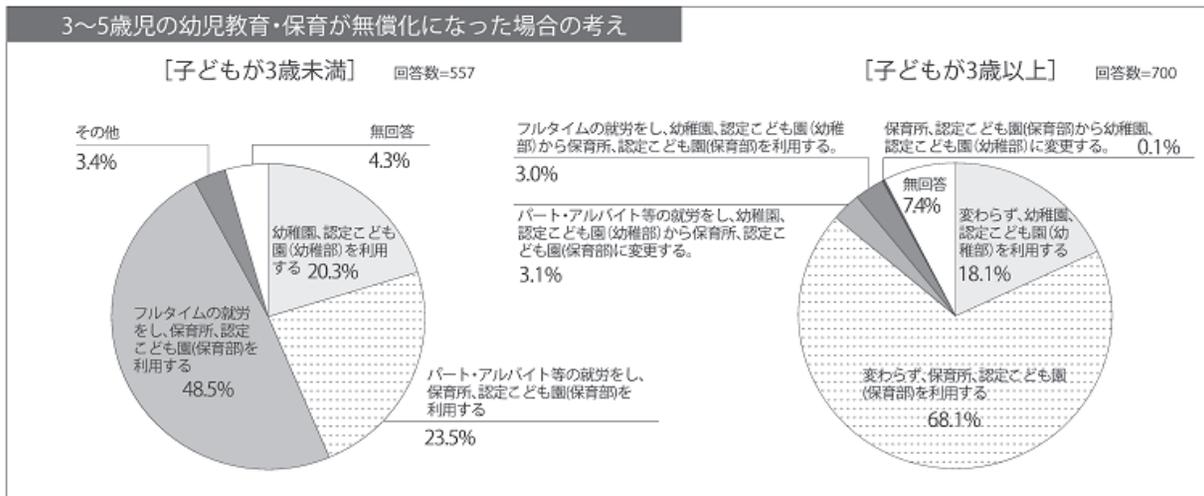
母親の職場復帰時の子どもの年齢は、「希望」は1歳6箇月以上が46.5%となっているが、「実際」は1歳6箇月未満が90.2%となっている。

(7)、(8)により低年齢児の保育ニーズが高いことが分かる。



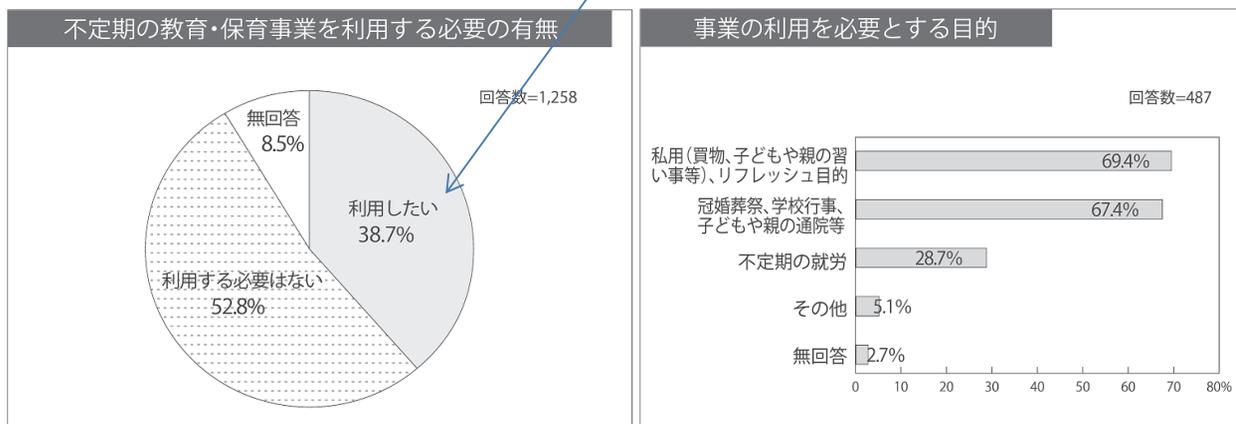
(9) 3~5歳児の幼児教育・保育が無償化になった場合

3歳以上の子どもについて、「変わらず現在の事業を利用する。」と回答した割合が、86.2%と高く、10月から開始される無償化による影響は、ニーズ調査結果からはほとんど感じられなかった。しかしながら、幼児教育の無償化が実施され、実際に実感すると影響が出る可能性はあると考えられる。



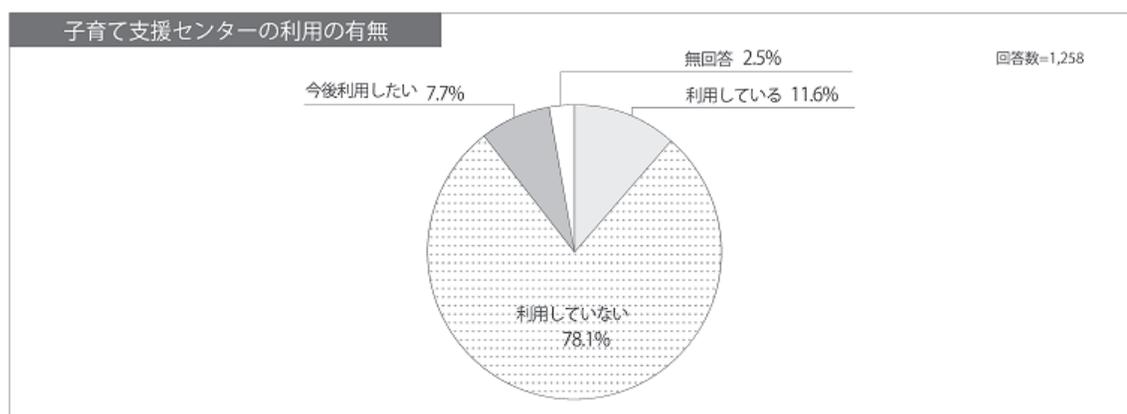
### (10) 一時預かり等の利用希望について

一時預かり事業等を「利用する必要はない」が52.8%と、「利用したい」を上回っているが、前回の調査と比較すると、「利用したい」のニーズが14.1ポイント上回っているため、引き続き推進していく必要がある。



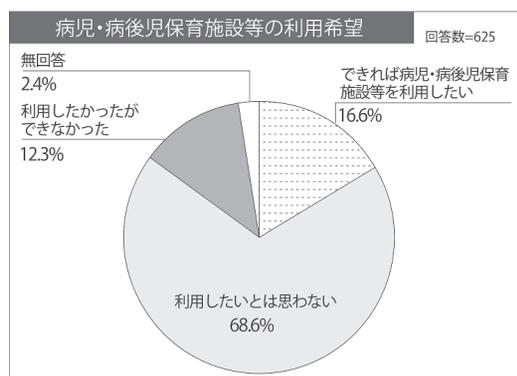
### (11) 子育て支援センターの利用の有無について

子育て支援センターを「利用していない」は78.1%と非常に高かったものの、「利用している」、「利用したい」が19%あり、これを年齢別に分析すると、3歳未満が73%を占めている。就学前の子育て家庭に対する相談、育児支援の場として、引き続き推進していく必要がある。



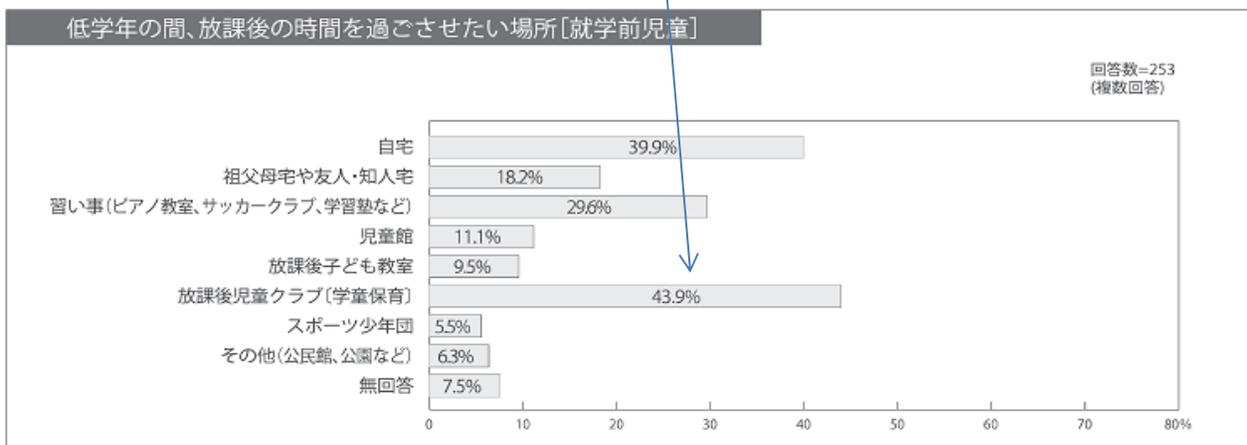
### (12) 病児・病後児保育施設等の利用について

病児・病後児保育施設等を「利用したいとは思わない」が68.6%で、前回は5.5ポイント上回っている。主な理由については、「他人に看てもらうのは不安」、「親が仕事を休んで対応する」となっている。



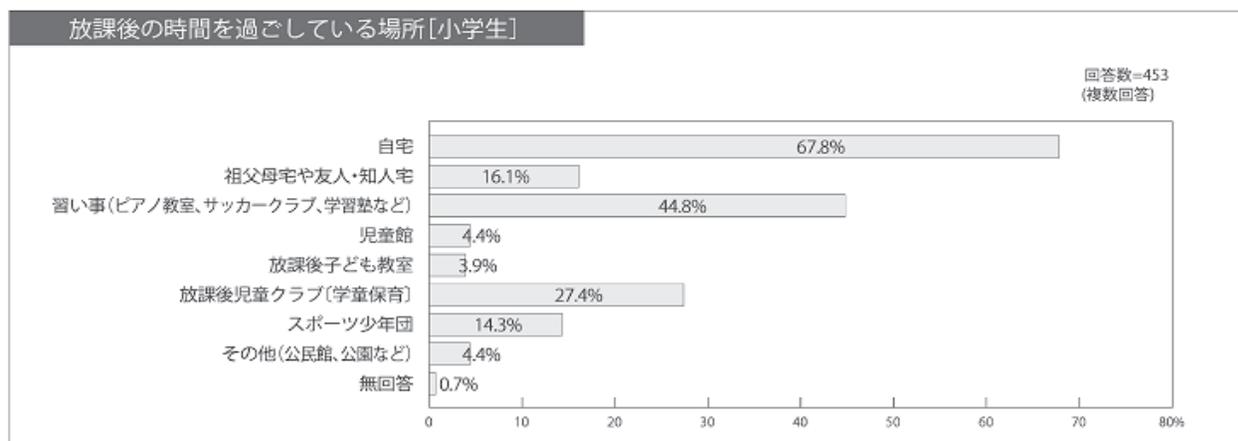
### (13) 低学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所について（5歳児）

就学前児童を対象に、小学校高学年になってから放課後の時間を過ごさせたい場所について希望を聞いたところ、「放課後児童クラブ」が43.9%と最も高く、前回は16.3ポイント上回っている。今後、低学年のニーズが増えていくことが想定されるため、推進方策を検討していく必要がある。



### (14) 放課後の時間を過ごしている場所について（小学1～4年生）

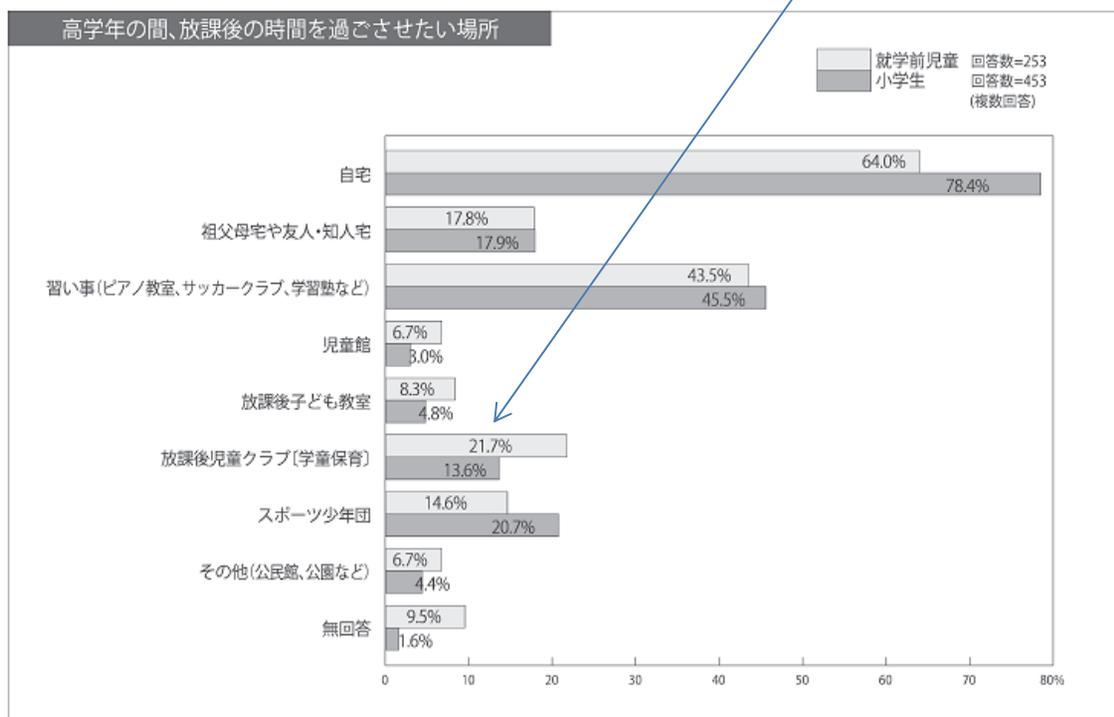
小学生が過ごしている場所では、「自宅」が67.8%と最も高く、次いで習い事が44.8%となっている。「放課後児童クラブ」については、前回は0.3ポイント上回っているが、ほとんど状況は変わっていないことが分かる。



(15) 高学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所について

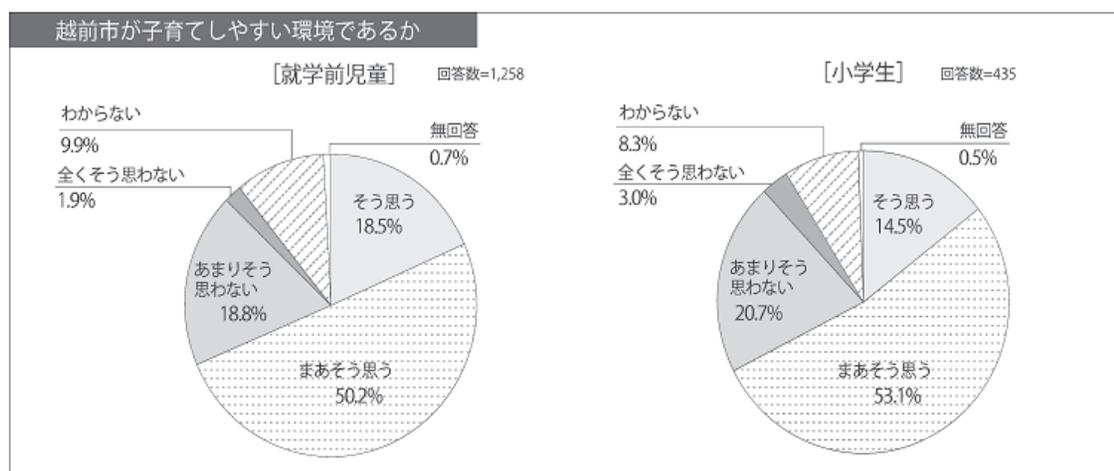
就学前児童、小学生ともに「自宅」がそれぞれ64%、78.4%と最も高く、次いで「習い事」がそれぞれ43.5%、45.5%となっている。「自宅」については、前回は6.4ポイント、10.9ポイント上回っている。

「放課後児童クラブ」については、就学前児童が、前回より6.5ポイント上回っているが、小学生は12.5ポイント下回っている。



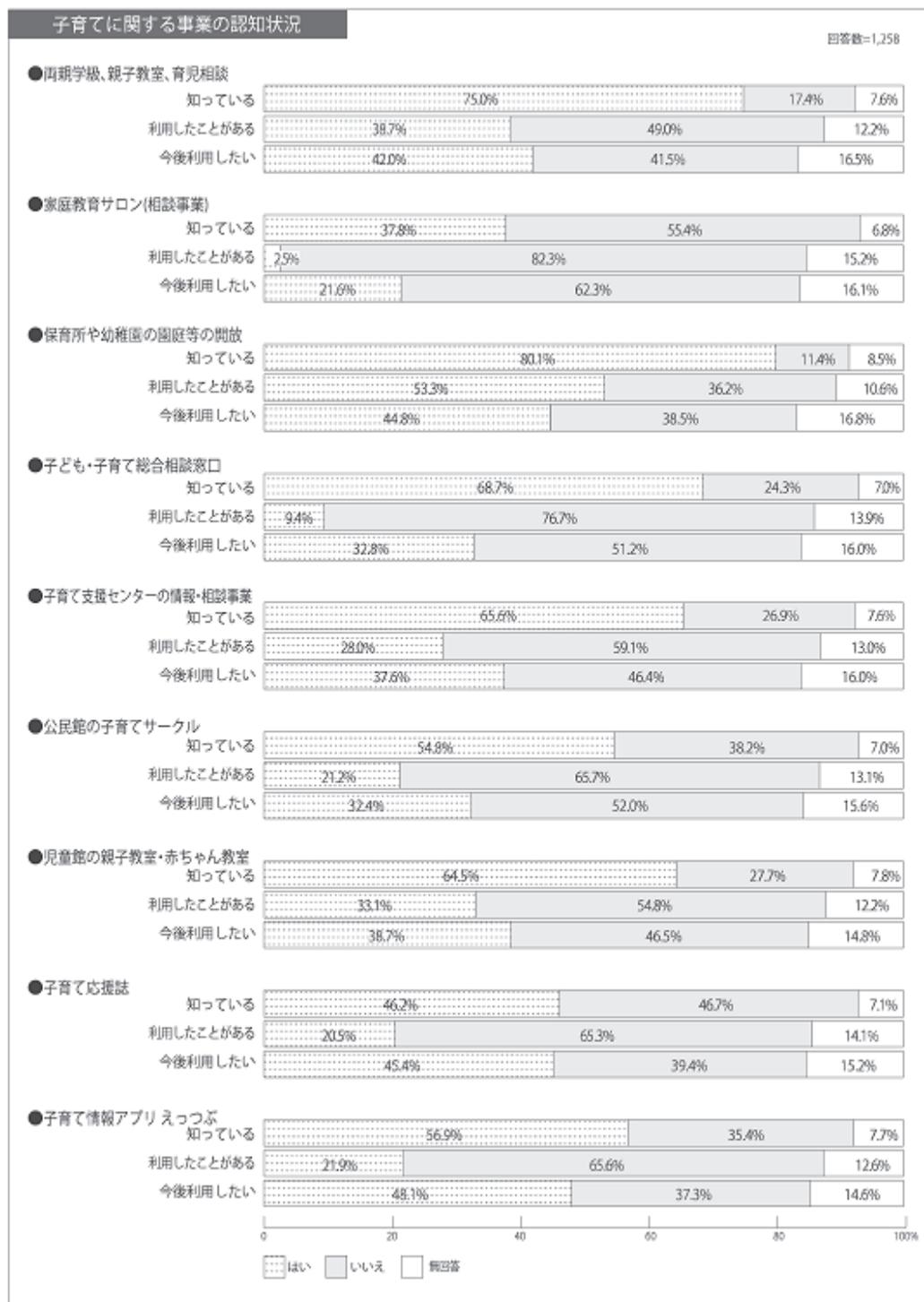
(16) 越前市が子どもを育てやすい環境であるかについて

子どもを育てやすい環境であるかについて、就学前児童、小学生ともに「そう思う」と回答した割合がそれぞれ18.5%、14.5%となっており、「まあそう思う」を合わせると、越前市はそれぞれ、68.7%、67.6%が満足している結果となった。



## (17) 子育てに関する事業の認知状況について

「知っている」と回答した割合が高いのは、「保育園や幼稚園の園庭等の開放」が80.1%、「両親学級、親子教室、育児相談」が75.0%、「両親学級、親子教室、育児相談」が75.0%となっている。また、「今後利用したい」と回答した割合が高いのは、「子育て情報アプリ えつつぶ」が48.1%と最も高かったことから、周知と内容の更新・充実が必要である。



※子育て支援に関するニーズ調査結果、自由意見については、市ホームページにて全文を公開しています。

## ニーズ調査（主な意見） 就学前児童

保育園・こども園
保育園によって英語を教えていたり、差が生じるのは少し良くないと思う(保育料が同じなのに…)。他の保育園では英語、EVTの先生がいたり、動物を飼っていたりと聞いたことがあります。
保育料の無料化に伴い、保育の質が下がったり保育士さんが減らないようにして欲しい。
認定こども園を増やして欲しい。
私立の保育園は土曜日も1日保育をしている所があるが、公立はあまりやっていない。出来るだけ休むようにと言っている。働いている側としては土曜日も預けたいし、サービス業の人もいるので日曜・祝日も月に数回は預けられたら有難い。無理な事も分かるが、これだけ休みが増えてきているので市としても考えて欲しい。
介護では事故や苦情など一つ一つみんなに伝えていますが(利用者家族等、地区の会議等で家族参加型)、保育でもそんな場があったりするのを知りたいです。また園の方からもお便りなど教えて欲しいです。
現在フルタイムで就労していますが、以前は預けられた土曜保育がどんどん厳しくなり困っています。就職を決めた時は毎週1日(通常通り朝から夕方まで)預けられるという事で土曜勤務のある会社に決めたのですが、今では会社の証明書が必要になり、預けられない日や半日しか見てもらえない日もあり、休みをもらう日が多くなってしまいます。仕事は続けていきたいので改善していただけたらと思います。
土曜の仕事があるが、保育園の1日保育の利用は難しい(なるべく祖母にみてもらってと言われる)。しかし祖母は平日の朝と夕方以降で1日4時間は子どもを見てくれており、すでに70歳で本当に大変である。自営の仕事もあり、祖父の面倒もみているので、倒れてもらったなら父母は仕事ができない。保育園の半日保育と土曜の仕事が重なる事も多い。仕事は毎日持ち帰り。目に見えない残業ではっきり言って過労だ。保育サービスの充実も有難いが、働き方(仕事量の軽減)の方が大事であり急務のような気がする。
育休中に上の子を保育園に入れていたのですが、育休中で仕事をしていないという理由で上の子達2人(年長と年少)の子が短時間保育で4時にお迎えが決められていました。年長にもなると4時から自由時間でやっと園庭で遊べるといった時間を奪ってしまい、子ども達も遅いお迎えが良い!と言われたり…。離職中とはいえ、育休中は生まれた子どもとの大切な2人だけの貴重な時間でもあるのにその短時間は子どもの為の制度だとは思えません。それはただの大人の都合であって、まして園を出される子ども達には関係ないと思います。今すぐに辞めるべき制度です。何のアンケートもなしに市が決めるのも納得がいきません。
近くにこども園はあるけれど、越前市のこども園(保育部、幼稚部含む)には食に関して良いと思える所があまりというか殆どなく、もっと食育を推進してもらいたい。
幼稚園
幼稚園の夏休み、冬休み等、長期休暇は高齢の祖父母にとっては正直負担が大きい。預り保育等の充実は必須。
国高地区では子どもの数が多く、パート等仕事をしながら近くの保育園、認定こども園を希望していましたが、特に途中転園等はほぼ不可能といわれ、幼稚園に決めました。しかし長期休暇もあり仕事をしながら幼稚園は厳しいのが現状で、公立の幼稚園でも認定こども園のように一時預かりをしてくれると助かるなど感じています。
幼稚園に通うと平日に行事が多く、両親が働いている場合、親が仕事を休まなくてはいけなくて負担になっている。
幼稚園での特色ある教育に力を入れて欲しい。
小中学校
小学校によっては一学年一クラスしかない学校へ通うこと、またその後、少ないクラスだった小学校から中学校へ通わせることへの不安があります。
外国人の児童が増えてきて、国際色豊かになることなど良いことだと思います。しかし、学校の授業など日本人の児童と同じカリキュラムで進めていく事が可能であるか不安を感じています。
病児・病後児保育
制度の手続き、対象等がいまいちよく分からないので、もっと利用しやすくして欲しい。
病児・病後児保育を充実して欲しい。インフルエンザの時期等、定員になってしまい預けられない。
周りに頼れる人もいないので病児保育を利用したが、越前市の病児保育は数、枠が少なく、希望している日に利用できない事が多々ある。
一時預かり
保育園の一時預かりの利用料が高くて預けたくても預けられない。
下の子を出産後、上の子の保育園等への送迎サービスがあったら良かった(ファミリーサービスは近くに条件にあう人がいないと行けないと言われた)。
一時預かり制度をもっと利用しやすくして欲しい。一時預かりを利用する頻度が高そうな家庭(夫婦2人で近くにお互いの両親がいない場合等)などには、母子手帳を配布する際に事前に近くの一時預かり対象の施設に登録できる様にするなどして欲しい。
仕事がサービス業なのですが、園で土曜日に預かってもらえない時間の子育て支援事業所等を利用しているが、経済的に負担が大きい。1歳未満の時は福井市まで預けに行っていた。

健診
1歳6ヶ月健診など午前中の方が子どもも機嫌がよく、能力テストもちゃんと出来ると思う。
市の健診や歯科健診等、時間がかかり過ぎて時間帯も良くない。午後から始めて1時間ぐらいで終了するのなら良いが、3時間ぐらいかかり子どもがぐずぐずになり困った。また健診中、他の兄弟を預って欲しい。
医療機関
越前市内に土・日・祝日に受診出来る医療機関を希望します。診療時間の延長や夜間救急対応もあるとよい。入院できる小児科をつくってほしい。
越前市内は産婦人科が少ない。もっと分娩を取り扱う病院が増えると良いと思う。
不妊専門の病院が市内にあるといいと思う。産院でもできるが、妊婦が近くにいると気持ちが不安になる。
学童保育
越前市の学童の料金が他の所と比べると少し高いように感じます。3人子どもが居るのでこれから考えるとお金に関して少し不安なところもあります。
小学校の夏休み、冬休み、春休みが仕事をしているので困る(子どもに合わせて休めない。休めて賃金も保証されたら一番良い)。学童はあわないようで1日中は居たがらない。保育園やサマーキャンプ的な別の施設でワクワドキドキする様な学校では出来ない体験が出来る場所を提供して欲しい。
土日でも利用出来る支援センターや児童館が欲しい。
学童保育が小学校3年生までのところが多い為、4年生以降が不安です。平日は下校後数時間で親等が帰宅するが、夏休みなどの長期休暇時にずっと自宅に一人であることが不安です。子どもだけで遊びに行くようになるとも聞きますが、サポートできる体制を作って欲しいと思います。例えば①半日だけ学童等を利用する ②週何回と決めて学童を利用する ③子ども教室等でボランティア体験等(清掃等)。費用が発生するのはやむを得ないと思いますが、地域と関われる機会を作って頂き防犯面も含めて孤独、孤立を減らしていただけるとありがたいです。
我が家には小学校高学年の兄弟もいるのですが、夏休みなど長期休暇時だけ学童や児童館などに預けられないか申し込みに行ったのですが、低学年も多く高学年は無理ですという理由でどこもみてもらえず1人で留守番をしていました。今年は特に猛暑で1ヶ月以上子どもが大丈夫か心配しながら仕事をしていました。祖父母、夫、私も仕事をしていてなかなか休んで子どもをみる事ができないので、高学年でも長期時に預けられる場所を作っていただけると幸いです。
学童保育利用した場合の夏休みや土曜などの弁当持参を無くして欲しい。お金を払っていいので給食等出して欲しい。
子育て
昔に比べて子育て支援はよくなっていると思うが、越前市に限らず子どもを連れて遊びに行ける施設が少ないと思う。母子家庭への支援ももっと手厚くして欲しいと自分が子の立場になってとても思った。
公園など冬になるにつれ行けなくなり、室内に限られるが走れないし運動ができない。
支援センター、児童センターが機能していてイベントも多く、他の子育ての中の方と交流も出来て有難いです。小さい子どものいる家庭は特に二世帯だと息抜きも出来るし、休日でも市内に出掛けるだけで過ごせて助かります(特に中央公園)。
越前市は産科・小児科も少なく、救急だと福井まで行かなくてはいけないので何かあったらと不安に思う。
近くに親族がいる人にすれば良い市なのかもしれませんが、私のように主人の仕事の関係で住んでいる者には頼れる施設もサービスも少なく、近くの親族がいることを基本に考えられているこの市は県外で住んでいた時の方がまだ住みやすかったなと思う。
支援センターや最近できただるまちゃん広場、かみなりちゃんのおうち等、小さな子どもを連れて出かけやすい環境がより整ってきており、子育てし易いと感じます。
今立地区なので近くに大きな公園や子どもを連れていける所があまりない。
5カ月セミナーなど、ママ友さんと関わる機会があるのはとても助かりました。
こども食堂ではないが、様々な方(保護者)が気軽に利用出来て、気持ちが楽になる場所が欲しい。
越前市は支援センターや公民館、児童センターの育児サポートが充実していると感じとても満足しています。郊外(ハツ杉、坂口等)での親子イベントやだるまちゃん広場等の遊び場もありがたいと感じます。一方で中学生や小学校高学年以降の子どもが楽しめる遊び場、学びの場は少なく感じています。家庭、学校、塾、習い事以外にも子ども達の居場所があると良いと思います。
育てる環境については周辺他自治体と比較しても充実している様に思いますが、すみずみ子育てサービスが35時間上限となっていることや育休1年を超えると退園となる事(それによって転園など親子とも負担がある事)、産褥期のサポートが手薄な事など、まだまだ改善の余地があるように思います。行政のサポートだけを望むのではなく、民間のサポートを活用する(それに対する補助は有難いです)、住民相互の助け合いを促す事、そして何より子育て世代に対する周囲の寛容な目視、雰囲気醸成するような働きかけを希望します。

家庭経済
先々の事です、大学の奨学金制度を充実させて欲しいです。大きな負担になりますので…。
未就学児以外(小1～中3)まで医療費無料にして欲しい。
経済的にも非常に苦しいため仕事は休めない。かといって病児保育は1日2,000円と1回使用だけなら良いが、病気が長引いて数日となると割高。1日目だけ2,000円、2日目以降は1,000円とかだと利用し易い。
2人目、3人目と産んでもお金の面での支援が少ないです。学校の無償化といっても教材、給食費はかかっているのも無償にして欲しいです。
第二子は保育料半額、第三子以降は保育料無料、病児病後児保育無料、子ども手当、医療費の助成など中学生までは金銭的な補償が充実していると思う。しかし高校、大学進学に伴い更にお金がかかってくると思うので不安も大きく、それ以降の補償も充実させて欲しい。
仕事と育児
やはり仕事でフルタイムの求人を探すと子どもが小さいと不利だし、休まざるを得ない時も休みにくいし申し訳ない。育児短時間をもっと取り易いと良い。越前市は小児科も少なく、救急だと福井まで行かなくては行けないので何かあったらと不安に思う。
母親の社会生活の維持が困難。両立と言いつつ、かなり無理を感じる。でも収入は必要。働く必要ある。頼る人がいない→自分でしなければならぬ→正社員の条件をクリアできない→パートになるしかない。
職場をもっと休みやすい環境になって欲しい。「子どもを産め」と国はいうのに、職場はそんな感じではなくすごく休みにくい。「小さい子どもがいるから」と再就職が決まらない。会社側がすぐ休むから嫌がる。越前市は小児科が少なく、土日、夜間の緊急時には福井まで行かなければならない。越前市にも子ども急患センターが欲しい。
会社が子ども受け入れている所になっても現地はいろいろ言われます。上手く休みをとってるだとか、育児休業給付金もはじめはパートだからともらえない感じでした。雇用保険払っているのに…と思ったし、その手続きも大変だから産休とる時に辞めないのかと言った話しぶりでした。自分達の時代では無かったとずっと言われます。子どもの病気で休む時もやはり色々あります。子どもが大切と言うわりに歓迎されていない感じを受けます。寂しいです。
女性の話でやっぱり家庭と仕事の両立は厳しいと思う。女性活躍で会社は動いているけど、やっぱり家庭と仕事となると壁があるから自由に動けず、仕事も家庭も中途半端になってしまう。だから男性の意識も変えて欲しい。ただ子どもを犠牲にしてまで仕事？と言われると複雑なところ。これを考慮した仕組みが出来れば共働きナンバー1福井県で、育てやすく働きやすい地域が出来るのではないのでしょうか。
フルタイムで働きたいと思っているが、職場がフルタイムになると終わる時間が遅く、土曜日や2カ月に1度は日曜出勤がある。小1までは時短ができるが、児童館は18時まで、小学校から家まで40分以上はあるので歩いて帰らせるのも心配。土曜日に子どもをみてもらえる施設があっても、子どもの人数が少ないのでかわいそうだな～とも思い、まだまだフルタイムになるのは難しいなあと考えたりしています。
相談・支援
越前市に知人がいないため子育ての悩みを共有出来なく、同じ月齢の子を持つ親も知人も居ない為、専門の人にしか相談してないのでちょっとした相談は市の機関にするのは敷居が高く感じる。
健診で指摘して下さり「なないろ」に通うきっかけを作ってくださいました。ショックでしたが、一歩踏み込んだご意見を下さった事を感謝しています。このご指摘が無かったら今頃幼稚園等にも入れず、親子二人きりで過ごしていたと思います。「発達障害」の子どもがこの先どの様に成長するのか不安はありますが、なないろの先生方、同じく通われている方々、幼稚園の先生方のおかげで以前の様な大きな不安は無くなりました。幼稚園の隣に小学校があり、「子どもの事をしっかりと申し伝えをします」と言われているのでその点についての安心しております。越前市の数々の連携の強さには驚かされています。感謝しております。
子どもに障害がありますが、障害児の対応をもっと充実させて欲しいと思います。
食事を作るのに負担を感じる。栄養全てが自分にかかっている事、好き嫌い食べムラがあるためメニューに困る。たまに誰かに作って欲しいと思ってしまう。支援センターでお試しランチがあり利用するが、新しいメニューの参考にもなるし、他の子どもの食事の様子も見れて良いと思う。

情報
市内で行っている子ども向けのイベントの情報がより入り易くなると良い（HP、アプリ、チラシなどで）。
産婦人科、小児科が少ない。県外から来たのでどこにあるか、何処が良いか分からなかった。支援センターでどんな事が出来るか等、子育て施設の様なものを知りたかった。
越前市には屋内で子どもが遊べる施設が少ないと思います。今後屋内で遊べる施設を増やして欲しい。また子どもの遊べる施設やイベント等がわかる情報サイトなどあった方がよいと思います。
支援センターや子育ての支援についての情報を広く知らせて欲しい。実際にどんな感じなのかと言った事がよく分からない。市役所の情報はインターネットでももう少し分かり易く記載して欲しい。初めての子育てで良く分からない事も多いのでモデルケースといったわけではないが、一般的な事を広く教えてもらえるような場があると良いと思います。
子どもを産み育てていく環境として、他市町と比べたことがあるわけではないのはつきりと分かりませんが、越前市は相談窓口や病児保育施設など整っているほうなのではないかと思えます。ただネット社会が進む時代、子育てに関して困る事があつたら、今の親たちはまずネットで検索をします。市のHPやアプリなど今後ますます活用されていくと思えますし、私自身も分からない事があつたらまずHPやアプリで見てみたりすると思うのでより一層充実した内容が閲覧出来ると嬉しいです。
遊び場
小さい子（0～2歳）が遊べる施設が少ない。
要らなくなった服などを自由に交換したりできる場所があると良いと思います。例えば大野の支援センターでは洋服等を持ってきたり、あげたりすることができ、遊び場で汚れた時にもすぐに着替えさせることもできます。
支援センター、図書館、中央公園など子どもが遊べる(学べる)施設が充実していて、とてもありがたいです。
雨の日など天気の悪い時に利用出来る施設を充実させて欲しい。
だるまちゃん広場のおかげで外で遊ぶ機会が増えたと思います。屋内で遊べる場所や入院できる医療機関が出来るとさらに住みやすさを感じると思えます。
中央公園も綺麗になり遊ぶ場所が増えましたが、まだまだ子ども達が休む日蔭の様な場所が足りないと思います。
歩いて行けるところに公園が欲しい。
支援センター等を利用したのは育休中の0歳の時だけだったので、0歳が利用するイベント等をもっと増やして欲しい。
離乳食を母のかわりに手作りで作ってくれているサービスや、子連れでもランチ、食事し易いサービスのある店があると嬉しい。
今立地区の子ども向け施設をもっと充実させて欲しい。
自然(野外)の中で遊べるイベントはとても良いと思う(「村国山へ行こう」は毎年参加したいと思っています。)
越前市は支援センターや公民館、児童センターの育児サポートが充実していると感じとても満足しています。一方で中学生や小学校高学年以降の子どもが楽しめる遊び場、学びの場は少なく感じています。家庭、学校、塾、習い事以外にも子ども達の居場所があると良いと思います。
ハード整備
オムツ替えのスペースを増やして欲しい。特に男性の方にあると便利です。
通園、通学の際の歩道がその地域によりますが、狭かったりガタガタで、車道すれすれのところがあり危ないです。冬も積雪の際、ほとんど除雪がされておらず、車道を歩かなければならない。
武生中央公園はとても良いが、スタバも増え駐車場が足りていないので立体駐車場を造るべき。
公園のトイレを使いたくても汚い時がある。子ども達が使用する時汚い所では使わせたくない事もある。
子どもを散歩していると市内は歩道が無い道、整備が出来ていない箇所が多く感じます。
交通の便を良くして欲しい。健診の為に福祉健康センターに行かなければならないが、バスの利用がしにくい。タクシーを使ってまで行こうとは思わない。
小学校の下校が殆どの時間一人になるので不安。多少の負担があっても良いのでスクールバスがあればと思う。
小さな子どもでも事故、事件や犯罪に巻き込まれたりしない様、危険な時の対応、対処を強化して欲しい。

行政
越前市は他の市町村と比べると子どもを産んでも育てやすいと感じたことがない。他市町などのような第3子以降は100万円祝金が出るとか金銭的な支援もない。働く母の為の環境作りというより子ども中心に子どもがどうしたら幸せや喜びを感じながら育っていけるかを考える環境作り、政策をして欲しいと思う。
越前市は色々なサポートがあり子育てはし易いと感じます。中央公園の整備もされ、環境も良いと思います。
夜間の際、他市の病院に行かなくてはいけない時があり、子育てがしにくいと感じた。保育所も他市などにある特色ある所がなく、ただ預けるだけの所のような感じがする。
その他
すまいるFカードを第2子世帯にも対応するようにしてほしい。また、使える所が少ないので、代わりに年に1回でも「5,000円の子育てカードで使える券」とかがあったら嬉しい。お金ではなくオムツだけでも助かると思います。
医療費を18歳まで無料化して欲しい。
インフルエンザ等の予防接種を保育園で集団接種できるといいと思う。
市の1歳半健診や2歳半健診など毎回午後からですが、お昼寝の時間で一番眠い時間でぐずるので午前中にして欲しかった。
保育料無料の前に保育士の給料や待遇をあげる必要があるのではないかとと思う(このままでは保育士は居なくなると思う) → 保育料無料で「入らなくてはならない人」が「入れなくなる」事になると思う → 保育士不足の進行になる。
地区の同世代の人との交流をもっと増やして欲しい。
インフルエンザの無償化(小学校での接種)。
もっと子どもと一緒にいる時間を増やしたい。土・日はできれば家族全員で過ごしたい。
仕事をしているため、長期休暇のみ子どもを預ってくれる場所が欲しいです。
外国人からの意見
<b>【サポート】</b>
ブラジルから転入してきた7歳以上の子ども向けにポルトガル語と日本語講座があるといいです。
子どものことを考えて病院、クリニック等(歯科を含む)での通訳サービスがあったらいいですね。日本語をまだ理解できていない私たち外国人には一番難しいところです。
季節によって不安定な天気があり、交通に影響を及ぼすことがあるので、通学時の事故の恐れがあるため、通学バスがあるといいです。※有料でもいい。
24時間制の病院(小児科)。
交代制のため夜勤の時に子どもを見てくれる保育園。
毎日、通訳者2人がいる公立保育園があるのに対して、私立保育園では通訳者が週1回しかいないです。私立の方にも毎日通訳者いて欲しいです。
<b>【子育てに関して】</b>
子どもは2歳のクラスで、保育園の先生たちは素晴らしい人ばかりです。越前市大好きです！子育てするには素敵なおまちです。
最近、教育振興課にて校区外2回も申請をしたのですが、理由(距離、時間、安全に対してへの心配など)を説明したのに関わらず断られました。昔の決めで強制的に通学1.5キロ離れた学校まで歩かすことは子どものことを考えていないと思います。子どもに適することを選ぶのは親の自由だと思います。
県外で住んだことがあります。越前市では殆どの施設(病院以外)に通訳者がいてとってもいいです！
幼稚園で出る給食になかなか慣れない。
育児がただでさえ大変なのに、日本語の理解ができなかったらなおのことです。私も日本語の勉強したいです。市が提供する窓口等の通訳サービスはとってもいいですが、その分ブラジル人市民が日本人職員と接することなく日本語を喋る“必要性”を感じなくなるのが残念に思います。
越前市大好きです！学校もすごく良くて、子どもに勉強のやる気を引き出す環境だと思います。
越前市の子育て支援事業について、ほとんど知ってますし、今後利用したいと思っています。
ブラジル国籍の方に対しての差別を未だに大きく感じる。
私は2児の母です。家でのお話は基本的にはポルトガル語で、学校では日本語しか話さないから子どもがどこかで困らないように私も自分自身で日本語の勉強をしています。子どもに辛い思いさせたくない、いじめに遭ってほしくないです。
子どもはおそらく日本語を学校で習うけれど、私には日本語が難しすぎて子どもの学校生活、宿題等のお手伝いもきつとできないかもしれないです。

## ニーズ調査（主な意見） 就学児童

保育園・こども園
下の子の出産で6ヶ月をすぎると上の子も保育園を辞めなくてはいけないようだが、下の子に手がかるようになって大変になる。上の子も一緒にみるべきだろうが、やっと慣れた保育園だから半日だけでもみてほしい(どこの保育園に入っても)。親の心のゆとりが良い保育(子育て)環境につながるのでは？保育士不足もあり大変だが…。
以前通っていた保育園でお若い保育士の先生が毎年のようにご退職されていました。どのような理由でご退職する決断に至ったかは分かりませんが、ベテランが育ちにくい環境で保育園が今後うまく運営されていくのかとても心配です。
保育環境の充実を…と言われるが、働く側は？就労時間、給料の低さなどの環境で、自分自身も子育てをしている保育士さんが余裕のある生活をさせてあげられているか不安です。
もう少し保育園の先生を増やして欲しい。幼稚園(市立)が2歳から受け入れてくれると助かる。途中入園を可能にして欲しい。
フルタイムに就労してやっと3番目が保育園に入れたが、パートタイムで家事に負担がな状態でも保育園や学童に入れると助かる。国高地区の保育の受入環境をもう少し真剣に考えて欲しい。
幼稚園
幼稚園に入園する子ども達が減って来ているので、保育園迄の時間の延長はなくてもよいと思いますが、現在の若い方が利用、入園したくなるような時間に変更すると良いのではないかと思います。
学校
最近、クラスの中でも発達障害を抱えている児童が多くなってきています。そういった児童は学校で、様々なサポートをしていただいていると思います。しかし、ごく一部の先生しか理解していただいてなく、児童達と長く過ごす学校生活の中で、様々なサポートを含め、もっと目を配っていただきたいと思います。
早くエアコンの設置を全学校、全幼稚園をお願いしたいです。
病児・病後児保育
子どもが急病で仕事を休めない時に預けられる所が野尻医院の「ままのて」ぐらいしか分からないが、定員もあるのでそういう場所が他にも出来ると有難い。預けられる時間も19時ぐらいまでだと有難い。
一時預かり
子どもの年齢に関係なく、用事の内容に関係なく一時的に子どもを預ってくれる場所が欲しいです。他の子のスポ少の大会等に一日家を空けるのでその時に預ってもらえると助かります。
日曜日、祝日、GW、盆、年末年始に子どもの預り出来る場所があると有難いです。
医療機関
病院の診療時間が労働時間に合ってなく不便。休日や夜間に小児救急を診療できる機関が越前市内にあると便利である。
健診
午後からということもあり眠い時間で待ち時間も長く、子どもが飽きて泣いてしまう事が多い。月齢は違っても地区毎にまとめたり、内科診断だけ個人で行かせたり…、3人目、4人目となると「またあれに行かなきゃいけないのか…」と面倒になる。近場でやってもらえると地区の人との交流にもなって良いのでは。

放課後児童クラブ（学童保育・放課後子ども教室）
弟が通っている保育園の学童に兄が入れず、2ヶ所にお迎えに行っています。弟や妹がいる場合は優先して入れていただけると助かります。
6年生まで学童保育を利用出来る様なのですが、実際には定員が少なく3年生又は4年生には利用できなくなってしまう。定員をもっと多くして欲しいです(夏・冬休みなどだけでも)。
母子家庭でありフルタイムで仕事をしているので放課後児童クラブに毎日お世話になっています。土曜日や夏休みも早朝から利用させてもらいありがたいです。児童センターがなかったらフルタイムでは仕事はできていません。児童センターでも色々なイベントがあり、子どもも楽しいと喜んでます。これからもお世話になります。
放課後子ども教室のお迎え時間が18時頃まで可能になると利用しやすい。17時までだとフルタイムで仕事をしていると迎えに行けなくて利用できない。
国高地区は子どもの数が他地区より多い為制限が色々厳しいと感じています(保育所入園、学童利用、児童館等)。他の地区との環境差をもう少しなくして頂きたいと思います(規約上と実情が違いすぎます)。放課後の児童教室がもっと充実して頂けると良いなあと思います。
越前市の学童の料金が他の市町に比べて高いと思います。また年間契約で月謝の為、体調不良等で利用できなくても満額支払わないといけないため辛いです。
今立地区は児童館の学童保育が小学6年生まで大丈夫と聞いたのですが、国高地区は3年生までのようなので小6ぐらいまでであると嬉しいなと思います。
障害を持っている子の安全確保ができるだけの保育士の数が揃っていないですね。結果、子どもさん本人が辛い思いをしています。一番大切な時期を力でつぶされて可哀そうです。保育士の数を増やしてあげてください。(学童保育について)
母子家庭でありフルタイムで仕事をしているので放課後児童クラブに毎日お世話になっています。土曜日や夏休みも早朝から利用させてもらいありがたいです。児童センターがなかったらフルタイムでは仕事はできていません。
子育て
教育、保育環境などにおいては規則等でいろいろと制限される事もあるので、本当に困った時に力になってもらえるような環境を作って頂けるとありがたいと思います。
子育て支援施設が少ない。気軽に行きやすい場所があると相談等もし易い。
子育て支援センターの閉所時間がもう少し遅いともっと利用しやすくなると思う(17時くらいまで開いていると良い)。下の子と上の子を連れていけない。
子どもをみてる施設ができて仕事がしやすい環境が整ったとしても、それが子どもと親にとって良いのかがわからない。できれば親と子が一緒に過ごせる時間が増える方が良いと思うので。
幼保一体化が進み3歳未満児のサークルが消えていき、地域内の交流が希薄になった。子育て世代が仕事復帰しやすくなったが、子育て期に地域と関わる事が少なくなり、孤立化が進む気がする。年配者も若者も。
支援センター、児童センターが機能していてイベントも多く、他の子育ての中の方と交流も出来て有難いです。小さい子どものいる家庭は特に二世帯だと息抜きも出来るし、休日にも市内に出掛けるだけで過ごせて助かります(特に中央公園)。
家庭経済
大学の無償奨学金や補助金、無償化など高等教育の金融サポートを強く必要と感じる。
子どもが3人以上の保育料免除等の支援があるが、小学生になると何もなくなる。中学、高校になるにつれてだんだん学校費用が高くなっていく事に不安を感じます。一人親の人への負担軽減はされていってるようですが、子ども数が多い家庭には子どもが小さい時だけの支援なのは充実した教育環境だとは思えないです。
仕事と育児
正社員で働く時短時間の勤務を取得できるのは3歳まで。短時間からフルタイムになると帰宅時間は早くても18時30分以降。残業になると19時を過ぎます。現在祖父母にみて頂いて働いていますが、祖父母が居なければ正社員で働くのは困難だと思います。小学校(特に低学年)の育児が難しくなります。
昔と違い今は共働きが普通になっているので、人手不足で子どもの風邪等で急に休まれる事が難しいのなら子どもを連れて働ける環境を作っていただきたいです(子どもを少し寝かせておけるスペースを作る等...)。
母親がフルタイムで働く事へのリスクがある中で、子どもを自宅以外でみてもらう事もまたリスクと子どものストレスがあり、どちらを優先するかは家族で違ってくると思いますが、私は家で子どもをみる事を選んでいますが、その分収入も減り将来への不安の中、子育てをしています。働く環境がもっと子育てしている方への対応(子どもの行事の参加、病気時の休み等がしやすい所)ができていたらいいと思っています。子育てに対応している企業の紹介等があると良いと思います。3人の子の行事をこなすのは大変です。

相談・支援
教育や子育て支援の取り組みはあるのは分かっていますが、相談してみると結局、その時に関わった人、担当した人の熱量とか知識とか、親身になってくれるか等の差がある。仕方がない事だとは思いますが、一度ハズレを引いてしまうと不信感で、相談したくても相談する気を失ってしまう。
保健師さん等、異動があると担当の人が変わり、また一から悩み、家庭環境を説明しないといけない事が面倒で、悩んだり辛くてもなかなか相談へ行きづらい。ので、一人の人が子どもが小6になるまでずっと相談に乗ってくれる様な体制があると良いと思う。
遊び場
スポーツが出来る環境、広場がもう少し増えると放課後利用する事ができ助かります。
児童館も気軽に利用出来てお友達とも会える環境ではあるが、図書館のような施設が増えてくれれば子どもの放課後の利用の場所として考えたいと常に思います。
天候の悪い時にも遊べる屋内施設がもっと充実してくれると嬉しい。
未就学児だけでなく、小学校高学年も楽しめるような科学館などの施設の充実を求めます。
だるまちゃん広場ができて小さい子の遊び場があり便利になったと思う。小学生にはあまり場所がないので、エンゼルランドのような学習面も兼ねた場所があると良い。又、室内で遊べる施設がないのであると良い。武生なのにフェンシングにふれる機会が少なかったり、武生で経験できるスポーツ、武術など経験できると市としてのスポーツの活性があるのでは？アスリートが居てもつながらないように思う。
スポ少に入っていない子どもでも土日、スポーツを楽しめるイベントが広がるといいです。
ハード整備
学校の振替休日が月曜日だが、施設は月曜日は休館日なので全く利用できない。HPが学校毎に違いすぎる。◎道路の歩道が歩きにくくベビーカーで散歩出来ない。自転車も走り難くて危険です。街頭に灯りが全くない所が通学路になっている。
外灯や防犯カメラ等を増やして欲しい。
友達と沢山外で遊ばせてあげたいが、子どもだけで外にいるのはとても不安。夜になると外灯も無い所もあり怖い。安全が確保できない世の中になってしまったのがとても残念。
登下校の見守りをもっと強化して欲しいです。
同じ方向に帰る子どもがいなくて毎日車でお迎えしています。人通りもほとんどない道で一人で帰らせるには危険です。通学バスの通り道なのに距離が足りずバスの許可もできません。帰り道が一人になる子にバスの許可を頂けると有難いです。
行政
うちの子が小さい時に比べ保育料、医療費、遊び場が充実しているのでこれからも子どもを産む世代にもっと自信を持って越前市をPRしていけば良いのではないのでしょうか。
保育士、教師など子どもの教育に関わる職業の方の勤務状況・形態があまりに過酷だと思います。もう少し行政の方で対応して頂けたら嬉しく思います。
保育園、学童保育とも認定は頂いていますが、身体の不自由な高齢の祖父母でも同居していると「なるべく家で…」と言われてしまい、仕事を休んだり早く帰る段取りをしなくてはならなかったりと満足と言える充実度はないと感じています。土曜日や時間外は人手が不足している事も理解はしていますが、これからますますニーズが増えてくると思いますので、行政としてご検討くださる事を望みます。
外国籍
西小学校はブラジル人が多く教育が個別対応にともない人で不足だそうだが、日本人生徒の教育がおろそかにならないか心配です。
保育、教育機関のサービスに関し、多言語化を更に進めて欲しい。特に最低限英文対応のサービスをお願いしたい。
障害
自分の子どもではなく、知人の子どもさんが身体障害のため電動車椅子を使っています。知的には同じ歳の子と全く変わらないけれど、エレベーターなどの施設が校区に無いため支援学校に通っています。その子は他の同じ歳の子と勉強したいと願っています。このような子ども達は少数かもしれませんが、いる事を考えて小学校や中学校の設備を整えていただきたいです。子ども達が等しく、平等に学べるようお願いいたします。小中学校のバリアフリー化を望みます。
支援級から普通級への希望をもち、できるだけ普通級の授業を受けさせたい時、先生が必要であればついていってくれる支援が手厚く受けられると良い。そこでどういう支援があれば普通級で学ぶ事ができるか、手立てを探って欲しい。発達障害のある子どもも普通級でも学べる環境を整えて欲しい。通常児にも学びとなるはず。

外国人からの意見
【サポート】
宿題のサポートがあって遊びながら楽しく会話もできるグループがあれば、学校生活と違って言葉の壁と文化の違いで友達とコミュニケーション不足のせいで孤独感を感じられなくなるかもしれないです。
図書館で会話しながら勉強できるスペースが欲しいです（宿題、調べものをする時など）。
多くの外国人が働いてる派遣会社からの理解があってほしい、特に子どもがいる世帯。
ブラジル国籍の教授がいたらいい。
【子育てに関して】
初めて来日した家族向けの日本文化がテーマの講習会があったらいい。
学校1年目については、とても順調に進んでいます。娘は勉強よくできて、いつも先生の事を褒めます。
ブラジルと日本の学習が大きく異なるため、習慣・勉強の面で教えることができない。
越前市は子育てをするにはいい場所だと思います。学校はいろいろ詳しく報告してくれるから安心できます。
仕事をしていて、夏休みに子ども（当時4年生）を留守にすることが心配でした。放課後児童クラブで土日も8時～17時に利用できると思います。
学校の先生がいつも一生懸命で子どものことを心配をしてくれて、勉強や成長のこともみてくれている。それも含めて、親の中でも難しい人もいるので、先生達へのサポートもいると思います。
下校時は安全ではないと感じます、不安です。

発行 令和元年10月  
福井県越前市  
編集 越前市市民福祉部子ども福祉課  
〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7  
TEL (0778) 22-3006 FAX (0778) 22-9185  
E-mail jidou@city.echizen.lg.jp

越前市子ども・子育て支援計画

検索

福井県  越前市